

RITSUMEIKAN HEIWA KENKYU

The Ritsumeikan Journal of Peace Studies

The Fifteenth Number

March 2014

CONTENTS

Preface	YAMANE, Kazuyo	
Constitutional Law Theory Challenges Nuclear Weapons: Revisiting the Reconstruction of American Constitutionalism	URATA, Kenji	1
Possibility of Cooperation of the Peace Studies Association of Japan and Museums for Peace	ANZAI, Ikuro	21
Approach of the Adult and Community Education on practice of the Museum for Peace: Repositioning practice of the Museum for Peace rooted in learning of inhabitants	KURIYAMA, Kiwamu ACHIRA, Yohei HIDAKA, Shoko	33
Peace Education implemented in Ritsumeikan Keisho	YAMAGUCHI, Taichi	51
On “secondary traumatization” in peace/history education programs: The present situation and the exploration of ways toward more trauma-sensitive peace education at the Kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University	MURAMOTO, Kuniko HAGA, Junko	59
Peace educational practice of peace guides: A case study of Hiroshima Peace Volunteers	GENJIDA, Kenichi	69
A Practice of Implementing SABONA in Senior High Schools and Collages	MUROI, Michiko	81
Abstracts		89
Editor's Note		93

立命館平和研究

—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—

第15号

目次

刊行にあたって	山根 和代	
巻頭論文		
巻頭論文		
核兵器に挑戦する憲法論—アメリカ立憲主義の再構成・再論	浦田 賢治	1
論文		
日本平和学会と平和博物館の連携と可能性	安斎 育郎	21
平和博物館実践への社会教育的アプローチ —住民の学習に根ざす平和博物館実践の再定位	栗山 究 阿知良 洋平 日高 昭子	33
調査・研究・実践報告		
慶祥の平和学習	山口 太一	51
歴史・平和教育における「二次受傷」をどう考えるか —立命館大学国際平和ミュージアムにおける 平和教育の現状と可能性	村本 邦子 芳賀 淳子	59
平和ガイドの平和教育的実践活動 —ヒロシマ ピース ボランティアの事例研究	源氏田 憲一	69
紛争転換の方法SABONAの学校教育における一実践 —より良い関係性を構築するための取り組み	室井美 稚子	81
英文要旨		89
編集後記		93

立命館平和研究

—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—

第15号

刊行にあたって

山根和代（立命館大学国際平和ミュージアム副館長）

国際平和ミュージアムではこれまで展示や講演会、シンポジウム開催などの活動を通して平和教育を推進してきました。昨年英国コヴェントリー大学平和・和解研究センターのアラン・ハンター教授は、キャンパスでの講演会で、平和研究に基づいた平和教育の重要性について指摘されました。現在国際平和ミュージアムでは、「平和研究所」（仮称）設置を目指して平和研究にも力を入れようとしています。

昨年日本平和学会秋季大会が明治学院大学で開催された際、国際平和ミュージアム名誉館長の安斎育郎氏によって、「日本平和学会と平和博物館の連携の可能性」という報告がなされました。ちょうど安斎氏が日本平和学会平和賞を受賞された大会でしたが、今後平和研究者と平和博物館・平和資料館がどのように提携・協力をしていったら良いのかについて考えさせられる良い機会となりました。安斎氏の報告が今回の紀要に含まれています。また浦田賢治氏の論文など、平和研究で貴重な課題が今号で取り上げられています。

国際平和ミュージアムでは平和研究を推進し、その成果を展示に活かして生徒や学生、地域社会や国際社会へ積極的に発信することが求められています。幸い本学には数多くの国からの留学生がいますが、彼らの平和学の授業での研究発表は貴重です。ミュージアムでの展示や研究報告など授業以外でも共有することができるでしょう。また様々な分野で研究している教員がいる中で、研究成果を国際平和ミュージアムの展示やシンポジウムなどの活動を通して、学校、地域、海外へ発信していくことが可能でしょう。

今年は9月19日から22日に韓国のノグンリ平和記念館において、第8回国際平和博物館会議が開催されます。過去に2度日本で国際平和博物館会議を開催することに尽力した国際平和ミュージアムの経験をもとに、この国際会議は、「平和研究所」（仮称）の設置を目指している国際平和ミュージアムにとりましても、平和研究に基づいた平和教育について学び、交流する良い機会となることでしょう。

核兵器に挑戦する憲法論 —アメリカ立憲主義の再構成・再論

浦田 賢治

(早稲田大学名誉教授)

序説

本誌編集委員会から示されたテーマは「憲法と核問題」であった。こんにち「核問題」という言葉は、ひとり核兵器すなわち核エネルギーの軍事利用だけでなく、一般に核エネルギーの民事利用の問題をも指すようになってきている。とりわけ「フクシマ」の原発災害以後、そうになっている。こういうことを自覚して「核問題」を憲法とかがわらせて論じるとすれば、対象も広くかつ課題も重いことがただちにわかる。

そこで本稿の対象を核兵器にしぼり、また課題を憲法論議の在り方をさぐるということにした。というのはつぎの事情による。冷戦期に米ソの核軍拡競争がたかまり、反核運動が高揚した1980年前後に、米合衆国でひとつの憲法論議が展開された。核時代の立憲主義のありかたを省察した論議である。いまからおよそ30年以前のこの時期、わたしは「核兵器と憲法」という主題をとりあげ、論稿を発表したことがある¹。だがそれは自分でも満足なものとはいいがたかった。だからわたし自身にとって現在真摯に自己点検してみる意味がある。しかもこの主題は冷戦後20年余りを経た現在、再び取りあげてみる価値があると考ええる。この客観的な理由はなにか。それは核時代の認識とかかわってアメリカ立憲主義のありかたを検証し再び吟味すること、このことは人類の生き残りや人間の安全保障にかかわって死活的に重要である。だが逆説的な言い方も聞こえるが、このテーマは現在の日本の憲法学界においておよそ研究がなされていない。それだけに、原理的にもその応用ともかかわって、学問的に希少価値のあるテーマであると考えるのである。

こうした考えから現在の視点で、アーサー・S・ミラーの論文「核兵器と憲法」とこれをめぐる憲法論議を改めて解説することにした。これが本稿の課題であり手法でもある。また本稿の構成は、まず「核兵器と憲法」論をアメリカ立憲主義の再構成という視点から読みなおすこと、つぎに憲法前文と関連諸条項を解説

することである。しかし、ここまでで与えられた紙数がつきたので、この憲法論議が提示した諸問題のこまかな検討やたちいった考察は、別の論稿にゆずらざるをえなかった。

それでも本稿は、本誌の読者とりわけ憲法と反核運動の研究者や活動家に役立つものでありたいのである。

なお、文中に表記した記号の凡例を、ここで示しておきたい。例えば：つぎのとおり。

Miller 1968: Arther S. Miller, "Toward A Concept of Constitutional Duty", 1968 Sup. Ct. Rev. (1968) pp.199-246.

Miller 1979: Arther S. Miller, *Social Change and Fundamental Law: America's Evolving Constitution*, Greenwood Press, 1979.

Miller 1984a: Arther S. Miller, "Nuclear Weapons and Constitutional Law," Arther S. Miller & Martin Feinrider eds., *Nuclear Weapons and Law*, Greenwood Press, 1984, pp.235-251.

Miller 1984b: Arther S. Miller, In Brief Rejoinder, *Ibid.*, pp.377-384.

Miller 1984c: "Myth and Reality in American Constitutionalism," 63 *Tex.L.Rev.* 181-206, 1984.

Miller 1984d: "Taking Needs Seriously: Observations on the Necessity for Constitutional Change," 41 *Wash. & L. Rev.* pp.1243-1309, 1984.

Miller 1986a: "Pretense and Our Two Constitutions," *George Washington Law Review*, January & March 1986, pp.375-403.

Miller & Cox 1986b: Arther S. Miller & H. Bart Cox, "Congress, The Constitution, and First Use of Nuclear Weapons," *Review of Politics*, Spring 1986, 48, 2, pp.211-245; *Ibid.* Summer 1986, pp.424-455.

Miller 1987: Arther S. Miller, *The Secret Constitution and the need for Constitutional Change*, Greenwood Press, 1987.

Ball 1984: Milner S. Ball, "Nuclear War: The End of Law," Arther S. Miller & Martin Feinrider eds., Nuclear Weapons and Law, Greenwood Press, 1984, pp.287-296.

Brubaker 1984: Stanley C. Brubaker, "The Frail Constitution of Good Intentions," Ibid., pp.299-307.

Soifer 1984: Aviam Soifer, "Protecting Posterity," Ibid., pp.273-285.

I 「核兵器と憲法」 解読

1 序

アーサー・S・ミラー (Arther S. Miller, 1917-1988) は、ジョージ・ワシントン大学 (George Washington University) の名誉法学教授 (Professor Emeritus of Law) であって、戦後アメリカ憲法学の権威者の一人である²。彼は1982年から83年にかけて、ノヴァ大学 (Nova University) の法律研究所 (Center for the Study of Law) で客員教授をつとめた (Leo Goodwin Sr. Distinguished Visiting Professor of Law)。ここで「核兵器と憲法」と題する論文を、研究所紀要 (Nova Law Journal, Volume 7, Number 1, 1982) に発表した。彼は国際法教授のマーチン・フェインライダー (Martin Feinrider) と共同して編集作業をおこない、『核兵器と法』と題する論文集を1984年に刊行した。

ミラーは、この論文を執筆した動機のひとつを記述している。ニューヨークで「核政策法律家委員会」(Lawyers Committee on Nuclear Policy : LCNP) が設立されたのは、いまから33年まえの1981年のことである。国際規模で活躍するアメリカの弁護士、ピーター・ワイス (Peter Weiss) が会長になり、アイルランド出身でノーベル平和賞受賞者のショーン・マックブライド (Sean McBride, 1904-1988)、イギリスの国際法教授イアン・ブラウンリー (Ian Brownlie, 1932-2010)、アメリカの弁護士マーチン・ポッパー (Martin Popper, 1909-1989) など欧米の著名な人物が名を連ねている。そればかりか、日本からも坂本義一教授などの委員をつのって発足した。以来、国連本部の建物があるニューヨークに本拠をおいている。ミラーは、この委員会の諮問会議 (Consultative Council) のメンバーだった³。その声明によると、この会の目的は、「国際法に基づいて核兵器の適法性に関する議論を始める」ことだった。そこには国際法に

基づいてとあるが、憲法というものが適切に位置づけられていない。そこでミラーは、「核兵器と憲法」と題する彼の論文によって、この会の目的に憲法を含めることにした。それは、いいかえれば「核政策法律家委員会」の焦点の拡大を求めたのである (Miller 1984a : 236-237)。

2 アメリカ立憲主義の再構成

ミラーの論文「核兵器と憲法」とこれをめぐって憲法論議を展開した諸論稿が、Nova Law Journal (1982) に収録された⁴。翌1983年2月5日、ノヴァ大学の法律研究所でシンポジウムが開催された。これらの憲法論議に対してミラーは応答しており、その記録が残された (Miller 1984b : 377-384)。したがって、『核兵器と法』と題する論文集には、ミラーの単著論文が2編収録されている。「核兵器と憲法」と「短い回答」である (Miller 1984a&1984b)。

論文「核兵器と憲法」は、こうした実践的な狙いをもってかかれており、しかも内容の点でも結論においてもそうである。このように勇敢に実践的な問題提起をしたものではあるけれども、しかし何が憲法問題であるかを認識する態度と問題解決の方法選択の仕方に注目すると、彼が学究として誇りをもちしかも節度をたもっていることがわかる。それがアメリカ立憲主義の再構成という作業にしめされていると、わたしは考える。しかも、「核兵器と憲法」という問題の建て方自体が、英米の学説史上はじめての試みだと位置づけていることからして、先覚者の自覚と謙虚さも感じられる。

(1) 1981年前後という時代背景

1981年前後という時代背景を強く意識して、これと密接に関わらしめてこの論稿の意義を読むことにしよう。この論稿は立憲主義一般におよぶが、とりわけアメリカ立憲主義を再構成する必要性を強く自覚している。こうした動機が、ここにしめされている。

では憲法研究者としてミラーは時代状況と自らの使命をどのように認識していたのか。そこには深刻な歴史的自省の念と使命感をみてとることができる。彼は要旨、つぎのようにいう。1945年広島と長崎に初めて原子爆弾が投下されて以来、深く考察されないまま、核兵器にはなんら法に違反する問題は存在しないと考えられてきた。しかし「いま、核兵器、その生産、配備及び使用を憲法に基づき正当化し得るか否かの問題と法律家が対峙すべき時が到来している。この論文は、

この事実に対する憲法研究者としての反対意見を提案するための序章である」（Miller 1984a：235）。

この論文の冒頭部分で彼が強調したのは、憲法学説の発想におけるコペルニクス的転換、これが必要だということだと思われる。この論文は、バートランド・ラッセル（Bertrand Russell, 1872-1970）の師匠にあたるアルフレッド・ノース・ホワイト（Alfred North White, 1861-1947）をとりあげて、ホワイトがのべた次の二つの見解をしめしている。「批判的検討に最も値する原理は、最も長期にわたり異論の余地なしとされた原理である。」⁵また、「全く新しい思想の大半は、最初に提案されたとき、愚かであると思われるような様相をある程度帯びているものである。」⁶（Miller 1984a：235）。ミラーは、こうした自覚に立ってアメリカ立憲主義の再構成をおこなうと宣言した。ここには、憲法の原理論のレベルで通説となっている学説をいまや根本的に転換する必要がある、というほどに深刻な事態が存在することがしめされている。彼は、遅まきながら、しかし先駆者になるという自覚のもとに、自らの仕事の意義を明確にする。「法と法律家が核戦争に関して白熱しつつある議論に寄与することは決して愚かなことではない」（Miller 1984a：235）という。

彼は法律家の現状を痛烈に批判して、さらにいう。いま、数多くの宗教家、医師、科学者及び実業家たちが、核戦争の真の意味を把握し、他の人々にその意味を明かそうと努力している。しかし「核政策法律家委員会」といったほんの少数の例外を除き、極く最近まで法律家たちは口を閉ざしたままであった。たとえこの問題について考えたことがあったにせよ、法律家たちは、核戦争は単なる殺戮のもう一つの手段（いっそう強力ではあるが、基本的に長弓、機関銃、戦車及び飛行機と大差のないもの）であると想定してきた。しかしこの想定は全く正確さを欠くものである（Miller 1984a：236）。ミラーは核戦争の特質を、このように述べた。

ミラーのみるところ、「これまで誰ひとりとして、次のような憲法問題を提起したことがない。すなわち核兵器の生産、配備及び現実に起こりうるその使用は憲法に違反しないのかということである。」（Miller 1984a：237）したがって、この論文は、「この問題に対する序説というべき探究である。これは本格的な論述をした論文というよりは、むしろ憲法に関して考える論拠を提案する概略的な論文であるにすぎない。」（Miller 1984a：237）

こうした思考様式の大転換の必要性と正統性にかかわってミラーは、つぎのメッセージを指摘している。1955年の時点で、ラッセル・アインシュタイン宣言に署名したアルバート・アインシュタイン（Albert Einstein, 1879-1955）のつぎの言葉である。「原子力が解き放されたことにより、我々の思考様式を除くすべてのものが変化している。その結果、我々は、前代未聞の破局の淵へと押し流されている。」⁷（Miller 1984a：237）

1981年前後という時代背景をデッサンするとどうなるだろうか。ミラーは、つぎのように描いている。

現在四万発以上の核兵器が存在しており、毎週のように追加生産されている。ロシアは、千五百のアメリカの都市をすべてこの世から抹殺するのに（あるいはそれ以上の）十分な核兵器を保有している。合衆国は更に大量の核兵器を貯蔵している。核能力は拡散しつつある。フランス、英国、インド、中国は確実に、またイスラエル、南アフリカ及びブラジルは恐らく、相当量の核兵器を保有している。「過剰核殺戮力」は、今日地球上に生存するすべての人間を蒸発させるに足る量に既にたっしている。それにもかかわらず、世界諸国の政府の指導者たちは、核の最高位を求めて狂気の「競争」を続けているのである（Miller 1984a：238）。

1981年前後の核兵器状況は、ひとことでいえばこのようなものだっただろう。そこで憲法学者ミラーは自分の論文についていう。彼はここで一方的な軍縮を決して主張していない。われわれは「今後も決して変わることがないであろう状況、即ちホプソスの世界で暮らしている」と彼は、いう。だから彼はあえて指摘する。「アメリカの憲法制度の中で公権力及び事実上の支配権を行使している人たちは、全世界の核の脅威を廃絶するために、行動を起こす義務がある。」これが彼の議論の核心である（Miller 1984a：238）。

いま彼の「序言」のなかでとりわけ注目しておきたいのは、つぎの命題である。「少なくとも他の憲法に関する論拠と併せ考えたとき、アメリカ立憲主義は目的追求的な本質をもち、これに基づく論拠が核兵器の合憲性という前提を無効にするということである」（Miller 1984a：238）。

以下わたしは、この命題がアメリカ立憲主義の観念を根本的に再構成するものだと理解して、解説していきたい。

(2) 立憲主義の哲学的基礎

ミラーはやはり、立憲主義の哲学的基礎を、アメリカの歴史家にして政治学者のチャールズ・H・マクワルワイン (Charles McIlwain, 1871-1968) の主張にもとめている。「立憲主義には、絶対に必要な一つの資質がある。それは政府に対する法的な制約である」⁸。(Miller 1984a : 239)

この一つの命題だけをミラーはここで援用しているが、実はマクワルワインは、米政府筋の要請をうけて、ファシズムや Kommunismus に対して「アメリカ民主主義」が優位する旨を説こうとしたのだった。そのために著書『立憲主義』を発表した。第二次大戦がすでに勃発していた1940年である。ここでは古代と中世の立憲主義について記述があり、しかも、キリスト教の知的伝統に立憲主義の起源を定めるのではなく、ギリシャとローマの知的遺産によって立憲主義の哲学的な基礎づけがなされている。

ミラーが総括的命題として強調するのは、アメリカ立憲主義の内容をなす政府の政治責任である。アメリカ立憲主義は、手続 (単なる訴訟手続) を超えた存在である。マクワルワインが述べているように、立憲主義は、治められる者に対する政府の責任に目を向けた実質的かつ規範的な内容を持つ存在である。立憲的制限に違反した者の政治責任の追及こそ重要なのだと強調している。この点にその特質があると私は理解している。

そこで次にミラーは、ジェイムズ・マジソン (James Madison, 1751-1836) の言説に論じ及ぶ。マジソンは、『フェデラリスト・ペーパーズ』第51号 (The Federalist No.51) の中で述べている。「国民を治めるため、国民によって治められねばならない政府を形成するには、大きな困難がある。すなわち政府には被治者を律する能力がまず必要であるが、次いで政府は自らを律する義務を負うということである。」⁹ (Miller 1984a : 239) ジョージ・ワシントンに筆頭とする植民地アメリカのブルジョアたち、彼らによる政治革命の成果を法典化するために、マジソンは憲法と政府構想を立案した。彼は連邦主義者の立場にたって、当初13州の主権をまったく連邦に移譲することを主張した唯一の憲法起草者であった。また反・連邦主義者を説得するため、憲法批准のち権利章典を憲法典にくみこむ旨を約束したほどである。州権論者の行き過ぎた民主主義論を抑え込むために、有産階級という少数者の利益と権利を保障しようとした。ここにヨーロッパの政府形態とは異なったアメリカ型制限政府が構

想されたのである。

ところで、立憲主義の哲学的基礎にかかわる議論をはじめにあって憲法学者ミラーが、フランスの公法学者レオン・デュギー (Leon Duguit, 1859-1928) の学説を援用していることは重要な意味をもっており、またある意味でわたしにとってとても興味深い。

すでに第一次大戦直後の1919年に、レオン・デュギーは、つぎのとおり述べていた。「公法のいかなる制度も、それが次の規則への既定の容認に基づく限り生氣に溢れたものとなりうる：第一規則、権力保持者が行うことのできない一定の行為が存在すること；第二規則、権力保持者が行うべき一定の行為が存在すること」¹⁰、これである。(Miller 1984a : 238-9)。この命題をミラーは、積極国家における「憲法上の義務の概念をめざして」と題する論文の冒頭で、すでに14年以前に提示していた。(Miller 1968 : 199)

レオン・デュギーは、伝統的な主権や権利という概念を個人主義的・形而上学的概念として退け、「社会連帯」(la solidarit sociale) という事実に基づく客観法 (le droit objectif) を中心とする独自の法体系を築いた¹¹。しかしここで、同時代のフランス公法学者アデマール・エスマン (Adh mar Esmein, 1848-1913) が国民主権論、半代表論や権利論を主張して、デュギーの「主権抹殺」論や客観法論を批判して論争を繰り広げたことも指摘しておきたい¹²。エスマンではなく、デュギーの公法学を援用していることの含意、これが興味深い研究課題である。

つぎにミラーは、アメリカ最高裁判事のフェリックス・フランクフルター (Felix Frankfurter, 1882-1965) の言説を援用している。フランクフルターは、第二次大戦後まもない1949年に、「理に適い、正しいとみなされているものが、その水準を向上させることは、自由社会の本質そのものである。」¹³と述べた。そして上述のことが、ミラーによると、アメリカ立憲主義において実行されているとする。すなわち、通常少なくとも合衆国における立憲主義は、概念として規範的な意味を内包していたと強調している。(Miller 1984a : 239)

フランクフルター大統領のニューディール時代 (1930年代) に、フランクフルターはリベラルでニューディール立法の支持者で司法消極主義者だとみなされた。しかしすでに1949年当時には最高裁の保守派のリーダーであった。だからリベラルで、しかも裁判官が法を創造することを認める司法積極主義者のアール・ウォーレン首席判事の仕事は不誠実でナンセ

ンスだと非難していた¹⁴。

さらにミラーは、それだけでなく、オーストリア・ウィーン生まれの経済学者で哲学者のフリードリヒ・ハイエク（Friedrich Hayek, 1899-1992）の哲学も援用している。ハイエクの言説をあえてとりあげて、「立憲主義の意味は、すべての権力は一般的に受け入れられた原則に従って行使されるという理解に基づくものであること、また権力を与えられる者は、彼らが行うことが何であれ、その行為を正当化するためではなく、彼らが正しいことを行う可能性が最も高いと考えられるが故に選出されることである。』¹⁵と述べている。（Miller 1984a : 239）

ハイエクは、『隷属への道』（The Road to Serfdom : 1944年）で社会主義と共産主義も、ファシズムとナチズムも、いずれも同根の集産主義だと批判した。このことで著名になった彼は、リバタリアニズムに立脚する学者の組織「モンペルラン・ソサイエティー」を組織した（1947年）。のちにノーベル経済学賞を受賞した20世紀を代表するリバタリアニズムの思想家である。立憲主義の哲学的基礎づけの幅を、ミラーがここまで広げていることは、ミラーの立ち位置がいかなる哲学によるのか立ち入った検討を必要とする。

ミラーがさらにあげるのは、アメリカ生まれのロシア系ユダヤ人で、米合衆国の社会学者ダニエル・ベル（Daniel Bell, 1919-2011）である。ベルによれば、立憲主義の意味は「アメリカ例外主義」との関係で位置づけられる。「もしも立憲主義——すなわち法の枠組みに対する共通の尊敬と法の適正手続に基づく結果を応諾すること——が失敗するか、あるいはそれが社会の重要な構成要素によって拒絶されるなら、そうすればアメリカ社会の仕組み全体もまた同じく崩壊するだろう。この意味で（立憲主義という）今日なお残存している最後の『アメリカ例外主義』は生き延びなければならぬのである」¹⁶。（Miller 1984a : 239）

ダニエル・ベルは、「イデオロギーの終焉」論や「脱工業社会」論、また「資本主義の文化的矛盾」論で著名である。彼は自らを称して、経済学では社会主義者であり、政治学ではリベラルであり、文化の領域では保守主義者だといっている¹⁷。彼は1975年に発表した論説「アメリカ例外主義の終焉」のなかで、この観念の今日的な危機の諸相を描いた。そこで「国民あるいは人民は、自然、宗教および歴史の3者で形成される」とのべて、「自然と宗教」の観念が死滅したいま、アメリカがきづいてきた歴史、とりわけ「立憲主義と礼讓（comity）の歴史」の認識が死活的に重要だと強

調した¹⁸。

さらにミラーは、立憲主義の担い手である法律家の地位と役割を論じており、ここでジョージ・ケナン（George F. Kennan, 1904-2005）とアール・ウォーレン（Earl Warren, 1891-1974）の言葉をとりあげている。まず法律家は、「法廷に立つ公僕」だという意味で公務員に準じた地位を有する。だから、ケナンの言葉を借りれば、法律家は普通の人々なら期待する「逃れる術」¹⁹を見つける行動を一切取らず、またもっぱら傍観者の態度を取り続けるべきではない。（Miller 1984a : 240）。連邦最高裁判事ウォーレンは、「法は倫理の海に浮かんでいる」²⁰とかつて述べたことがある。まさにその通りである。法は、絶望の淵から身を翻すために必要な気運を醸成するに足る強力な指導力を発揮できる。（Miller 1984a : 240）

さらにまた憲法学者ミラーは、核兵器に対する憲法の評価を明言している。「国際法及び憲法に照らして核兵器は違法だという主張を説得的に弁護することができる」という。「法は役に立つ道具であって、法は実在する環境の反映であるが故に、核危機が法にたいして挑戦と機会を与えている。合衆国では法の最終的な目的は、人間の尊厳を最大限に発揮できる条件の下で人間の生存（を確保すること）である。よく知られた法律用語を使うなら、核兵器は生存及び特に人間の尊厳の成就に対する明白かつ現在の危険である」（Miller 1984a : 240）。

「明白かつ現在の危険」が人類の生存及び特に人間の尊厳の成就を阻んでいるという断定は、わたしに言わせれば、この憲法学者にしていうことができる感性と理性、さらに叡智にもとづく決断であろう。

この点とかかわって1967年に、当時上院外務委員会委員長だったJ・W・フルブライト（J.W. Fulbright, 1905-1995）は、次のように述べている。大統領を含めて「いかなる人間又は集団であれ、その手に絶対的な権力が任されると、他のすべての人間は専制政治あるいは惨禍に脅かされることになる。」²¹。これは適切な言葉だとミラーは述べている。（Miller 1984a : 240）。つづけて言う。「戦争は、他の手段により続行される外交である²²というカール・フォン・クラウゼヴィッツ（Karl von Clausewitz, 1780-1831）のよく知られた陳述は現在ではもはや通用しない。原子力が解き放されたことにより、この言葉は説得力を失った」（Miller 1984a : 241）。

ここでわたしの短いコメントを記しておこう。

まずミラーの論文「核兵器と憲法」は、実践的な意

図もった労作であって、自分が参加した「核政策法律家委員会」の目的に憲法を含めることを求めたものである。しかもミラーの事実認識は核兵器の「過剰殺戮力」を的確にとらえたものである。核兵器は今日地球上の人間をすべて蒸発させるに足る量に既にたちしているのに、世界の指導者たちは、核の最高位を求めて狂気の「競争」を続けている。

この事態に対処するため立憲主義は核時代の立憲政治に対応できるように再構成する必要があると彼は力説する。確かに立憲主義には絶対に必要な一つの資質があって、それは政府に対する法的な制約である。しかし同時に彼は権力保持者には一定の作為義務があることを強調している。公法のいかなる制度にも権力保持者が行うべき一定の行為が存在すること（レオン・デュギー）、これである。

その帰結は「国際法と憲法とが融合する」ということである。核戦争は理に適い正しいものだとはいえないのであって、このことは合衆国、ソ連、またいかなる国家にも当てはまる。そこで国際法はこのような兵器の使用を禁止するため憲法と融合することになる。核兵器の使用が禁止されれば、その生産及び配備も違法となるのは当然である」。当然違法説をのべることで「国際法と憲法とが融合する」という、この命題も含蓄が深いとおもわれる。

(3) 小 結

ここで一応わたしの見解をのべておきたい。核時代のアメリカ立憲主義はその哲学根拠を確実に持っており、その含意は核戦争と核兵器使用が当然違法である旨を明言できる。これが憲法学者ミラーの提言である。だからして、わたしはこのことを、相当の敬意と慎重さの双方でもってうけとめなければならないと考える。そこで核時代におけるアメリカ立憲主義の再構成という主題にしぼって、ミラーの学説がどのように展開しているかを指摘しておきたい。

それはこの時期についてみれば神話的立憲主義を現実的立憲主義へと再構成する試みだと言ってもいいだろう（Miller 1984c : 181-206）。

3 核兵器への憲法による挑戦

(1) 序

憲法による挑戦は、核時代の正しい現状認識から引き出されるべきものである。この観点からして、まず米合衆国憲法前文の目標を新たに解釈することから始まり、ついで憲法本文の諸条項を目的適格的に解説す

ることによってなされる。つぎのとおりである。

(2) 憲法前文の目標

そもそも「核兵器と憲法」の関連を論じるこの議論の動機は、現代政治の目的を追求する立憲主義の特質を明らかにすることである。ミラーはすでにこう述べた。この観点から憲法の前文を解釈する。

合衆国憲法の前文は立憲政治の目的を述べている。

「われら合衆国の人民は、いっそう完全な連合体を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のために、この憲法を制定し確立する」。

この基準に照らすとき、「核兵器及び不安定な恐怖の均衡が、このような目的の一つ一つを危険にさらしている。」そして、いう。「我々がその子孫である。実質的な内容を前文に付与することについて真剣に検討すべき時が訪れている。」（Miller 1984a : 241）

ジョセフ・ストーリー判事（Joseph Story, 1779-1845）が、その『憲法註釈』で述べている説をミラーは援用している。「前文の真の任務は、憲法により実際に付与される権力の本質、範囲及び適用を解釈したものであり、権力を実質的に創造するものではない。」²³そう理解したうえでミラーは、まず憲法前文のもろもろの意味は、現在の問題に対処するという明確な目標の下に、現状の正しい理解から引き出されるべきものだという立場をとっている（Miller 1984a : 241）。

ここで立憲政治の目的が、①正義を樹立し、②国内の静穏を保障し、③共同の防衛に備え、④一般の福祉を増進するという4点をふくむことをしめしたうえで、ミラーは核時代において、⑤「われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する」という目的が死活的な重要性をもつことをとくに強調している。

ミラーは、「われらの子孫」の利益にかかわって述べている。マッカロック（McCulloch）対メリーランド（Maryland）事件における連邦最高裁首席判事マーシャルの有名な言葉を引用すれば、「本件は、国家の安寧が実質的にかかっている強大な権力の行使に関するものである... この規定は、将来のいく世代にも渡り継続し、従って国民の問題に関する様々な「危機」に適合するよう意図された憲法に制定されている。」²⁴したがって「憲法とは、次の世代のアメリカ人による自らの基本法の制定を可能にする、即ち憲法の起草者

たちの時代ではなく、『次の世代』の必要性を満たすための、憲法の起草者たちによる権力の暗黙の授権である」(Miller 1984a : 241-242)。

憲法は、われらとわれらの子孫の利益のために起草された。しかしながら、「核兵器が爆発した後には、その破片を拾い集める子孫も残されない。憲法制度が消滅してしまうだけでなく、恐らく文明自体も抹消されてしまうだろう」。したがって「子孫」の存続そのものを脅かすことが合憲であり妥当性があると主張する者は誰もいないであろう。「子孫は憲法に基づく自らの要求を持っている。このことは特に明らかである、というのは（核エネルギーの）科学技術革命が（現在の）急激な社会変化をもたらしたのだから、現在生存している大半の人々が自らの子孫（の代弁者）になるほかないからである」(Miller 1984a : 242)。

もちろん、「核兵器が本質的に憲法違反であると説得する」ことと関わって、ミラーはいくつかの言説をあげることができるという。かつてウィリアム・シーウッド (William Seward) が述べたように、「憲法より高位の法が存在する」こと、または、フレッチャー (Fletcher) 対ペック (Peck) 事件²⁵で連邦最高裁判所首席判事マーシャルが書いたように、土地の不正な無償払下を廃止しようとしたジョージアの試みは、「天賦の正義という偉大な原則」を軽視している。従って、ジョージアは、「我々の自由な制度に共通する一般原則又は憲法の特定の規定のいずれかにより」制約されるのである。」またマーシャルの同僚であったウィリアム・ジョンソン (William Johnson) 判事は、更に一歩進めて、「理性及び道理に基づく一般原則、神にさえも法を課すことを命ずる原則」²⁶が廃止の試みを無効にすると主張した (Miller 1984a : 243)。

要するにここでミラーは、改めて自問している。「天賦の正義の原則（英国においてより広く通用している概念）は、核兵器の適法性を決定するために利用できるのだろうか。」答えていわく、「然り」であると。1907年の第4ハーグ条約の有名な「マルテンス条項」の言葉を借りれば、「新しい戦術又は兵器を特に禁止するいかなる条約規定が定められていなくとも、戦闘員及び非戦闘員は「文明化された諸国民により確立されている慣習、人道に関する諸法、及び公共良心の命令に由来する」²⁷法的原則により保護され続けるのである。(Miller 1984a : 243)。

ミラーは、さらに自問している。天賦の正義という複雑な問題にこれ以上立ち入らないとすれば、憲法のいかなる特定の規定が、核兵器問題と関連性を持つと

考えられるのか。関連性を持つと考える見解には、「憲法の意味決定者による創造性と新機軸の採用が必要とされる」。こう述べてミラーは、次のように提言する。アメリカ立憲主義の再構成を試みる「これらの見解は、確立された学説としてではなく、更なる探究を必要とする問題点として提案されている。しかし総合的に見れば、それらは核兵器の違法性というただ一つの方向を指し示している」(Miller 1984a : 243)。

わたしのコメントを示すなら、つぎのとおりである。これまで論述した諸命題は、憲法前文の目標をミラーが解説したもので、極めて斬新かつ根源的なものである。憲法前文は、憲法を解説する者が核兵器の違法性というただ一つの方向に向かうべきことを命令しているのである。

(3) 憲法諸条項の解説

さてつぎの4つの問題をミラーは論述しているが、それは関連する憲法の諸条項の解説をつうじてなされている。問いは4点に示されている。

(1 a) 議会は、その宣戦布告権を暗黙のうちに又は明白に授権できるか。

(2 a) 議会は、授権された権限の行使を怠ることが可能であるか。

(3 a) 国際法は、大統領が（憲法第2編に従って）忠実に執行しなければならない“法”的編成 (the corps of “law”) の一部なのだろうか。

(4 a) ひろくしられた政府の義務に関するこの示唆は、大統領にも議会にもまた連邦最高裁にも及ぶか。これである。

ミラーは、つぎのように4つの命題を、順次提示している。

(1 b) 議会の宣戦布告権: 議会の宣戦布告権は授権できない。

憲法第1編8節11項は議会の宣戦布告権を定めている。だがミラーは、フルブライト上院議員の言葉を援用して、議会の宣戦布告権が大統領に暗黙のうちに授権されたことは確かであるという。またリチャード・ニクソン (Richard Nixon) 大統領の拒否権を退けて法制化された1973年の宣戦布告権決議 (the War Powers Resolution) の中に、明示的な授権を読み取ることさえ可能である²⁸。(Miller 1984a : 243)。確かにジョージ・ワシントン (George Washington) から始まる歴代の大統領は、一方的に戦闘行為を行ってきたとミラーは認める。しかしミラーはつぎのように述べる。「多分南北戦争期間中のアブラハム・リンカー

ン (Abraham Lincoln) の場合を除き、すべてのこれらの戦闘行為は、最小有効手段の法則 (the Principle of the Economy of Means) に従ってなされたものであった。²⁹しかしミラーはこの原則は、核戦争の時代には、まったく通用しないと強調する。「核兵器の使用は限定不可能であると定義されている。ひとたび使用されると、紛争は遅かれ早かれ全面戦争へとエスカレートするだろう。」「たとえ立法権の委任に関する憲法の原則が存在するにしても、それが文明自体を脅かす権力にまで敷衍されないことは明らかである。」 (Miller 1984a : 244)。

これは核兵器使用で生じる軍事的政治的な社会現象についてのミラーの事実認識である。ここに彼の核兵器使用は憲法違反だという判断のもっとも重要な根拠がある³⁰。

つぎにミラーは、国連憲章第51条を援用する先制的自衛に論じ及ぶ。この先制的自衛の (観念) は1962年キューバ・ミサイル危機の期間中にアメリカの法律家たちによって援用された。「このエピソードは、人命を奪う権力の保持を大統領に認めた議会の極めて悪質な行為の明らかな証拠である。」とミラーは述べる。「国家理性の原則 (raison d'état) は、憲法上最も議論の対象とされていない範疇の一つである」という (Miller 1984a : 245)。従来この原則は、「国家の存続を確実にするために必要とされるいかなる行為も、たとえこのような行為が良識と道徳を兼ね備えた人間としての個人の立場から見ていかに矛盾するものであっても、国家の責任を負う個人により講じられねばならない」³¹ともいわれてきた。しかしながらミラーによれば、「権利章典 (the Bill of Rights) は、国家理性 (raison d'état) が政策決定者に与えたジレンマを解決しようとした意識的な企てであった。」というの、権利章典の起草者たちは、歴史と人間の暗部を知り尽くしていたので、「自由及び個人の安全の理由」 (reasons of freedom and of personal security) を明示し、これによって「国家理性」 (reason of state) を憲法上表明しないでおくことを選択したのである。 (Miller 1984a : 246)

これまでの記述の核心について指摘しておこう。それはこうだ。1787年の米合衆国憲法制定以降、さらに1945年に旧式な原子爆弾が投下されて以後も、世界の環境が急激に根底的に変化している。そのため憲法の正統性に関する古い慣習と古い思考様式は根本的な再検討を迫られている。「新しい原則が発見されねばならない。マジソンが述べたように、政府は自らを治め

るよう義務づけられねばならない。」³²この必要性からして、つぎの解釈がなされる。

(2b) 犯罪 (offenses) を処罰する議会の権限 :

ミラーの第2の命題は、つぎのとおりである。議会は犯罪を処罰する権限の行使を怠ってはならない。

ミラーはつぎのように記述する。すなわち憲法第I編8節10項に基づき、議会は「国際法」 (the Law of Nations) に対する違反を処罰する権限を付与されている。

1826年にチャンセラー・ケント (Chancellor Kent) は、その有名な『アメリカ法註釈』の中で、つぎのように述べている。

合衆国が大英帝国の一部であることに終止符を打ち、独立国家としての地位を獲得したとき、合衆国は、ヨーロッパの文明化された諸国が、良識、道徳及び慣習に基づきその公法として制定している諸規則の体系に従うことになった。この法の忠実な遵守は、国家としての資格にとり極めて重要なことである...³³

この記述にしたがってミラーは、つぎのように主張する。「もし国際法が核兵器を違法であると証明できれば、この原則に従う義務が、合衆国 (及びその他の諸国) に課せられる。」 (Miller 1984a : 246)

ミラーによれば、その論拠は次のようになる。「合衆国対アリョーナ (Arjona) 事件³⁴において、連邦最高裁は、国際法は、すべての政府に、平和関係にある別の国家、又はその住民に対して、自国の国境内においてなされた不法行為 (a wrong) を阻止する義務を課していると述べた。すくなくともアリョーナ判決がこの問題に対する体系的な探究への突破口を与えてくれることは確かである。」 (Miller 1984a : 247)

日本の原爆裁判が東京地裁に係属中の1961年秋、国際連合総会の決議1653が採択された。この決議で核兵器による威嚇又はその使用は、国連憲章に違反し「人類と文明に対する罪」であると表明した³⁵。1981年にいたってリチャード・フォーク (Richard Falk) 及びその共同研究者たちは、学術論文「核兵器と国際法」 (Nuclear Weapons and International Law) の中で、「核兵器によるいかなる威嚇又は使用の企ても、国際法の命令に違反し、また国家犯罪を構成することになる」と結論を下している³⁶。そうであれば、アメリカ政府 (そのすべての部門) が負う憲法上の義務は明らかになる。したがってミラーの見解は明確である。議会は政府による「国家犯罪」を阻止する行動をとらな

ければならない。(Miller 1984a : 247)

短いコメントを加えておきたい。国際連合が1961年以降繰り返し述べてきたのは核兵器による威嚇又はその使用は「人類及び文明に対する罪」だという規範命題である。実はこの前年「核時代の16年目」に、ランド研究所での成果を基にハーマン・カーンが『熱核戦争論』を刊行して、水爆による人類の絶滅的惨禍を描いていた³⁷。それから26年後の1986年夏以降、アメリカの国際法学者フランシス・A・ボイルは、英米法という未完成犯罪の観念を援用して、国際法と国内法における核抑止の犯罪性を論証することになる³⁸。さらに国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程のなかで大量破壊兵器使用が「戦争犯罪」にあたる旨が規定された。こうして国際法上の犯罪論が生誕し成長している。

（3b）憲法と国際法

ミラーの第3の命題に進もう。すなわち、国際法は大統領が憲法第2編（8項）に従って忠実に執行しなければならない「法」的編成の一部（a part of the corps of “laws”）である。

ミラーによれば、連邦最高裁は「その判決は国土の法である」と巧みに主張してきた³⁹。もし連邦最高裁の判決の主眼が、正しい洞察に基づいたものだとすれば、「法」という言葉には、議会による立法以上のものが含まれるはずである。もし連邦最高裁の判決が正しいとすれば、「国際法」の規範に関しても同じことを主張するのに、さしたる観念上の飛躍を必要としないであろう。(Miller 1984a : 247)

つぎにミラーは、大統領に義務を課するという命題に論じおよんで、つぎのように記述する。この論点は、まったく新しい概念であるため、該当する判決例がほとんど存在しない。ミシシッピ（Mississippi）対ジョンソン（Johnson）事件⁴⁰以降、裁判所の令状は大統領に対して効力を持たないと考えられていた。しかし、ニクソン大統領が、悪名高いホワイト・ハウス・テープを引き渡すよう求められた1974年に、この情況は一変してした⁴¹。それ以降、大統領に対する訴訟は、日常茶飯事とは言えないにしろ、確かに珍しいことではなくなった。たとえそうであっても、例えばイラン人質事件（the Iranian Case）⁴²のように、原告は、大統領本人というよりは、むしろ部下の行政官僚を法廷に召喚する傾向がある。(Miller 1984a : 248)

憲法上の義務という概念は、アメリカ憲法では徐々に発展している概念である。ミラーはこう述べて、クーパー（Cooper）対アーロン（Aaron）事件以降、連

邦裁判所判事は、その判決は「国土の法」とであると主張してきたという。ウィリアム・ブレナン（William Brennan）判事のつぎの言葉のように「判事は単なる審判以上の機能を果たしている」のだと、ミラーは言う。「この制度の下では、裁判官は単なる審判者ではなく、自らの分野においては立法者（政府の同格のものからなる部門の一つ）でもある。実際、裁判官が、指定された領域において、法に関する政策の公式化を図る際に、時には相当の権力を行使することもある」⁴³。(Miller 1984a : 249)

ミラーは明確に述べている。「連邦最高裁判事は進んで難局と取り組み、政府部門の当局者たちが、市民の生命、自由及び財産に対する脅威を排除するための行動を起こす憲法上の義務を負っている。このことを、大統領及び議会に指し示すべきである」。そして「このような脅威は、核兵器から生じてくるものである」と彼は言っている。(Miller 1984a : 249)

ここでコメントしておこう。ミラーの第3命題の内容は、このように「憲法上の義務」という概念については明確である。大統領は憲法第2編（8項）に従って国際法を忠実に執行しなければならない。しかしながら、国際法がアメリカの「法」的編成の一部（a part of the corps of “laws”）であるという命題については、論述をひかえたきらいがある。この点では、共編者のひとりマーチン・フェインリダーの論稿「国土の法としての国際法：核兵器使用にたいする、もうひとつの憲法上の制約」に待つところがあったかもしれない⁴⁴。

（4b）連邦政府の積極的義務

ミラーはここから、第4の命題にすすんで、つぎのように述べる。大統領は法を忠実に執行しなければならない、議会は国際法を定義し論じなければならない、また連邦最高裁は国際法的規範を司法上認識可能なものにすべきである。(Miller 1984a : 249)

ここで重要なことは、法の適正手続（a due process）という問題が提示されることである。ミラーは、つぎのように述べて論点を提起する。「では、法の適正手続は、その手続的と実体法的の両側面に加えて、さらに連邦政府に積極的義務を課するという第三の次元を持つのであろうか。」その答えは、「然り」でしかあり得ないと、ミラーは答える。彼の弁証は「いくつもの連邦最高裁判決がこの方向を示している」というものである。例えば、ウエスト・コースト・ホテル会社（West Coast Hotel Co.）対パリッシュ（Parrish）

事件 (47)⁴⁵である。ここでチャールズ・E・ヒューズ (Charles Evans Hughes) 連邦最高裁首席判事は、「(憲法により)... 保護される自由は、国民の健康、安全、道徳及び安寧を脅かす悪に対する法の保護を必要とする社会組織における自由である」と述べた。ミラーは、この陳述が核兵器の状況にぴったり当てはまるように思われると主張する。更にミラーは、グリーン (Green) 対ケント郡教育委員会事件 (County School Board of Kent)⁴⁶をあげる。ここで裁判所は、地方の教育委員会は、公立学校から人種差別をなくす「積極的義務を負う」と判決を下した。ちなみにイェール大学の憲法教授トーマス・エマソン (Thomas Emerson) は、「修正第1条は積極的次元を持つと主張している。」⁴⁷ (Miller 1984a : 250)。ここで連想されるのは、彼が Roe v. Wade 判決 (1973) にいたる憲法訴訟でプライバシー権を論証して墮胎の合法化に道を開いたことであって、彼は政府に積極的優遇措置を義務づけることを弁証したのである⁴⁸。

要するにアメリカ憲法は、政府がなしうること、またなし得ないことを包含して規定している。そればかりでなく、「レオン・デュギーが述べていたように⁴⁹、もし立憲主義の存続を望むのであれば、政府がなさねばならないことをも当然包含しているはずである。このような結論に対する先決例も存在する。」ミラーはこのように、論じている (Miller 1984a : 250)。

重要だともう点を指摘して、コメントにかえたい。ここまでのミラーの議論の要点は、つぎの点にある。憲法とは自らを律するもので、またその結果市民を保護する義務と責任を政府に課するものである。したがって政府の「これらの責任は、アメリカ国民 (前文の「われら人民...」) にも及ぶ。」この政府の責任論はつぎの特質をもっている。「その責任は、憲法そのものから、特定の制定法から、またいくつかの連邦最高裁の判決から、推測することが可能である。」そして彼はさらに言う。「認められるべき新しい義務は、政府当局者が、国民の安寧、「子孫」の安寧、あるいは実際には、他の諸国民の安寧を危機に陥れる行動を取らないという義務である。」こうして「核兵器がすべてのアメリカ人の生命、自由及び財産を極度に脅かす存在であるからには、それらは法の適正手続を剥奪するものと考えられるべきである。」 (Miller 1984a : 250)。この憲法違反論は、アメリカ憲法学説史上初めて登場したものではなからうか。

4 小結

ミラーの議論の結語は、つぎのように示される。「一般的に、裁判官は憶病な政府役人である。裁判官は、よく知られている、また予想可能な線を越える要求を、『いまわしい事件』とみなしている。しかし裁判官が唯一の憲法の擁護者ではない。憲法学者及び政治科学者は、もはや終極の恐怖を目の前にして、孤高の姿勢を保つことはできない」。いまや、「人類の歴史が始まって以来、戦争により解決してきた問題を、世界が平和的に解決できる政治的手段を作り出す必要に迫られている。これは核兵器が憲法学者に与えた挑戦である。これ以上重要な仕事はあり得ない。」 (Miller 1984a : 250-251)。

わたしは、この結語でいう主張に共感するものである。以下、これに対する憲法研究者たちの反応をみることにしよう。

II 「核兵器と憲法」への応答論文と回答

1 序

ミラーが1982年に論文「核兵器と憲法」を *Nova Law Journal* に発表したあと、これに応答した諸論文がある。これらは、1984年発行の共同編著『核兵器と法』に収録されたものだけで10編をこえている。だが本稿では、紙数の制約あり焦点をしぼるために、このうち3編だけをとりあげる。スタンレー・ブルーベイカー (Stanley C. Brubaker) の「善意の虚弱な憲法」、ミルナー・S・ボール (Milner S. Ball) 「核戦争：法の終焉」、およびアビヤム・ソイファ (Aviam Soifer) の「子孫の保護」である。ミラーが1982年の論文で提起した基本な主張といくつかの論点について、これらの論文で賛辞が表明され、また批判もなされており、あらたな問題提起もなされている。

2 ブルーベイカー「善意の虚弱な憲法」

スタンレー・ブルーベイカー (Stanley C. Brubaker) は Virginia 大学で PhD の学位をえて、本稿執筆当時、Colgate University の政治学助教授であった。彼は、ミラー教授の議論にたいしてきわめて批判的である。

彼は、ミラーの議論が二つの柱に支えられており、しかもこれらの柱はただ一つの基本的な前提に基づき立てられたと理解する。すなわちその前提は、ひとたび核兵器が使われて核戦争になると、なにびとも核戦争を制約し得ないと「定義する」ことである。その結

論が、核兵器の生産、配備又は使用を違憲とするものである。ブルーベイカーは二つの柱についてのべる。「最初の柱は、善意により強化された憲法の条項から構築されており、第二の柱は、類似の構造ではあるが、国際法の新奇な解釈によっても強化されている。」（Brubaker 1984 : 299）ここにミラーの認識の枠組みと核心がはきりと示されているとする。

ブルーベイカーによれば、「善意の憲法」は三つの側面からなっており、前文、非授權の原則及び法の適正手続である。それぞれの側面がミラーの結論を別々に支えることができるとミラーは確信している。しかしこれらの側面が、どのように相互に関連するのかを明らかにしていない。（Brubaker 1984 : 300）

ブルーベイカーにとって、これらの中で最も奇抜な側面は、非授權の原則である。憲法第 I 編 8 節 11 項は戦争宣言の権限を議会に授權していることから、議会が「黙示的又は明示的に」戦争を宣言する権限を大統領に授權することは、違憲であるとミラーは提案している。しかしブルーベイカーは、このような議論をもって核兵器が違憲であるというミラーの結論を支持できるものではないという。この議論には、議会が核兵器を生産、配備及び使用する憲法上の権限を保有するという事実が必ず伴うからである。（Brubaker 1984 : 300）

彼はまた、いう。「善意を付加された前文及び法の適正手続も、不可能な責務を押し付けられている。」「核戦争の危険性は、その勃発する確率の低さにより割り引いて考えられねばならない。」⁵⁰さらに、ローマがカルタゴを灰燼に帰したのは通常兵器であったことも思い出す必要がある、といている。（Brubaker 1984 : 301-2）

要するに第一の柱によって支えられるのは、「国民の生活を危険にさらすことなく核戦争の危険性を減らす善意の努力をするという必要条件だけ」である。しかしこの柱の意味するものは単純だ。憲法によって通常兵器に関して我々の政府当局者に課される義務と同じ種類の義務を核兵器についても課しているとしか考えられない。だからから両者は「本質的に異なるものではない。」（Brubaker 1984 : 303）このように切っ捨てて捨てる。

ミラーの議論の中で最も創造的な側面は第二の柱の構造にあると、ブルーベイカーはいう。この議論は、「国際法に対する犯罪を明らかにし、処罰する権限を授權されている議会には、その権限を実行する義務がある」という。大統領も、国際法を「忠実に執行する」

義務を命じられている。さらに、連邦最高裁に「あえて難局に直面させ、大統領と議会に、これらの部門の当局者はこの憲法上の義務を負わされていることを指摘し」ている。（Brubaker 1984 : 303）

しかしながらブルーベイカーは、つぎのように批判する。「核兵器は国際法に違反するとみなされるとする意見は⁵¹、大学の少数の評釈者の最近の著作においてのみ取り上げられているという事実は別にして」という留保をつけて、「国際法が、通常の立法行為及び大統領の行為に勝る地位を憲法上保有しているという議論は、憲法、先例又は起草者の意図から判断して、まったく根拠のないものだ。」と言う。また「議会在が国際法とくに条約に違反する権限を有する、との判決を裁判所は首尾一貫して下してきた。」⁵²という。これにたいしてミラーは、「起草者が国際法の命令に国家主権を従わせることを望んだという一片の証拠も提示していない。」（Brubaker 1984 : 304）

ブルーベイカーは、指摘する。実はミラーは憲法を「意図」の点から理解しており、またこれらの意図は、起草者のより控えめな意図ではなく、むしろ善意の「聖職者、医師、科学者及び実業家」の意図であると理解している。そこで裁判所は、自らを国際法の権威ある解釈者に仕立てることができる。裁判所は、戦略交渉のために任命する特別裁判官に絶大な影響力を付与することができるし、また国際法の執行の名の下に世界中に発行する差し止め命令を支えることができる。このような補強をしない限り、ブルーベイカーは、「ミラーの議論の上部構造は最小限の検査にも耐えられない」、という。（Brubaker 1982 : 305）

さてブルーベイカーは、核戦争を「制約し得ない」と「定義する」ミラーの主張には根拠がないと論難している。要約すると、もし我々がこの前提条件を完全に認めたとすると、皮肉なことにその上部構造は不必要な存在に貶められる。核戦争は必ず起きるし、発生した場合「制約し得ない」からである。しかしながらブルーベイカーは、抽象的な論理の演習としてなら、ミラーにその前提条件を許すべきであるという。したがって、現実に戻って「もし我々がミラーの前提条件を無理なく否定できるとすれば、その議論の組立は脆くも崩壊することになる。」このように論難している。（Brubaker 1984 : 305）

ただしブルーベイカーは、つぎの一点で、ミラーの意見と自分の意見とが部分的に一致しているという。法律家は、核時代の外交及び戦略の知識を十分承知しており、しかも憲法の原則並びにより大きな法の目的

と政治との関連性を承知している場合がある。これらは厳しい条件であるが、時には法律家はその条件を満足させることによって、貴重な貢献をなすこともある⁵³。この意味で法律家が、益々激しさを増している核兵器に関する討論に、なんらかの形で、有用な貢献ができることと主張すること、それはまったく馬鹿げているとは、言い切れない。(Brubaker 1984 : 307)

コメントすれば、一つは限定核戦争の肯定説であり、これは核抑止論の肯定説とも重なっていく。ふたつには憲法解釈上の批判である。善意により強化された憲法の諸条項と、国際法の新奇な解釈だという批判である。

3 ボール「核戦争：法の終焉」

ミルナー・S・ボールは、本稿執筆当時、ジョージア (Georgia) 大学ロースクールで憲法と国際法を担当する教授であった。

ボールは、ミラーが憲法研究者にたいして論議を誘発させる独創的な貢献をなしてきた点と、ミラーが学者として相応しい責任感を持って発言している点を指摘して、これらを高く評価した。そのうえで彼は、核戦争はミラーが拡大解釈した憲法、すなわち体系的な司法及び人民による政治という基本的特質を容認する学説、あるべき憲法に違反するという学説、これをほぼ全面的に支持していると、わたしは読んだ。(See Ball 1984 : 287-9)

ボールは質問を3つ (A,B,C) に定式化している。質問Aの概略はつぎのとおりである。

質問A. 憲法違反 (違憲) : 核兵器を合憲だと特徴づけることは適切か。

核兵器の合憲性に疑問を呈するこの質問は、「法律家が核戦争を防止可能でしかも防止すべきものだとして理解するよう法律家を元気づけてくれる」。こう述べてボールは、しかしながら、自説を提起する。すなわち「核兵器の違憲性について話す代わりに、核兵器は憲法を破壊するもの (deconstitutional) あるいは憲法に敵対するもの (anti-constitutional) だと記述する方が説得しやすい」という (Ball 1984 : 292)。

さてボールは、核戦争による基本的価値体系の破壊に関するミラーの記述をとりあげて、これが示唆的だとする。しかしミラーが、「我々はホップズ的世界の中で生きている」⁵⁴と述べている点について、ボールはつぎの二つの理由から、反対だと書いている。「第一に、ホップズ的世界は、我々が核戦争の後に持つであろう世界である。ホップズの説明は我々を厳粛な気

持ちにさせる。しかしこれは、核戦争後の世界の極めて正当な記述であっても、我々が現在ある世界についてのものではない。第二の理由は、こうである。「我々はプロパガンダとイデオロギーを通してホップズ的世界に生きていると信じ込まされている。もし我々が生き残るつもりであれば、現実に対するより満足な説明を、我々は是が非でも必要としている。」(Ball 1984 : 292)。

質問B. 政策決定者たち：民衆革命の機会としての核問題。

ここでボールは、この問題の意味を示唆している。ミラーは核兵器問題を災いにたとえ、これを福に転じる、すなわち憲法の概念を拡大かつ深化させ、また我々の法的倫理感を高揚させるための絶好の機会に転ずるのだ。「来たるべき別の機会、ある意味で積極的な民主革命とも言える機会が準備されていないだろうか。」(Ball 1984 : 292)。「少なくとも、核戦争のような緊急を要し、我々に直接に関係する問題については、投票、訴訟、デモ、又は議員宛の陳情書よりも有効な関与の方法を案出するよう、法律家は要請されてしかるべきである。」(Ball 1984 : 294)。

質問C. 手続：核戦争の糸口となり、また核戦争を結果的にもたらず手続は合憲と言えるか。

ミラーは、合衆国における立憲主義は、手続以上のもの、すなわち法は規範的内容を持つと述べている。確かにその通りであるが、しかし今後十分に探究すべき手続上の問題は存在しないのであろうかと、ボールは述べている。(Ball 1984 : 294-5)「立憲主義の真髄は、制限政府であるとミラー教授は述べている。憲法第I編には、無制限な権力の譲渡は含まれていない。われわれが宣戦布告権を議会に授権した際に、ハルマゲドンを宣告する権限を認めただけではない。」(Ball 1984 : 295) なお「まず手始めに、核兵器及び軍拡競争が環境に及ぼす影響を詳細に記述する影響評価要請のための手続上の方策を求めることなどは、法律家に相応しい行動と言えないであろうか。」(Ball 1984 : 295) とも提言している。(Ball 1984 : 296-7)

ボールは、3つの質問を提起してこれに論評をくわえたうえで、とくに環境論という分野の重要性を指摘している。ミラーがこれにどう応答するか、この点が注目される。

4 ソイファ「子孫の保護」

アビラム・ソイファは、本稿執筆当時、ボストン大学ロースクール (Boston University School of Law)

の法学教授だった。

彼は言う。「我々の生存と憲法への忠誠心の存続はつぎの点に依存している。すなわち憲法の評価と我々の子孫を保護することの間に存在する関係を進んで考察するか否かだ」と。(Soifer 1984:) また「ミラー教授は創造的立憲主義という分野での大家だ」と評価して、ソイファはいつている。ミラーの論文で「私の関心をよりそる議論は、合衆国憲法の前文に含まれる文言（われらとわれらの子孫の上に自由の恵沢を確保する）が、意義のある（多分、法的に強制可能な）概念だと示唆している点である。」(Soifer 1984: 275)

「前文」：憲法前文にどのような重要性が与えられるべきか。これは「これまでほとんど探究されなかった問題である」とソイファはいつている⁵⁵。しかし重要な歴史的な文脈のなかで憲法前文の意義が問われたことがある。例えば南北戦争前の奴隷制度反対の興奮のさなかである⁵⁶。(Soifer 1984: 276) 現在「核の危険が差し迫ってくる可能性が明らかであるだけに、ミラーによる提唱は意義深い。」しかしソイファはミラー論文を批判する論点を提起して、いつている。「それでも、ミラーは少々唐突に、前文の法的重要性を退けてしまった」。更に、「前文自体の内部に相互に対立する命令が存在する可能性に対して、適切な考慮を払わなかった」。(Soifer 1984: 276-7)

ソイファによれば「憲法の前文に内在する矛盾は、最初に考えられるほど馬鹿げたものでもなければ、異様なものでもない。」しかし「憲法自体が、相互に矛盾する命令、相反する権利及び義務を包含している可能性に関する見解は、未だに十分探究されていない。」⁵⁷だから「我々の憲法の歴史を紐解くにつれて、我々は、問題をはらむこのような解釈の容認を余儀なくされるし、更に、憲法の内容を解釈する人たちは、憲法の語句のみならずその構造をも考慮するよう強いられる。」(Soifer 1984: 277)

ソイファは憲法上の「保護」についてとりあげる。連邦最高裁の最近の判決には二・三の異論のあるものがあるとして、ミラーはその要約を示した。「これらの判決は、一括考察すると、プライバシーと自律性に対する憲法に基づく権利を、裁判所が曖昧に定義していることを伺わせる。」これらの権利は「現在では、法の適正手続の実体法による改訂あるいは復活された概念⁵⁸に由来する。」ソイファによれば、「このような憲法に基づく権利は、人類そのものを包含できる程度にまで、概念上、劇的に拡張できるのである。」(Soifer 1984: 278)

またミラーは言及していないが、修正第14条の「特権又は免除」条項 (privileges or immunities) が「多分前途有望である」と、ソイファは言う。その一つの理由は、「この条項の意味が、これまでほとんど探究されることがないためである。」(Soifer 1984: 279) また「この条項には、他の修正第14条に用いられているすべての人間の保護ではなく、この内容を明確に『市民』の保護に限定することが含まれているからである。」さらに「最近、様々なイデオロギーを持つ驚くほど多数の憲法学者たちが、「特権又は免除」の保護を求める時がついに訪れたことを示唆している。」⁵⁹ 個々の市民により享受されている憲法の「特権又は免除」を全市民が共有すべきである。この考え方は、「それ自体議論を誘発させるものであるが、将来の市民までもが、憲法の同一化の過程に含められるとすれば、なおさら論争を巻き起こすものとなる。」⁶⁰ 「特権又は免除」が、最低限の個人及び集団の安全保障ばかりでなく、個人の生存の手段を選択する自由となんらかの関係を有するという概念は、更に注目値する。」(Soifer 1984: 280)

つづけてソイファは主張している。「憲法の前文と憲法の諸条項とが結合して、すべての市民にある種の最低限の安全を保障する義務を政府に課するという主張は、一層前途有望であると信じる。」そこで「つぎに、人民に対するまさにどのような種類の義務が、共和制政治の中核的構成要素として決定的に必要と考えられるのか」、「このことに関する考察に着手することが許される。」しかしながら「我々自身の世代計算の中に子孫をどのように含めるかという厄介な問題に直面しなければならないであろう。」とソイファは指摘している (Soifer 1984: 280)

こうしてソイファは「子孫」について、つぎのようについて。コッホ (Koch) はジェファソンとマヂソンの間に取り交わされた議論をまとめている。これを「概観すると、ジェファソンとマヂソン両名が容認可能と考えた理論の基本的な特徴は、アメリカの将来の世代の自由及び安寧に対する配慮において前向きであり、かつ寛大であったことだ。」⁶¹ (Soifer 1984: 283) そこで「この関心が正確に何を含意しているかを決定する問題が我々に残されている。権利論者も功利主義者も、この難問に未だ答えてはいない。」⁶² しかしながら、「将来を何とか認識し、規定するという問題は、決定的に重要であり、また核の恐怖が強く意識されることにより、はっきりと提示されている。」ちなみに「連邦最高裁首席判事ジョン・マーシャルが述べたように、憲

法は、「今後何世代にもわたって耐えられるよう意図されている」のである⁶³。」(Soifer 1984 : 238)

憲法の創設者たちと我々自身を含む後続の憲法学者たちとの有機的かつ直接的な関係を考察することは極めて重要である。次には、我々が必然的に我々の子孫の親であり保護者となるのであるから。この連続性及び憲法の構造において確立されている子孫の保護という目的により、憲法の評価と、この時代の差し迫っている核による全滅の脅威との関係を探究することが、決してこじつけでもなければ、また不毛のものでもないことが示唆されているのである。」(Soifer 1984 : 285)

ここで若干のコメントをしておきたい。まず、憲法への忠誠心の存続を我々と子孫の生存に関連づけた点が重要であろう。したがってつぎに、前文の法的重要性を改めて探究しようという課題を提起している。前文自体の内部に相互に対立する命題が存在する可能性に適切な考慮を払うことも、同様に重要である。さらに修正第14条の「特権又は免除」条項が「多分前途有望である」と、ソイファが言う点も今後の課題である。彼が「結論」の部分で述べていることは、とりわけ示唆的である。すなわち「子孫の要求をより広義に認識することが、憲法をどの方向へ正確に導くかは不明である。しかしそれらは、我々自身と我々の子孫のための理性と希望に対する静かな、小さな要求を後世に確かに伝えている。」(Soifer 1984 : 285)ここには、自然、地球生態系、歴史、持続可能性、社会構成体の変革と統治形態の構築、そして将来世代の権利、こういった現在のもろもろの問題状況と課題をわれわれに喚起している。

5 回答

「短い回答」と題する論説には、ブルーベイカーの「善意の虚弱な憲法」とソイファの「子孫の保護」、この2つの論稿に直接の言及はない。ただボールの論稿「核戦争：法の終焉」にだけ、ミラーはわずかに応答している。

ミラーが応答するボールの意見は、こうである。「議会が“戦争宣言の権限”を(大統領に)授権したとき、それはアルマゲドンを宣言する権限を含んではない」。ミラーは、この点に答えている。「確かに、大統領は核戦争で交戦する能力を持っているが、しかし立憲主義がなんらかの意義を有するとすれば、そのような能力は立憲的妥当性を具備することができない。」

(Miller 1984b : 378)。核戦争の交戦能力を持っているが、しかし立憲的妥当性がないのだ。これが立憲主義が発するメッセージである。

ところでこの記述に先立ってミラーは、核時代においてアメリカ立憲主義の本質に立ち返って深刻に考える必要があること指摘した。例えば、ダンス教授(Prof. Dunne)が憲法と立憲主義についての思考様式における「突然変異的な変化」の必要がある⁶⁴と述べたこと、またポール・フロイント(Paul Freund)が最高裁は法律家が哲学者になることを強制する⁶⁵と述べたことをあげている。(Miller 1984b : 378)これに続けてミラーは、アラバマ大学の名誉哲学教授ジェンキンスが述べたように、国家理性Raison d'etatは核兵器との関連性を断絶されて、これに適用できなくなると述べた⁶⁶(Miller 1984b : 378)。

さらにミラーが強調したのは修正第5条違反であって、核兵器は生命、自由および財産を「損害発生を予期して」剥奪するものである⁶⁷。(Miller 1984b : 381-2)これを敷衍すると、つぎのとおりだ。「アメリカ人は、核兵器の即時かつ潜在的な効果から免れる権利を有する」ということである⁶⁸。「核兵器の即時的効果それ自体が十分な害悪である。核爆弾の貯蔵と核廃棄物は、安全性に関していまなお解決できていない問題でありつづけている。」さらにミラー、いう。ユネスコの1991年平和教育賞を受けたアメリカのルス・L・シヴァード(Ruth Leger Sivard)が結論をだしている。それは「経済不況、抑圧、および貧困という代価を支払って、幻想的な意味での安全保障というもの買い取るために莫大な金が使われていて、これが次第に増大している。」⁶⁹ということだ。だからミラーは、別の書物で、あたらしい「統制のための憲法」の出現に注意をするように努力したと言う⁷⁰。(Miller 1984b : 382)これは視野と論点をひろげる適切な指摘である。

さてミラーは、(Carolina Env'tl. Study Group, 431 F. Supp.at 209.にあらわれた)マクミラン判事(Judge McMillan)の見解を敷衍して定式化している。核兵器にかかわる「以下の結論が議論の余地なしと思われる」という。

- 第一。故意にまたは事故でもって核戦争がおきる蓋然性は高い。
- 第二。核戦争の影響圏から逃れることはできない。
- 第三。民間防衛措置は、米合衆国のどんな都市の住民をも守ることができない。
- 第四。核兵器に組み込まれた危険は、責任政府が

その市民に負担させるいかなる類型にも属しない。

第五。アメリカ人の生命、自由、あるいは財産の損害を賠償できるような方策は全くない。

第六。核戦争は「人類最後の疫病」となるものだ。国民の公衆衛生が核戦争の犠牲者を救出できる手だてはまったくない。⁷¹

このような効果があるならば、修正第5条の侵害だという結論には反駁の余地がない。(Miller 1984b : 382)

核兵器にかかわるこの6つの命題と修正第5条の侵害論について議論の余地なしという主張に、わたしは異論があること自体を承知したうえで、この主張に共感するところが多い。しかし核兵器が使われて核戦争になると、なにびとも核戦争を制約し得ないとミラーが「定義する」ことにブルーベイカーから異論がでてくる。これに言及しないのは、やや討議の不備を感じさせる。

6 小結

わたしの所感は、つぎのとおりである。「短い回答で」と題したミラーの応答発言では、10編にのぼる論考に万遍なくふれることはできない。それにしても、ここでとりあげた3篇のうちボールの「議会が“戦争宣言権限”を（大統領に）授権する」という問題にだけミラーは応答している。ここから、立憲主義が発する立憲的妥当性というメッセージを論述したことは有意義だった。あえてとりあげると、末尾の部分でミラーは、「“ヒューマンイズムの傲慢さ”⁷²というもの」について記述している。それは「理性の実践を通じて人類はその将来を統制できるという信条である。」たしかに、「人類は絶滅を免れる知能、意志、およびスタミナを有するという仮定の上に立って、われわれは行動しなければならない。」という (Miller 1984b : 383)。この「仮定の上に立った行動」としては、人間の主体的な選択が決定的な意義をもつのである。

ここでの憲法論議がアメリカ立憲主義の再構成にむけて受け止められて、実践と理論のそれぞれの次元で発展することが期待されたはずである。だが、その後の状況はまだ定かでない。

結語

要約：本稿では、まずミラーが「核兵器と憲法」論

で、核時代のアメリカ立憲主義の哲学的根拠をしめして、その含意は核戦争と核兵器使用が当然違法だと主張したことを確認した。つぎに彼が憲法前文は憲法解説者に核兵器の違法性というただ一つの方向に向かうべきことを命令していること、また関連諸条項を解説してつぎのように論断したことを確認した。すなわち連邦議会は核戦争の宣戦布告権を大統領に授権できないこと、議会には犯罪 (offenses) を処罰する権限があること、大統領は憲法第2編 (8項) に従って国際法を忠実に執行しなければならないこと、さらに法の適正手続規定は連邦政府に積極的義務を課すものであること、これである。これをめぐる憲法論議の一端を検討した。

アメリカ立憲主義・再論：憲法学者としてミラーは、すでに1979年に論文集『社会変容と基本法：進化するアメリカ憲法』を刊行した。これは1958年から1977年までに発表した諸論文を集めたもので、書きおろしの「第1章序説」は「“生ける”アメリカ憲法が必要とするもの」と題しており、「第10章」で、「“生ける”憲法の問題点についてのノート」を配していた。そこで彼は、この概念の問題点を指摘したうえで、「憲法はニュートン学派ではなく、社会ダーウィン主義学派にとって必要な道具だ。」立憲ダーウィン主義学派は急激な社会変容の時代にとって不可避のものであって、これによって「憲法の基礎的価値が保持されなければならない」と主張した (Miller 1979 : 344)。そして本書所収諸論文で註記した諸文献がアメリカ立憲主義の研究にとって有用であると述べた (Miller 1979 : 383)。このあと1982年に、論文「核兵器と憲法」が書かれ、そこでアメリカ立憲主義の哲学的基礎がしめされ、そこにレオン・デュギーの「社会連帯」と客観法の思想が強調されていた⁷³。

しかしその後、1988年に逝去するまで3年あまりしか時間は残らなかった。この間、ミラーはきわめて旺盛な執筆活動をおこなった。例えば、つぎの諸文献をあげることができる。論文として「アメリカ立憲主義の神話と現実」(Miller 1984c)、「(人間の) ニーズ (Needs) を真剣に受け止めよ」(Miller 1984d)、「見せかけと二つの憲法」(Miller 1986a)、「議会、憲法、および核兵器の先制使用」(Miller & Cox 1986b)があり、これらの諸論文を活かして著書『秘密の憲法と憲法変革の必要性』(Miller 1987)が刊行された。

この最後の著書は2部編成であって、まず憲法二元論 (例えば形式憲法と秘密憲法) が俎上にあがり批判されており、次いで持続社会の実現のために憲法変革

が必要だと論じている。この書物の「文献紹介エッセイ」では、例えば、裁判所中心の憲法解釈に依拠するのではなく、政治学と倫理学の諸命題に立ち返ること、これが立憲主義の再構成にとって重要だと強調している。だから、プラトン、アリストテレス、トゥキデデス、マキャベリ、エドモンド・パーク、アダム・スミス、J.J.ルソー、ホッブズ、モンテスキューを例示しており、それにくわえて「フェデラリスト」をあげている。また英米憲法の二重性格を指摘して、立憲主義による憲法二元論（例えば形式憲法と秘密憲法）の嚆矢を、ウォルター・バジヨットの著作『イギリス憲法』（1867）だとしている（Miller 1987：169-173）。そのうえで核時代において立憲主義の再構成をなしとげようと呼びかけている。その要点は、憲法による政府権能の制限を強調する伝統的な古典的立憲主義から脱却すること、そして政府が人間のニーズ実現にむけた積極的義務を負うとする現代的立憲主義へと転換すること、これが必要でありかつ必然である、このことが緊急の重要な課題だとされている。

しかも社会ダーウィン主義学派ではなく、アインシュタインとそれ以降の哲学思想を基礎として立憲主義の再構成をもとめるという立場を表明したのである。

未完の「核兵器と憲法」論議：本稿でとりあげた憲法論議で触発された重要な論点が、これまでの記述によって尽くされたのではない。これらの論点には議論の次元を明確にすること、また文脈との関連で重要度を区別することなど、留意すべきものがある。そこで例えば核兵器の使用は必ず核戦争にエスカレートするかという論点に立ち入らなかった。また国家安全保障論の立場から、核兵器の使用は「自衛と緊急事態」の場合に容認されるという主張があり、この論点も残された。核兵器の犯罪化という論点とその世論形成における意義と展望という困難な問題もある。

こうした問題は、地球市民の連帯という立場にたって住民、市民、あるいは人民の利益と権利を擁護し実現すること、また人間の安全保障の要請とかかわってさらに論じるべきであり、さらにこうした人間的ニーズを立憲政治で実現する政治体制を形成するという地球の人類の課題とかかわっている。これらは今後に残された憲法上の課題であり、かつ憲法学の使命とかかわっている。

【注】

※本稿は翻訳作業で伊藤勸氏にお世話になった。記して謝意を表する。

- 1 浦田賢治「核兵器と憲法：アメリカ合衆国における立憲主義の再構成」和田英夫ほか著『現代における平和憲法の使命』（三省堂、1986）179-218頁。
- 2 Obituaries: Arthur Miller, 71, Law Professor, The New York Times, May 16, 1988.
- 3 参照、NCLPのウェブサイト：<http://lcn.org/> 現在ミラーは、この委員会の諮問会議のリストに載っていない。
- 4 Miller, Arthur S., "Nuclear Weapons and Constitutional Law", *Nova Law Journal*, Vol. 7, Issue 1 (Fall 1982), pp. 21-38. この論文はほぼそのまま、Arthur S. Miller & Martin Feinrider eds., *Nuclear Weapons and Law*, Greenwood Press, 1984に収録された。
- 5 Whitehead, as quoted in Miller, "A Note on the Criticism of Supreme Court Decisions," 10 *J.Pub.L.*139 (1961).
- 6 Whitehead, as quoted in A. Brecht, *Political Theory: The Foundation of Twenty-Century Political Thought*, 262 (1959) (paperback ed.1967).
- 7 Jonathan Schell, *The Fate of the Earth*, 188, Picador, 1982.
- 8 McIlwain, Charles H., *Constitutionalism, Ancient and Modern*, Cornell University Press, 1940 (rev.ed.1947).
- 9 The Federalist No.51, p.349 (J.Madison) (J.Cooke ed. 1961). *The Federalist* : a collection of essays, written in favour of the new Constitution, Mansfield Centre, Conn. : Martino Pub., 2001.
- 10 Duguit, Léon, *Les transformations du droit public*, Paris, A. Colin, 1925, 3. tirage, p.29. English: *Law in the modern state*, p.26 (translated by Frida and Harold Laski, B.W. Huebsch, 1919). 日本語訳に、レオン・デュギー著（木村常信訳）『公法変遷論』（大鏡閣、1930）がある。
- 11 Duguit, Léon, "The Law and the States", 31 *Harv. L. Rev.* 1 (1917-1918) pp.1-185. 日本語版には堀真琴訳『法と国家』（岩波文庫、1965）がある。なお、レオン・デュギー著、赤坂幸一・曾我部真裕訳『一般公法講義（1926）』（金沢法学・2004年以降2007年まで7回の連載がある。
- 12 参照、深瀬忠一「A・エスマンの憲法学」北大法学論集15巻2号（1964）95-120頁。この稿は末尾で、エスマンの限界を指摘し、デュギーに言及している。
- 13 *Wolf v. Colorado*, 338 U.S.25, 27 (1949).
- 14 Hirsch, N. H., *The Enigma of Felix Frankfurter*, Basic Books 1981, pp. 189-90.
- 15 Hayek, Friedrich A. von, *The Constitution of Liberty*, Loutledge & Kegan Paul, 1960, p.181.

- 16 Bell, "The End of American Exceptionalism," 41 *The Public Interest* p.193 (1975)
- 17 Gardner, Martin, *The Whys of a Philosophical Scrivener*, Oxford University Press, 1985, c1983; p.429 (1999 paperback ed.)
- 18 *Supra* note 16. *The Public Interest*, p.222.
- 19 Kennan, George, "On Nuclear War", *The New York Review*, Jan.21, 1982, p.8. For discussion, see Miller, A.S., *Democratic Dictatorship: The Emergent Constitution of Control*, Praeger; 2 edition (June 17, 1981); Miller, A. S., *Toward Increased Judicial Activism: The Political Role of the Supreme Court*, Greenwood Press, 1982.
- 20 Address by Earl Warren, Chief Justice of the United States Supreme Court at the Louis Marshall Award Dinner of the Jewish Theological Seminary of America in New York City (Nov.11, 1962).
- 21 Fried, John, "War-Exclusive and War-Inclusive Style in International Conduct", 11 *Tex.Int'l L.J.* 1,26 (1976) (quoting from S.REF. No.797, 90th Cong., 1st Sess. 1, 26(1967)).
- 22 Clausewitz, Carl von, *Vom Kriege*, Dümmlers Verlag, 1973, S.210; *On War* edited and translated by Michael Howard and Peter Paret, Princeton University Press, 1984.
- 23 Story, Joseph, *Commentaries on the Constitution of the United States*, bk.3, § 462, p.361, 5th ed. by Melville M. Bigelow, William S. Hein & Co., 1994. (1st ed. 1833).
- 24 17 U.S. (4 Wheat) 216, 421 (1819). See Corwin, E. Samuel, *The Constitution and what it means today*, p.2, (13th ed, Rev. by Harold W. Chase and Craig R. Ducat) Princeton University Press, 1973. ここでは、「憲法は...現状に照らして、また現在の問題を解決する目的の下に解釈されるべきである」と述べられている。なお参照、コーウィン 著 村上義弘 等共訳『アメリカ合衆国憲法：憲法とその現代的意味』(有信堂, 1960)。
- 25 10 U.S. (6 Cranch) 87 (1810).
- 26 25. Id.at 143 (Johnson, J., concurring).
- 27 Friedman, Leon (ed.), *The Law of War: A Documentary History* 309 (1972) ; Richard Falk, Elliot Meyrowitz and Jack Sanderson, "Nuclear Weapons and International Law" (1980) 20 *Indian J. Int'l L.* 541; Falk, Meyrowitz and Sanderson, *Nuclear Weapons and International Law*, p.15 (Occasional Paper No.10, World Order Studies Program, Center of International Studies, Princeton University (1981)).
- 28 See Friedman, *supra* note 27, p. 309.
- 29 See Miller, A.S., *Democratic Dictatorship: The Emergent Constitution of Control*, Praeger Publishing, 1981, pp.77-80.
- 30 McNamara, Bundy, Smith & Kennan, "Nuclear Weapons and the Atlantic Alliance," 60 *FOREIGN AFF.* 753 (Spring 1982).
- 31 Friedrich, Carl J. (Carl Joachim), *Constitutional Reason of State : the survival of the constitutional order*, Brown University Press (1957) pp.4-5.
- 32 *The Federalist*, No.51, p. 349 (J.Madison) (J.Cooke ed. 1961).
- 33 Kent, James, *Commentaries on American Law*, Da Capo Press (1971, 1st ed. 1826), vol.1, p.1.
- 34 120 U.S. 479 (1887).ミラー、いわく。アリョーナ原則は連邦最高裁により採用されたものであって、「軍事委員会は合衆国陸軍の慣行上実在していたので、戦時法規違反の犯罪を審理し処罰するため適切な審判所として」、議会は軍事委員会を設置できるとの判決が下された。In re Yamashita, 327 U.S. 1,7 (1946); Ex parte Quirin, 317 U.S. 1 (1942). Compare Reel, A. Frank (Adolf Frank), *The case of General Yamashita*, University of Chicago Press, 1949. (Miller1984a : 247)
- 35 G.A.Res. 1653, 16 U.N.GAOR Supp. (No.17) at 4, U.N.Doc. A/5100 (1961). この決議は、原爆裁判下田判決 (1963年12月7日) の約2年まえである。下田判決については、松井康浩『原爆裁判』(新日本出版社、1986) があり、ここに国際法学者 (高野雄一、田畑茂二郎、安井郁) の3つの鑑定書も含まれている。また参照、Falk, Richard, "The Shimoda Case: a legal appraisal of the atomic attacks upon Hiroshima and Nagasaki", *AJIL*, vol. 59, 1965, p. 759. なお、「原子爆弾、東京裁判、下田判決——反核法律運動への教訓」と題する英文論文がある。Yuki Tanaka and Richard Falk, "The Atomic Bombing, The Tokyo War Crimes Tribunal and the Shimoda Case: Lessons for Anti-Nuclear Legal Movements," *The Asia-Pacific Journal*, Vol. 44-3-09, November 2, 2009.
- 36 See Friedman, *supra* note 27, p. 60.
- 37 参照、浦田賢治編著『核抑止の理論：国際法からの挑戦』(憲法学会発行、日本評論社発売、2011) 19-27頁。なおハーマン・カーンが創設したハドソン研究所で、昨年9月、2013年ハーマン・カーン賞授賞のセレモニーがあった。外国人としては初の受賞者・安倍晋三総理のスピーチは「首相官邸」のウェブサイトで見聴できる。なお、「積極的平和主義"proactive pacifism"」の概念にたいする批判として、参照、Prime Minister Shinzo Abe has approved a plan to strengthen the nation's military .December 22, 2013 - The

- New York Times - Opinion - Article - Print Headline: "Japan's 'Proactive Pacifism'".
- 38 参照、浦田賢治編著上掲書218-230頁。浦田賢治編著『原発と核抑止の犯罪性：国際法・憲法・刑事法を読み解く』（憲法学会発行、日本評論社発売、2012）273-275頁。
- 39 Cooper v. Aaron, 358 U.S. 1 (1958).
- 40 71 U.S. (4 Wall.) 475 (1866).
- 41 United States v. Nixon, 418 U.S. 683 (1974).
- 42 Dames & Moore v. Regan, 453 U.S. 654 (1981)レーガンは当時の財務長官だった。See Miller, "Dames & Moore v. Regan: A Political Decision by a Political Court", 29 U.C.L.A. L. REV.1104 (1982)
- 43 Richmond Newspaper, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555, 595 & n.20 (1980) (Brennan, J., concurring).
- 44 Feinrider, Martin, "International Law: Another Constitutional Constraint on Use of Nuclear Weapons", Arther S. Miller & Martin Feinrider eds., Nuclear Weapons and Law, Greenwood Press,1984, pp.83-106.
- 45 300 U.S. 379 (1937).
- 46 391 U.S.430 (1968).
- 47 Emerson, Thomas I., "The Affirmative Side of the First Amendment", 15 GAL.REV.795 (1981).
- 48 The New York Times, Obituaries, 83, Scholar Who Molded Civil Liberties Law, June 22, 1991.
- 49 See *supra* note 10.
- 50 14. 当時の連邦最高裁首席判事ラーニッド・ハンド (Learned Hand) に対する弁明。United States v. Dennis, 183 f.2d 201, 212 (2d Cir.1950).
- 51 ブルーベイカーはつぎの註をつけている。ミラー教授は、Falk, Meyrowitz and Sanderson, *Nuclear Weapons and International Law* (Occasional Paper No.10, World Oder Studies Program, Center of International Studies, Princeton University (1981))に明らかに頼っている。この著書以外には、核兵器は違憲だというミラー教授の主張を支持するため使用可能な多くの文献を見つけ出すことは困難である。核兵器の使用は違法だと主張する1961年の国連総会決議1653 (16 U.N.GAOR Supp. (No.17) at 4, U.N.Doc. A/5100 (1961))がある。(55カ国が決議に賛成票、20カ国が反対票を投じ、26カ国が棄権した)。しかしマイケル・エイクハースト (Michael Akehurst) 教授がその著書：*A Modern Introduction to International Law*, George Allen and Unwin, (1982, 4th ed.) p.252 (1978 3rd ed.) で指摘しているように、「この種の国連総会決議は、精々単なる慣習法の存在を証明するに過ぎない。しかしこの決議の投票結果は、この慣習が全体的に受け入れられたものでないことを表している。」アメリカ合衆国は反対票を投じ、一方ソ連は賛成票を投じた。多分これはその当時ソ連が核兵器開発において劣勢の状態に置かれていたからであろう。
- 52 Brown v. United States, 12 U.S. (8 Cranch) 110,128 (1814).
- 53 See Talbott, Strobe, Endgame: *The Inside Story of Salt II*, pp.20-21,Harpercollins (1979).
- 54 Miller, *supra* note 4, p. 24. Miller, "Nuclear Weapons and Constitutional Law", 7 NOVA L.J.21 (1982).
- 55 ソイファ、いわく。最近の例外は、Black, "A Round Trip to Eire: Two Books on the Irish Constitution, Book Review", 91 YALE L.J. p. 391 (1981) に記載されている。修正第9条の適用に関するブラックの論拠は、この論文にその概略が述べられているテーマと明らかに関連性があり、またそれを補足するものである。
- 56 例えば、Wiecek, William M., *The Sources of Antislavery Constitutionalism in America, 1760-1848*, Cornell University Press, 1977及び56 TEX.L.REV.1319 (1978) で述べたのソイファの意見を参照。
- 57 まずもって参照、Henkin, Louis, "Infallibility under Law: Constitutional Balancing", 78 COLUM.L.REV.1022 (1978); また参照、Miller, Charles A., *The Supreme Court and the Uses of History*, Belknap Press of Harvard University Press, 1969.
- 58 例えば、Moore v. City of East Cleveland, 431 U.S. 494,pp. 502-04 (1977); Ely, John Hart, "The Wages of Crying Wolf: A Comment on Roe v. Wade", 82 YALE L.J. pp.920-949 (1973)を参照。
- 59 例えば参照、Kurland, Philip B., "The Privileges or Immunities Clause: Its Hour Come Round. At Last?", 1972 WASH. U. L.Q. 405, 418-20; Ely, John Hart, *Democracy and Distrust : a Theory of Judicial Review*, Harvard University Press, pp.22-30 (1980)。
- 60 このテーマ及びその歴史的背景に関する労作については、つぎの文献を参照。Soifer, "Protecting Civil Rights: A Critique of Raoul Berger's History", 54 N.Y.U.L.REV.651 (1979); Dimond, Paul R., "Strict Construction and Judicial Review of Racial Discrimination under the Equal Protection Clause: Meeting Raoul Berger on Interpretivist Grounds" , 80 MICH.L.REV. 462 (1982).
- 61 Koch, Adrienne, *Jefferson and Madison: The Great Collaboration*, Alfred A. Knopf, (1950) p.74. ソイファは、つぎのように述べている。「地球は、用益権の形で生者に属している」というジェファソンの主張は、1789年9月6日に書かれ、1790年1月9日まで投函されなかったジェイ

ムズ・マヂソン宛の手紙に記載されている。この手紙及びこの手紙がマヂソンとジェファソンの間に巻き起こした意見の交換については、Kochの上掲書pp.62-96（1950）で論じられている。ジェファソンは、未来の世代に対する生者の責任については真剣に考えており、浪費及び現在の世代により担われるべきであると彼が信じていたその他の自然法に基づく義務違反を防止するために、特定の法的規制を提案するに至ったほどである。

- 62 例えば、将来の世代による現世代の人々に対する要求の可能性に関する哲学的な議論については、つぎの文献を参照。Sikora, R and Barry, B ,eds. *Obligations to Future Generations*, Temple University Press (1978); Kavka, Gregory, "The Paradox of Future Individuals", *Philosophy and Public Affairs*, Vol.11, p.113 (1982); Ackerman, Bruce A., *Social Justice in the Liberal State*, Yale University Press, 1980.

ソイファは、いう。「法と経済の議論を背景とした世代の問題に関して、私の知る限り最高の論評は、Heller, "The Importance of Narrative Decision-Making: The Limitations of Legal Economics as a Basis for a Liberal Jurisprudence - As Illustrated by the Regulation of Vacation Home Development", 1976 WIS.L.REV. 385, 459-68に見られる。」

- 63 McCulloch v. Maryland, 17 U.S. (4 Wheat) 316, 415 (1819).
 64 Dunne, Gerald T., "A Grenville Clark Hypothetical", 7 Nova L.J.167,171 (1982).
 65 Freund, Paul A., *On Understanding the Supreme Court*, p.1, Little, Brown (1949)
 66 Jenkins, Iredel, "Admirable Ends-Ineffective means", 7Nova L.J. 127 (1982)
 67 Miller, Arther S., "Constitutional Challenge of Nuclear Weapons : A Note on the Obligation to Ward Off Extinction, IX BROOKLYN J. INT'L L. (1983) pp.325-331.
 68 Carolina Env'tl. Study Group, 431 F. Supp. 209.
 69 Sivard, Ruth, *World Military and Social Expenditures, 1981* (1982). ルス・シルヴァースは1974年に非営利の出版社 World Priorities Inc. を設立し、1996年の第16版にいたるまで年次報告書を刊行してきた。
 70 *Supra* note 29, Miller, *Democratic Dictatorship*.
 71 Miller 1984b : 382.
 72 See Ehrenfeld, David W., *The Arrogance of Humanism*, Oxford University Press, 1978.
 73 Nova Law Journal, Volume 7, Number 1,1982. この1982年9月2日には、ブルックリン・ロースクール (Brooklyn

Law School) で、核政策法律家委員会とアメリカ国際法協会がBrooklyn Journal of International Law誌と共催して、シンポジウムを開催した。その成果はつぎの雑誌に収録された。Symposium Nuclear Weapons: A Fundamental Legal Challenge. Brooklyn Journal of International Law, Vol.9, No.2, pp.199-335.

日本平和学会と平和博物館の連携と可能性

安 齋 育 郎

(立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長)

以下の論文は、2013年11月9日に明治学院大学で開催された日本平和学会2013年度秋季研究集会（日本平和学会創立40周年記念集会）の部会「平和学と平和博物館—連携・協力の可能性と展望—」のために執筆されたものである。ある意味において、1990年代初頭以来筆者が立命館大学国際平和ミュージアムを第一義的な国内的拠点として、また、「平和のための博物館国際ネットワーク」（International Network of Museums for Peace, INMP）を国際的拠点として取り組んできた平和博物館運動の総括の上に立った問題提起であり、本誌にとっても意味のあるものと思し、若干修正を加えた上で編集委員会の許諾のもとに掲載するものである。筆者としては、今後の国際平和ミュージアムの活動展開、ひいては、内外の平和博物館のあり方に関する論議に役立つことを期している。

はじめに

筆者は1992年に初の大学立の総合的な平和博物館として設立された立命館大学国際平和ミュージアムの準備過程から20年以上わたって運営に関わるとともに、International Network of Museums for Peace (INMP)、日本平和博物館会議 (Association of Japanese Museums for Peace)、平和のための博物館市民ネットワーク (Japanese Citizens' Network of Museums for Peace) など、平和関連の博物館の組織的活動にも関わってきた立場にある。本報告では、それらの経験をもとに、内外の平和博物館の現況について概括するとともに、「変わりゆく現実に対応しながら、平和な世界を実現するための学術活動を持続的に展開」（日本平和学会第20期会長・阿部浩己、2012年4月4日）することを旨としている日本平和学会が、内外の平和博物館の分野で何が可能かを検討しようとするものである。

なお、日本における平和博物館に関する調査・研究は、初期においては藤田秀雄らによって、その後1990年代以降は坪井主税、村上登司文、山辺昌彦、山根和

代らによって取り生まれ、とりわけ2008年に日本で開催された第6回国際平和博物館会議以降は、福島在行、岩間優希、栗山究らが「平和博物館研究」という明確な問題意識で調査・研究活動に取り組む流れも生まれつつあり、日本平和学会においてもそれらの研究者が「平和博物館研究の場を構築する」努力を重ねてきている。そうした平和博物館研究の今日の趨勢の中にあつて、筆者はむしろ立命館大学国際平和ミュージアムの創設・運営に関わった立場を出発点として、平和博物館の構想づくりや財政確保を含めた創設・リニューアル事業の推進、平和博物館の国際会議の組織化、内外の平和博物館のネットワーキングの場づくりなど、いわば「研究外的な活動」に多くのエネルギーを割いてきたという意味では、平和博物館研究の学術的側面を論じるには必ずしも適任でないことを自認しているが、1990年代初頭以降、内外の平和博物館運動がそれなりに活性化する過程に深く関わってきた立場から、筆者なりの問題意識を提起するものであることを断っておきたい。

1. 平和博物館の定義をめぐる議論

(1) 平和博物館の定義

個々の平和研究者にとっては、当該研究者が自分なりに「平和」の概念を規定し、それが自らの研究において有効に機能していると考えられる限り、通常、「平和の定義」について問題が生じることはない。

しかし、平和研究・平和教育・平和博物館など、「平和」を冠した概念について論じる場合には、「平和」と冠することによってどのような問題領域を取り扱おうとするのかが問われることになる。日本に実在する平和博物館においては、多くの場合、「平和」は「戦争の対置概念」として理解されているが、現代平和学において「暴力の対置概念としての平和」という理解がそれなりに広まるに従って、「平和」を広くとらえる博物館も現れている。現に、立命館大学国際平和ミュージアムの「平和創造展示室」には、「戦争がなけ

れば平和でしょうか？」という問いかけが掲げられており、飢餓や貧困や環境破壊などの問題も取り上げられている。

平和博物館の定義をめぐっては、福島在行が京都府立大学大学院文学研究科史学専攻の博士論文『現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学の交点』（福島在行[2011]）において、坪井主税やヨハン・ガルトゥングの定義を紹介しつつ論じているが、福島自身も、「平和を戦争との関係のみで捉えるのではなく、より幅広く捉えたいという方向性は存在している」としつつも、「現状において明確な共通理解があるとは言えない」とし、「平和博物館を無理に定義することはせず、現に存在しているズレを含み込んだ、ゆるやかな使われ方をしている言葉」として用いているとしている。

福島は、また、同論文において、山根和代のアンケート調査結果の回答の中に、実態としては反戦・平和に関わる活動をしている美術館でありながら、「我が館は、平和博物館ではないので、回答できません」という応答があったことを紹介しているが、例えば、長野県上田市にある戦没画学生慰霊美術館「無言館」館主の窪島誠一郎も、同館が「平和博物館」の文脈の中で性格づけられることを歓迎していない。確かに、同美術館が展示している作品は、反戦・抗戦・不戦・非戦・厭戦などをモチーフとしたいわゆる「戦争画」ではなく、戦時の困難の中で、絵を描きたい一心で家族・風景・静物などを描いた作品群である。それにもかかわらず、同館が「平和博物館」としての性格を免れないのは、戦場に送られた画学生が戦死や病死によって画家としての自己実現の道を閉ざされたという、まさに非平和的な生き方を強制された時代状況を無言で告発しているからにはほかならない。(筆者は、概念的には、平和を「能力の全面開花を阻害する原因〈暴力〉の不在、および、そうした原因を克服するために人々が平和創造主体として生き生きと息づいている状態」と考えている)。そして、重要なことは当該美術館が自らを「平和美術館」の範疇に分類しているか否かではなく、その施設が平和創造の面でどのような社会的役割を現に果たしているかであると考えてるので、その意味においても、筆者は、平和博物館の定義や分類に過度に拘泥することに意味を見出さない。したがって、本報告では、平和博物館を、「戦争を重要な原因の一つとする自己実現の阻害要因の形成・実態・影響などを、モノ・史料・写真・解説パネルおよび関連企画を通じて明らかにし、その克服に向けて参観者に平和創

造の主体形成を促すような役割を期している社会施設」というほどに定義することとし、それ以上深入りしないこととする。

(2) 「平和創造の主体形成」の展示の困難性

「戦争を展示することは易しいが、平和を展示することは難しい」とはよく言われる言葉である。われわれは「平和の展示」、とりわけ、「平和創造の主体形成を促すような展示」に習熟していない。

筆者は、平和博物館との関わりで「平和」の定義を論じる場合、単に「平和」という言葉が含意する問題領域について論じるだけでなく、「実現すべき諸価値としての平和を創造するための主体性を育む」という動的な側面も論じられるべきであると考えている。すなわち、「平和のための社会教育施設」としての平和博物館にとっては、単なる「知識供与型の施設」に留まることなく、「主体形成刺激型の施設」であることが期待されるという側面である。

立命館大学国際平和ミュージアムは、「みて・かんじて・かんがえて・その一歩をふみだそう」をキー・コンセプトにしているが、このキャッチ・フレーズは、「来館者が非平和的な世界の史実・現実を学んだ上で、その克服に向けて“自分に何が出来るか”と考え、実践的な行動への意欲を駆り立てられるような施設でありたい」という意欲ないし願望の表れである。しかし、筆者も含めて、実際の展示のあり方の点では、なお極めて原初的であることを自覚している。無論、「平和創造の主体形成」の役割を展示のみに期待することは困難であり、ワークショップ、シンポジウム、パネル討論会、フィールドワーク、講演会、学習会など多様な形態の取り組みと結合させて追求されることは言うまでもないが、ミュージアム・ガイドのあり方や、参観する側の事前学習・事後学習のあり方も極めて重要な意味をもつだろう。「平和」を単に「暴力の不在」という「静的」な状態としてとらえるのではなく、「現実社会に働きかけて実現すべき対象」として「動的」にとらえることが求められているという言い方も出来よう。こうした面での平和博物館の充実は、日本平和学会関係者の開拓的研究が、理論と実践の両面で貢献することが期待される。

(3) 「平和博物館」と「平和のための博物館」

ここでは、「平和博物館」という用語に関して、これとは異なる論議があったことを付言しておきたい。先に紹介した平和博物館の国際ネットワークは、1992

年の発足当初は、International Network of Peace Museums (国際平和博物館ネットワーク、INPM) と称していたが、現在の定款上の正式名称は、International Network of Museums for Peace (平和のための博物館国際ネットワーク、INMP) となっている (注: Article 1: Name The name of this network shall be the International Network of Museums for Peace, abbreviated to INMP.)

この定款上の定義は、筆者を含む日本の理事が、2005年にゲルニカ (スペイン) で開催された第5回国際平和博物館会議において提起した論議を受けて、2008年の第6回国際平和博物館会議 (立命館大学・立命館アジア太平洋大学・広島平和記念資料館・京都造形芸術大学共催) において決定されたもので、「専ら平和の問題を展示している博物館」としての平和博物館だけでなく、人権問題を扱う博物館、地域の戦災を展示するコーナーをもつ民俗資料館、折にふれて平和に関わる展示会などを開催する美術館や図書館なども含めて「共同の輪を拡大するためにとられた措置」であり、“museums for peace”は Article 2において museums, libraries and galleries working for peace (collectively called as “museums for peace”) と規定されている。

したがって、一口に平和博物館と言っても、どのような視座から論じるかによって含まれる施設は多種多様だが、本稿では、1998年に日本で開催された第3回国際平和博物館会議 (大阪国際平和センター〈ピースおおさか〉・立命館大学国際平和ミュージアム共催) における筆者の13分類を紹介するに留める。

- ① 地域の戦争体験を基礎に、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴える博物館
(例) 沖縄県平和祈念資料館 (沖縄県)、ひめゆり平和祈念資料館 (沖縄県)、南風原文化センター (沖縄県)、対馬丸祈念館 (沖縄県)、長崎原爆資料館 (長崎県)、広島平和記念資料館 (広島県)、ピースおおさか (大阪府)、川崎市平和館 (神奈川県)、埼玉ピースミュージアム (埼玉県平和資料館、埼玉県) など多数。
- ② 日本の戦争遂行体制の諸局面を扱った資料館
(例) 毒ガス資料館 (広島県)、予科練資料館 (大分県)、「少国民の部屋」資料館 (長崎県)、戦時生活資料展示「民草」(岡山県)、松代大本営平和祈念館 (長野県) など。
- ③ 加害の側面を強調した資料館
(例) 岡まさはる記念長崎平和資料館 (長崎県)、満

蒙開拓平和記念館 (長野県) など。

- ④ 地域に根差した歴史資料館や民俗資料館の一部に平和を展示した資料館
(例) 江戸東京博物館 (東京都) をはじめ全国に多数。
- ⑤ 平和志向の美術展示を行なっている施設
(例) 丸木美術館 (埼玉県)、佐喜真美術館 (沖縄県)、三良坂平和美術館 (広島県)、石垣記念館 (和歌山県) など。
- ⑥ 戦争抵抗者の生きざまを描いた資料館
(例) 岡まさはる記念長崎平和資料館 (長崎県)、片山潜記念館 (岡山県)、山本宣治資料室 (京都府) など。
- ⑦ ホロコーストを展示する資料館
(例) ホロコースト記念館 (広島県)、アウシュヴィッツ平和博物館 (福島県) など。
- ⑧ 総合的な平和資料館
(例) 立命館大学国際平和ミュージアム (京都府)、ピースおおさか (大阪府) など。
- ⑨ 核兵器にまつわる被害を基礎に、その廃絶を訴える博物館
(例) 長崎原爆資料館 (長崎県)、広島平和記念資料館 (広島県)、第五福竜丸展示館 (東京都) など。
- ⑩ 人権問題を扱った資料館
(例) 自由民権記念館 (高知県)、フェニックス・ミュージアム (大阪府)、福山市人権平和資料館 (広島県) など。
- ⑪ 国際理解を促進するための施設
(例) 鳴門市ドイツ館 (徳島県)、あーすぶらざ (地球市民かながわプラザ、神奈川県)、平和資料館・草の家 (高知県) など。
- ⑫ 人間発達を促すことに資する施設
(例) あーすぶらざ「こどもファンタジー展示室」(神奈川県) など。
- ⑬ 戦時資料を収集・展示してあるが、平和創造に関する一貫したメッセージ性や系統性に欠ける未整理な施設

以上に見るように、広く「平和博物館」として理解されている社会施設は多種多様であり、それぞれが内容や程度に差こそあれ、戦争をはじめとする暴力の成立過程・実態・非人権的結果についての史実・現実を一種の「集合的記憶」として保全・継承し、将来こうした暴力を繰り返さないために何を教訓とし、どう行動すべきかを示唆するとともに、平和創造に向けての意欲や主体性を刺激する社会的役割を果たしている

言えよう。本稿では、以下、こうした多様な平和博物館の実態を念頭に置いて考察を加えることとする。

2 世界の平和博物館の概況とネットワーキングの現状

世界にどれ程の平和博物館が存在するかをリストアップしようとする、たちまちその定義が問題となるが、現時点では、山根和代・山辺昌彦編著 [2010]『世界における平和のための博物館』（東京大空襲・戦災資料センター）が最も新しい。約200館の平和博物館が収録され、その約3分の1は日本の平和博物館である。個々の博物館が「平和博物館」として収録されていることの当否や、未収録の博物館を「平和博物館」として追加収録する必要性などについては異論もあるが、本報告では一切論じないこととする。

むしろここでは、内外の平和博物館のネットワーキングについて現況を概括し、若干の問題点を指摘することとする。

(1) International Network of Museums for Peace (INMP)

平和博物館の歴史上初めての会議は、イギリスのクエーカー教徒団体“Give Peace a Chance Trust”とブラッドフォード大学の共同によって1992年に同大学で開催され、International Network of Peace Museums (国際平和博物館ネットワーク) が(定款ももたないゆるやかな連携組織として)結成された。日本からも、藤田秀雄・坪井主税・山根和代・薬師寺公夫らが出席した。以来、ブラッドフォード大学の歴史研究者ピーター・ヴァン・デン・デュンゲン氏をコーディネータとして、ほぼ3年に一度のペースで国際平和博物館会議が開催されてきたが、それらは、第2回=シュタットシュライニング(オーストリア、1995年)、第3回=大阪・京都(日本、1998年。3グループに分かれ、広島・長崎・沖縄にもフィールドワーク)、第4回=オステンド(ベルギー、2003年)、第5回=ゲルニカ(スペイン、2005年)、第6回=京都・広島(日本、2008年)、第7回=バルセロナ(スペイン、2011年)であり、第8回大会は2014年9月に韓国のノグンリ(老斤里)国際平和財団のイニシアチブで開催される予定になっている。同財団は、1950年7月25日、朝鮮戦争の中で米軍が韓国の非戦闘員を無差別爆撃し、約300人の犠牲者を出したことを記念して設立された財団である。

すでに紹介したとおり、同ネットワークは、2008年

に日本で開催された第6回国際平和博物館会議の総会で、筆者(同ネットワーク諮問理事)らの提起に基づき、定款上の名称を“International Network of Museums for Peace”(INMP)とするとともに、ロゴおよび活動計画を決定し、役員選挙を実施した。現在、INMPはハーグ(オランダ)に事務局を構えてパートタイムの事務局員を雇用し、理事会の開催、国際会議や展示会の企画、平和関連の出版物の刊行(例えば、最近では、Clive Barret and Joyce Apsel [2012] “Museums for Peace: Transforming Cultures”)、ニューズレターの発行、ウェブサイトの更新などに取り組んでいる。2013年8月~9月には、ハーグ平和宮(Peace Palace)建設100周年記念行事の一環として、“Peace Philanthropy: Then and Now”のシンポジウムと展示会を開催したが、詳細はINMPのウェブサイト(<http://inmp.net/index.php/news>)を参照して頂きたい。

先に紹介した『世界における平和のための博物館』に収録されている平和博物館の数と照合しても、現在のところ、平和博物館・個人・企業などのINMP登録会員数は極めて不十分で、活動資金の安定的な調達も容易ではない状況にある。日本の登録会員は、2013年10月時点で個人会員20人、法人会員2社である。個人会員の年会費は2000円(基本的には収入に見合った自己申告制なので、より高額でも良い)で、年2回の日本語版ニューズレター(国際会議の開催案内等の情報を含む)の送付を受けるとともに、役員選挙などネットワークの運営に参加できる。会員登録事務および会費の国際送金事務については、INMP理事会の公式承認を得て安齋科学・平和事務所(筆者が主宰する事務所)が代行し、ニューズレターの翻訳・編集・送付などを山根和代INMP執行理事とともにこなしている。法人会員である財団法人人間自然科学研究所(松江、理事長:小松昭夫)および安西メディカル株式会社(東京、会長:安江直人)はINMPの意義を理解し、ともに年間50万円の寄付的性格をもつ法人会費を納入するとともに、折に触れて国際平和博物館会議の開催や移動展示制作への財政支援などを行なっている。なお、INMPはUNDPI(United Nations Department of Public Information、国連広報局)の登録NGOでもある。

INMPの過去7回の国際会議中2回を日本で開催したことや、定款やロゴの制定、活動計画の積極的な提起、重要な財政貢献(おそらくこれまでのINMPの活動に、さまざまな形で総額2,000万円近い財政支援を

行なっている)、INMPの出版物の刊行 (Ikuro Anzai, Joyce Apsel and Syed Sikander Mehdi [2008] “Museums for Peace: Past, Present and Future” および Kazuyo Yamane [2008] “Museums for Peace Worldwide”、さらにニューズレター日本語版の発行) など、INMPの活動に日本の関係者が果たしている役割は決して小さくないが、同ネットワークがさらに世界の平和博物館相互の共同を進展させ、新たな平和博物館文化を創出・普及し得るためには、平和博物館関係者だけでなく、世界有数の平和研究学会である日本平和学会の会員が「平和博物館研究」に旺盛に取り組み、一層国際的に貢献することが期待される。

(2) 日本平和博物館会議

日本には数多くの平和関連の博物館が存在するが、自治体立の平和博物館・祈念館・資料館・記念館などが多いことが特徴の一つである。その理由には、以下のような社会的背景が関係していると思われる。

筆者は、第2次世界大戦後の日本の社会運動には5つの大きな波(高揚期)があったと考えている。

「第一の波」は、1954年のアメリカによるビキニ水爆被災事件に触発された「原水爆禁止運動」の波である。

「第二の波」は、1960年代から70年代初頭にかけての「反安保、ベトナム反戦、反公害、沖縄返還運動」の波である。

「第三の波」は、1970年代後半から80年代にかけての「反核、非核自治体運動」の波である。

「第四の波」は、2000年代に声を上げた「憲法九条の会運動」の波である。

「第五の波」が、2011年の福島原発事故によって触発された「脱原発運動」の波である。

戦後社会の変動の中でそれぞれの時期に取り組みられたこうした運動は、それぞれの時代の矛盾を鋭く反映したものに相違ないが、日本における1990年代の平和博物館建設運動の原動力は、「第3の波」と関係しているように思われる。1970年代半ばまで、日本の原水爆禁止運動は政党系列、労働組合系列によって分裂していたが、1978年に開催された第1回国連軍縮特別総会 (UNSSD-I, United Nations Special Session for Disarmament) に向けて運動統一の機運が醸成された。まず、1977年には、「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が広範な共同によって成功裏に開かれ、翌年にかけて、原水爆禁止運動諸団体や市民団体の共同によって2000万人の国連

要請署名が集められ、SSD-Iには500人余のNGO代表が派遣された。原水爆禁止運動が統一の機運を育てていたこの時期には、それまで特定の組織に所属して平和運動に取り組んだ経験をもたない一般市民も、核兵器全面禁止を求める国連署名や非核自治体宣言を求める要請署名運動に活発に取り組んだ。筆者も当時夥しい数の講演を依頼され、中には日本舞踊の稽古場での深夜の学習会や、喫茶店を借り切った青年たちの勉強会などにも出講を頼まれた経験がある。米ソを中心とする核兵器廃絶への流れはその後一筋縄ではなかったが、筆者は、この時期、組織的平和運動の経験のない一般市民が公然と全国各地で平和の取り組みに参加した経験は決して小さくないと感じている。時あたかも、70年代後半には、戦争を知らない世代が総人口の過半に達し、在日米軍に対する「思いやり予算」や「日米安保防衛協力のための指針」(旧ガイドライン) が取り沙汰され、加えて、1980年には「侵略」を「進出」に書き改めさせる教科書攻撃も顕在化するなどの状況があり、全国各地で「軍国主義の復活」や「戦争体験の風化」を懸念する問題意識が芽吹き、「平和のための戦争展運動」も活発に取り組まれた。筆者は、こうした市民運動の大きなうねりが、その後の各地での平和博物館建設要求運動の原動力として機能したのではないかと感じており、実際、筆者が名誉館長を務める立命館大学国際平和ミュージアム(1992年開設)の源流も、まさに1981年7月に初めて開催された「平和のための京都の戦争展」運動にある。

こうした事情もあって、日本には自治体立の平和博物館が多いと思われるが、公的性格の平和博物館であるがゆえに首長や地方議会の歴史観や価値観の影響にさらされ易いというある種の不安定性や脆弱性をもつ反面、まさに公的性格の平和博物館であるがゆえに、公教育の平和学習の場として広く活用され易いという利点ももっている。

1994年、広島平和記念資料館のイニシアチブで、こうした自治体立の平和博物館を中心とする「日本平和博物館会議」(英語名称: Association of Japanese Museums for Peace) が設立された。現在の加盟館は、沖縄県平和祈念資料館、ひめゆり平和祈念資料館、対馬丸記念館、長崎原爆資料館、広島平和記念資料館、ピースおおさか(大阪国際平和センター)、立命館大学国際平和ミュージアム、あーすぶらざ(地球市民かながわプラザ)、川崎市平和館、埼玉ピースミュージアム(埼玉県平和資料館)の10館であり、総参観者数は推定で年間400万人を超えるであろう。したがって、

これらの平和博物館が人々の平和学習に果たすべき役割はそれなりに大きいと考えられ、互いに博物館運営の経験を交流しあい、特別展の開催などについて展示を融通しあい、直面している困難などについて率直な意見交換の機会をもつことは極めて有意義であると考えられる。

同会議は、毎年加盟館の持ち回りで会議（1泊2日で協議、意見交流、ミュージアム・ツアー、時に講演などを行なう）を開催してすでに20回目を迎えつつあるが、会議にあたっては事前に「協議事項」と「聴取事項」について各館から意見を求めるとともに、各館の回答が大部の資料としてまとめられ、会議当日の意見交換のための基礎資料として配布される。そこには平和博物館運営に関するあらゆるレベルの問題が含まれており、日本の平和博物館（とりわけ、自治体立の平和博物館）がどのような実績を上げ、どのような困難に直面しているかを詳細に知ることが出来るので、日本平和学会の平和博物館関係者にとっても、調査・研究資料としてそれなりに高い価値をもつに相違ない。現在のところ、これらのすべての会議資料を集約的に保存・管理している恒常的な事務局は存在せず、各加盟館の担当部局に保存されているのが実態である。

自治体立の平和博物館がもつ問題の一つは、館運営の責任者の任期が（広島平和記念資料館などの例外的実態を除いて）極めて短く（最短で1年、通例2～3年）、在任中に10年単位の将来構想を積極的に提起するといった面では役割を果たしにくい点である。近年、「あーすぷらざ」や「埼玉ピースミュージアム」のように「指定管理方式」に移行する館が出ていることも新たな傾向である。なお、現在の加盟館のうち、民間の平和博物館はひめゆり平和祈念資料館、対馬丸記念館、立命館大学国際平和ミュージアムの3館であり、筆者は1994年に同会議が発足して以来、一貫して関わっている唯一のメンバーとなっている。

ところで、自治体立の平和博物館の場合、地方議会や首長が自らの歴史観や価値観に基づいて、平和博物館の展示のあり方に介入するといった事態が起り得る。筆者は、日本平和博物館会議に現に深く関わっている立場にあり、個別の事例について詳細に論評することは避けるが、この問題に関連して2つの点を指摘しておきたい。

第1には、いかなる平和博物館にせよ、館に展示する内容は事実であることが求められるが、どの事実を展示し、どの事実を展示しないかという点に、館なり

の歴史観や価値観が反映するということである。その場合、自治体住民が多様な歴史観・価値観をもつ中で、公的な平和博物館の展示のあり方はどうあるべきかという問題が生じる。通常、このような場合には、例えば歴史学会など専門的な学界の通説や、文部科学省の検定済み教科書や、天皇・政府関係者・外務当局などの公式見解が参照されるのが普通であるが、史実やその評価に関して異なる見解が存在する場合には、「なお書き」の形で異論の存在にも言及することもある。いずれにしても、公的性格の平和博物館が、首長の独善的な見解によって展示を一方向的に改変されるような事態は、出来るだけ避けられるべきであろう。

筆者は、「ピースおおさか」の展示が橋下徹市長の下で改変を迫られている問題について、「朝日新聞」のインタビュー記事（2012年5月18日）で「為政者で左右 好ましくない」という見出しのもとに、以下のようにコメントした。

「博物館は学問的見地から絶えず展示を自己点検し、リピーターを増やす努力が必要だ。公的側面が強い場合、行政の提言に耳を傾ける姿勢も大切だろう。だが、時の為政者の価値観で設立の趣旨まで左右されるのは好ましくない。過去をばっさりそぎ取り、木を別の木につぐようなことをしても根付くだろうか。また、両論併記の名においては、学説として淘汰された言説まで同じ重みで展示される恐れがある。それは公平ではない」

自らが置かれている立場に配慮した穏当なコメントだが、同館の展示のあり方については、日本平和学会の会員も含めて、今後とも注視していく必要がある。

第2の問題は、公的平和博物館に限らないが、とりわけ自治体立の平和博物館の場合には、戦時における日本の加害責任を認めることに否定的なグループなどから、展示品・写真・解説などの信憑性に疑義が提起され、展示の撤去や変更が迫られるケースも珍しくないことである。このような場合には、当該展示の信憑性を専門家の協力や独自調査を通じて徹底的に検証し、あくまでも「事実には忠実に」を旨として対応する努力が払われる。筆者は故・加藤周一とともに長崎原爆資料館の総合監修作業を担当したが、開館にあたり、南京虐殺事件に関する写真の信憑性について疑義を提起されたことがあった。館側は詳細な調査によって検証し、指摘の妥当性を受け入れて他の確実な写真に差し替えたが、その意味において展示は「より間違いない展示に改善された」という点で好ましいことであった。しかし、こうした問題は、ややもすれば、戦争

責任を受け入れることを潔しとしないグループによって、平和博物館の価値を貶めるために攻撃的な性格の行動としてとられることも少なくない。平和博物館の展示の史実性のような「客観的命題の真偽」をめぐる提言は、本来、立場の如何によらず、平和博物館を「より良くするため」のものにはかならず、歴史観をめぐる対立の具とするのではなく、共同の社会的努力によって解決されるべきものである。

日本平和博物館会議は、このような問題についても率直に意見交換が可能な場として存続・発展する固有の意義をもつものであり、筆者は、個別の平和博物館の展示に関して自治体首長や地方議会との間に展示のあり方をめぐる齟齬が生じるようなことがあっても、同会議の構成館関係者としての努力を誠実に続けるつもりである。

(3) 平和のための博物館市民ネットワーク

1998年にピースおおさか(大阪国際平和センター)と立命館大学国際平和ミュージアムの共同主催で開かれた第3回国際平和博物館会議の機会に、山辺昌彦や山根和代らを中心に、日本の平和博物館関係者を中心とする「平和のための博物館市民ネットワーク」(英語名: Japanese Citizens' Network of Museums for Peace)が立ち上げられた。事務局は、当初、立命館大学国際平和ミュージアムに置かれたが、後に、東京大空襲・戦災資料センターに、そして現在は、戦争と平和の資料館ピースあいちに置かれている。

同ネットワークは公私立の平和博物館や、平和教育、平和研究関係者が加入しており、毎年「全国交流会」を持ち回りで開催するとともに、年2回、日本語版ニューズレター『ミューズ』および英語版Newsletter“MUSE”を発行している。交流会では各博物館が直面する問題や会員の問題意識に関わる多様な問題が取り上げられて議論されるが、組織加盟の「日本平和博物館会議」に比して、個人ベースでの自由な意見交換の場となっている。(注: 2013年10月26日・27日に明治大学生田キャンパス〈登戸博物館〉で開催を予定していた全国交流会は、台風26号・27号の影響で中止となった)

同ネットワークのニューズレターの編集委員は山辺昌彦、山根和代および筆者であるが、日本の平和博物館関連の情報については、山辺の努力もあって、いわゆる平和博物館に分類されない北海道から沖縄までの地域レベルの資料館・美術館・図書館などの平和関連事業も含めて仔細に紹介されており、また、山根の努

力もあって、国外の平和博物館や平和研究・教育関連の情報も紹介されている。英語版のニューズレターは、数年前にINMPのニューズレターの発行やウェブサイトがそれなりに充実するまでは、世界でほとんど唯一の平和博物館に関するニュース媒体だったこともあり、UNDPI(国連広報局)にも届けられ、その役割は高く評価されてきた。日本語版から英語版への翻訳については、(INMP Newsletterの日本語版への翻訳作業ともども)、山根の重要な役割に加えて、谷川佳子ら「国境なき平和のための翻訳団」(Translators for Peace without Borders)などのボランティアに負うところが大きい。『ミューズ』および“MUSE”のバックナンバーは、東京大空襲・戦災資料センターのウェブサイトで見ることが出来る。

「平和のための博物館市民ネットワーク」は、比較的大規模な既設平和博物館の協議体である「日本平和博物館会議」とは異なり、生成途上にある平和博物館の関係者や、平和博物館の運営と直接関わりをもたない平和研究・平和教育・平和運動の関係者も参加し、最も自由に意見交換が出来る点で固有の存在理由と意義を有しており、今後とも、平和博物館研究に関心をもつ日本平和学会会員の参加も期待される場所である。

3. 平和博物館がもつべき3つの機能と日本平和学会の役割

一般に、平和博物館には、次の3つの機能が期待される。すなわち、

- (1) 展示品や展示解説の信憑性、所蔵資料の整理や便宜供与等に関わる「研究的機能」、
- (2) 展示や、それと関連して企画される講演会、ワークショップ、シンポジウム、学習会などを通じての「教育的機能」、
- (3) 社会問題の平和的解決に寄与する「運動的機能」、である。これらを模式的に表すと、28頁の図のようになろう。

これらの事業を展開するにあたって、平和博物館は次の1~8に掲げるような方法を適宜利用する。

(イ) 主として「研究的」機能

- 1 資料整理とそれへのアクセスの保証
- 2 調査・研究活動への取り組み

(ロ) 主として「教育的」機能

- 3 展示（常設展・特別展・移動展など）
- 4 ボランティアを含むガイド活動
- 5 講演会・シンポジウム・ワークショップ・上映会などの開催
- 6 平和教育関連事業の展開

(ハ) 主として、「運動的」機能

- 7 国内外とのネットワークの推進
- 8 見解の発信（声明・談話・訴えなど）

平和研究は、このうちの（1）の「研究的機能」に特異的に関わる（28頁A）ということではなく、「平和博物館を活用した平和教育のあり方に関する研究」や、「平和博物館の創設における平和運動の寄与に関する研究」など、（1）（2）（3）のすべての分野を研究対象とし得ることは言うまでもない（28頁B）。

実際、例えば、「参観者の発達段階に応じた慰安婦問題の提示のあり方」や、「自治体首長の歴史観が自治体立の平和博物館の展示に及ぼす影響」といった問題は、極めて今日的な研究課題の具体例でもある。

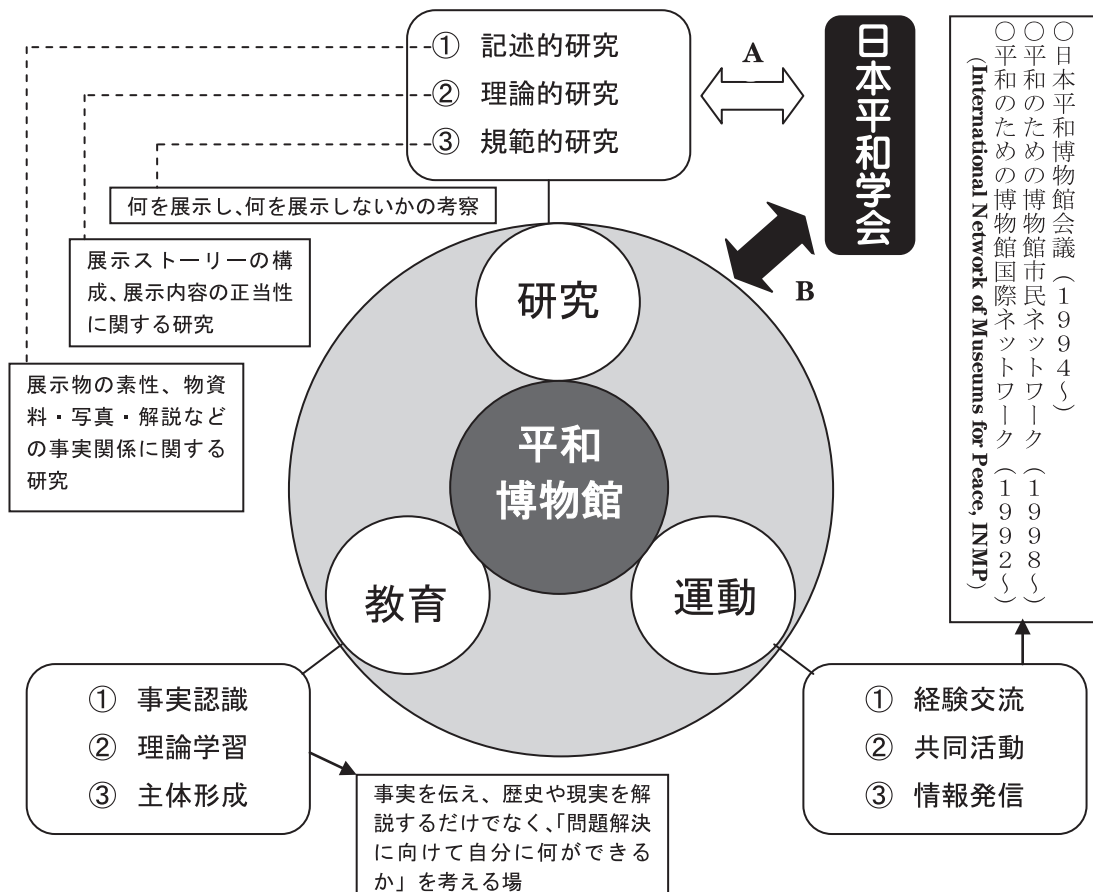
しかし、これとても必ずしも「平和学固有の問題」

という訳ではない。

例えば、「参観者に応じた展示のあり方」の問題は、侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館（いわゆる「南京虐殺記念館」）の日本軍による残虐行為に関する展示や、ベトナム戦争における枯葉剤に起因する奇形児のホルマリン漬けの写真展示などでも存在する。

2007年、南京虐殺事件70周年の研究討論会が南京市で開催された際、筆者が、発達段階に応じた展示の見せ方に関して提起した内容は「南京事件の真実を隠す意図」という誤解もあって激論を呼んだ。（筆者は、南京虐殺記念館付属の南京国際平和研究所の名誉所長でもある）。ベトナム戦争の枯葉剤被害に関しても、かつて「平和のための京都の戦争展」でホルマリン漬け奇形児の大きな写真を掲げたところ、女子高校生たちが取り乱して展示を鑑賞できない事態に陥った。

こうした「事実ではあるが、博物館で見る体験が参観者の発達段階にとってあまりにも衝撃的である場合」には、3つの問題が付随する可能性がある。第一には、参観者が「人間性不信に陥る危険性」で、「このような残虐行為を働くことが出来る人間同士が、共に手を携えて平和創造のために力を合わせるなどとい



うことは出来る筈がない」という感情をもたらす危惧の問題である。第二には、精神的に咀嚼出来ない「不気味かつ不快な展示物」を見ることを通じて、「二度と平和博物館など訪れたくない」という気分を陥らせることへの危惧である。第三には、戦争の真実を示すという「見せる側の思い」とは裏腹に、敵国の残虐な行為を見ることを通じて憎しみを駆り立てられ、平和博物館が「怨念発電所」(grudge generator) または「憎悪増幅所」(hatred enhancer) の役割を果たしかねないという危惧である。例えば、韓国・ソウルの西大門刑務所歴史館は、日本の植民地下での凄まじい拷問の歴史を「絶叫するジオラマ」などを用いて展示しているが、同じ施設が第2次大戦後、韓国政府によって刑務所・矯正所・拘置所などとして使われていた時代の弾圧を一切展示していない事実を受けて、世宗大学教授の朴裕河は、「解放後50年間の歴史が消し去られたまま、日本に対する憎悪と恐怖を育てる場所としてのみ存在している」と評している。立命館大学国際平和ミュージアム開設直前の1992年4月に韓国独立記念館を訪れた際、10人ほどの参観者に出口調査を試みたが、感想は一律に「日本民族は許せない」という論調だった。こうした問題についての研究には、主として心理学や人間発達学や教育学などの成果や研究方法が援用されることになるのだろうが、平和研究として固有の方法論をもたないにしても、平和博物館にとっては解決ないし配慮を要する極めて重要な問題であるに相違ない。

また、(1)の研究的機能には、むしろ歴史学や博物館学など、個別専門諸科学の寄与が重要な意味をもつので、日本平和学会は、(1)の「展示品や所蔵資料に関わる研究的問題関心」に縛られることなく、平和創造のために平和博物館が果たすべき機能や可能性の増進に積極的に貢献することが期待される。例えば、1954年3月1日のビキニ被災事件において遠洋漁船の甲板上で採取された放射性降灰の資料提供を受けた場合、平和博物館がその素性を検証するために行うべき研究は「核科学」に関わる分析的研究であって、別に「平和学」である訳ではない。「太平洋戦争末期の昭和19(1944)年度の軍事費は国家予算の83.5%であった」という史実の真偽を検証するのに直接用立てられるのは、戦時資料に関する財政学や統計学、歴史学などの方法論や知見であって、別に「平和学」である訳ではない。したがって、平和博物館の展示品や映像資料や解説内容の真偽・信憑性を検証する仕事は、優れて当

該検討課題に直結した個別科学であるのが普通であるが、この場合、素性を明らかにすべき収蔵資料の存在を把握し、その解明に取り組む仕事をコーディネートする役割は、学芸部門(学芸員)によって担われることになる。無論、日本平和学会の会員の多くも、政治学、経済学、教育学、歴史学、法学、社会学、福祉学、核科学などの個別科学の専門性を背景に、平和博物館が必要とする具体的な問題の解明について、個別科学的な角度から貢献することは可能だが、日本平和学会としては、平和を実現するために平和博物館がどのような意味をもち、それがさらに魅力的な社会教育施設であるためにはどのような条件が保証されるべきかを明らかにし、平和博物館がそうした条件を備えられるような社会的な枠組みを作ることには貢献することが期待されるだろう。

この場合の「魅力的な社会教育施設」とは、平和博物館が、人間の生命や能力が蔑ろにされた幾多の体験の集合的記憶装置として保全されているというに留まらず、何が能力の全面開花を阻害し、その克服のためには何が必要であるかを示唆するとともに、平和博物館を訪れた人々が「自ら平和創造の担い手となる」ために「主体性を促される」という程の期待が込められている。

日本平和学会としては、平和博物館の存在とその有効な活動に意義を見出し、平和博物館が平和創造のために最大限度の効果を発揮できるようにどのような条件が保証される必要があるかを積極的に提起し、その実現のために「平和博物館研究」の成果を役立てることが期待されていると言い換えることも出来よう。上に「学芸員の重要性」を述べたものの、現実の日本の平和博物館では、学芸部門は極めて貧弱か、場合によっては存在しないことも珍しくない。もちろん、そうした条件整備の問題は、いわば「平和博物館業界が解決すべき事項」という言い方も出来なくはないが、「平和博物館研究」の一環として、平和博物館における学芸員の重要性が鋭く提起され続けるならば、やがて「学芸員のいない平和博物館」は居住いが悪くなり、「学芸員の確保」は設立・運営のための必要条件の一つになるに相違ない。筆者は、日本平和学会の会員の「平和博物館研究」に対しては、概念的・理論的研究をも基底としつつ、国内外の平和博物館が平和創造において果たし得る効果の極大化のための条件を模索し、対社会的に実践的に提起して頂くことを期待している。

だが、それだけではない。

筆者の20年来の経験によれば、例えば大学のような機関や地方自治体において、平和的な理念のもとで平和博物館が構想され、開設のための大方の合意形成が図られ、然るべき財源と人材が投入されて実現に向けて動き出せば、「悪いようにはならない」ということを確信できる。言うまでもなく、収集可能な展示品には限度があるし、準備のために投入された人材や経費にも制約があるので、完成した平和博物館が最初から瑕疵のない完成品である筈はない。しかし、とにもかくにも出来上がった平和博物館は、それを足場として徐々に条件を獲得しながら改善することも可能であるし、国内外の他館との交流を通じて視野を広げ、質的向上を図ることも出来る。長崎原爆資料館の総合監修作業にあっても、1996年4月の開館と同時に激しい右翼的な攻撃を受け、南京事件の写真の信憑性をめぐって裁判が提起され、筆者も長崎地方裁判所での証言に臨んだ経験があるが、長崎市側が全面勝訴した後は事態は収まり、年間50~60万人が訪れる平和学習施設としてそれなりに重要な役割を果たしている。ピースおおさかについても、たとえ首長が大方の批判を押し切って自らの歴史館で一時的に展示内容を改変したとしても、この平和博物館の活用の仕方によって平和教育に有効に役立てる様々な方法が工夫出来る。先にも述べた通り、筆者は個々の日本平和博物館会議加盟館で意に沿わない改修があったからといって、平和博物館の大義の中での共同を模索するという姿勢を変えるつもりは毛頭ない。

したがって、日本平和学会の役割は、既設の平和博物館を調査・研究の対象とする「平和博物館研究」によって、より良い平和博物館づくりや、より有効な平和博物館の活用法を積極的に提言するだけでなく、未だ平和博物館が存在していない地域や機関に平和博物館（または、平和博物館的な役割を担い得る仕組み）を生み出す面でも、社会的影響力を発揮して貫きたいということである。そのためには、魅力的な平和博物館や、それに類する（ないしは）既存の平和博物館とは似ても似つかぬ斬新なアイデアを編み出す「構想力」が問われるだろうし、それが単に「絵に描いた餅」以上のものであるためには、人々が財源問題も含めて合意し、積極的に取り組んでみたくなるような「魅力的牽引力」が必要となるに相違ない。日本平和学会の会員が、最も自由闊達な討議の中から、平和創造のための新機軸を編み出し、平和博物館づくりの次の波を起こすことを心から期待する。

本項目の最後に、立命館大学を場としたある種の「ミ

ュージウム構想」を紹介しておきたい。現在、学校法人・立命館は、国際平和ミュージアムを運営しているが、ここに至る過程では、国際平和ミュージアムを一つの要素とする「立命館共生ミュージアム」の構想を立て、学園の常任理事会レベルでも提起してきた。それは以下のようなものである（31頁の図と解説参照）。（注：その後開設された付属校や学部もあるため、数字が現状と異なる点もある）

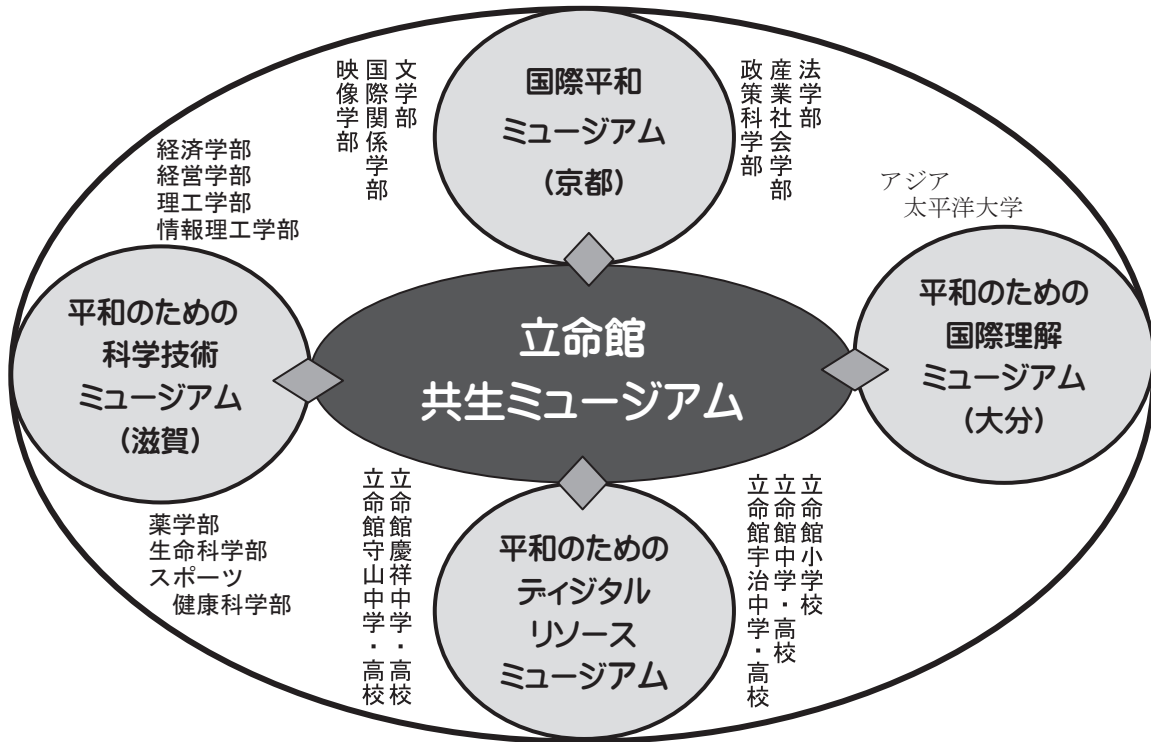
上に紹介した「構想」なるものの多くは、なお構想段階に留まっている。しかし、現にある国際平和ミュージアムのありように安住せず、構想力を働かせて将来を切り拓いていかない限り、平和博物館としての鮮度を保ち続けることは出来ず、やがて朽ちるだろう。日本と世界の平和博物館が、阿部浩己・日本平和学会会長が表現したように「変わりゆく現実に対応しながら、平和な世界を実現するため」に役立ち続けるためには、日本平和学会会員がいっそう魅力的で開拓的で大胆な「平和博物館研究」を発展させることが期待される。

4. 期待される国際的平和博物館運動の発展への寄与

「平和のための博物館国際ネットワーク」(INMP) 統括コーディネータのピーター・ヴァン・デン・デュンゲン氏によれば、「日本は世界で唯一、平和博物館運動のある国」である。この分野における日本の平和博物館およびその関係者の努力は非常に高く評価されており、実際、INMPの存続や組織化のために日本の関係者は重要な貢献をしてきた。しかし、従来、平和博物館あるいは平和博物館運動に対する日本平和学会会員の関心はそれほど高いとは言えず、この研究集会を契機として、日本、アジア、そして世界の平和博物館の活動への日本の平和研究者の関心と寄与が高まることを心から期待したい。

当面、2014年9月19日~22日、韓国のノグンリ国際平和財団のイニシアチブで「第8回国際平和博物館会議(The 8th International Conference of Museums for Peace)」が開催される予定となっており、平和博物館に関心をもつ日本の関係者も多数参加することが期待される。詳細についてはINMPのウェブサイト(<http://inmp.net/index.php/news>)で確認して頂きたい。

筆者は、かねて、第8回国際平和博物館会議の機会にAsia-Pacific Network of Museums for Peace(平



(参考) 平和博物館コンプレックスを基礎とする「立命館共生ミュージアム」構想

現在、立命館学園は、京都および滋賀に2つのキャンパスをもつ立命館大学、大分県別府市の立命館アジア太平洋大学、1つの小学校・4つの中学校・4つの高等学校から成る総合的な学校法人に発展している。21世紀に人類社会がより平和で安全な状況を実現するためには、初等・中等・高等教育における平和教育の役割は益々重要になることが指摘されており、立命館学園としても、平和教育を一層強化することが期待されている。

現在、衣笠キャンパスには「国際平和ミュージアム」が設置されているが、他の教学単位においても社会開放型の平和教育拠点を構築することを展望すべきものとする。具体的には、びわこ・くさつキャンパス (BKC) には「平和のための科学技術ミュージアム」を、立命館アジア太平洋大学 (APU) には「平和のための国際理解ミュージアム」を、小学校・中学校・高等学校には電子空間上に「平和教育デジタル・リソース・ミュージアム」を構築し、全体として、4本足の平和ミュージアム・コンプレックス「立命館共生ミュージアム」を構築することが期待される。

〈平和のための科学・技術ミュージアム〉(びわこ・くさつキャンパス)

経済・経営・理工・情報理工 (注：現在はこれらに加えて、薬学・生命科学・スポーツ健康科学) の各学部を擁するBKCには、経済社会の中で理工学研究の成果が平和な社会の建設にどのように役立つかを、環境や人に優しい科学・技術開発、エネルギー生産とその利用、災害対策技術、コミュニケーション技術の開発と普及、有効な科学教育手法の開発などをベースに、その社会的利用を促進する経済政策や経営戦略のあり方にも焦点を当てて展開するミュージアムの構築をめざす。当ミュージアムは関連企業の積極的な関与を喚起し、BKCの教育・研究成果を反映して展示・体験型学習・社会教育活動 (講習会・ワークショップ・講演会・シンポジウムなど) などに取り組むとともに、学園全体としての「共生ミュージアム」の活動の一翼を担う。

〈平和のための国際理解ミュージアム〉(立命館アジア太平洋大学)

アジア太平洋大学は70カ国以上の国からの学生が学んでいる秀でた特徴を活かし、国際理解の増進に資するミュージアムの展開を基本コンセプトにする。具体的には学生の出身国の文化の紹介や各国の教科書の展示をベースとし、留学生と日本人学生のペアあるいはグループによる資料製作を教育課題の一環として位置づけとして取り組ませ、相互理解と語学教育の増進にも役立つ。とりわけ、留学生が入学に際して高等学校時代に使用していた歴史教科書を持ち寄ることによって、世界にも類例の無い歴史教科書博物館が出来るであろう。同ミュージアムの構

築に当たっては、学生の出身国の外務・文部関係省庁の協力を得ることも追求されるべきであろう。また、同ミュージアムでは、国内外の学生の共同による学生平和サミットや討論会、シンポジウム、異文化交流のつどいなどを企画することが期待される。学園全体の「共生ミュージアム」の一端を担い、「世界報道写真展」などの特別展の開催拠点としての役割も担う。

〈平和教育デジタル・リソース・ミュージアム〉(小・中・高等学校=電子空間上)

小・中・高等学校は地理的には分散しているが、いずれにおいてもさまざまな形での平和教育実践が営まれており、その成果や問題点を電子空間上に構築する「デジタル・リソース・ミュージアム」において対社会的に発信し、日本および世界の平和教育実践に資することを基本的コンセプトとする。立命館学園の生徒たちの平和的实践の成果を社会に発信するとともに、世界から寄せられる平和教育に関する知恵を吸収するチャンネルとして役立てる。また、今後設定する「立命館平和教育賞」の実行過程において、相応の役割を果たす。当然のことながら、学園全体の「共生ミュージアム」の一翼を担う立場から、平和ミュージアム・コンプレックスの諸企画の対社会的打ち出しにも役割を果たす。

和のための博物館アジア・太平洋ネットワーク)を充足させ、日本・韓国・中国・東南アジアなどの平和博物館の情報交流と協力関係の強化を図りたいと考えている。立命館大学国際平和ミュージアムは中国の侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館(南京虐殺記念館)と交流協定を締結しており、安齋科学・平和事務所は韓国のノグンリ国際平和財団と交流協定を結んで、第8回国際平和博物館会議の準備にも協力しつつある。政府間の軋轢が続く中で、近隣諸国の人々との平和的な関係を築く一助として平和博物館レベルでの関係を発展させることにはそれなりの意味があると確信しているが、史実が歪曲されかねない政治状況であればこそ、筆者は、日本平和学会の開拓者たちが発した「設立趣意書」の言葉、すなわち、「研究は客観的、科学的であるべきであるが、研究の方向づけにおいて決して道徳的中立性はありません」を改めて想起しながら、平和博物館の今日的あり方に向き合おうとしている。日本平和学会会員の積極的参加を重ねて要請したい。

【参考文献】

- [1] 安齋育郎 [2002]「過去に誠実に向き合う一和解と共生をめざして」『立命館平和研究』第3号
- [2] 安齋育郎ほか [2005]『立命館大学国際平和ミュージアム』常設展図録 (DVD BOOK付)
- [3] 立命館大学国際平和ミュージアム監修 [2001]『CD-ROM 岩波平和ミュージアム』
- [4] 立命館大学国際平和ミュージアム [2012年]『立命館大学国際平和ミュージアム20年の歩み—過去・現在、そして未来』
- [5] Peter van den Dungen [2006] "Preventing Catastrophe: The World's First Peace Museum—In praise of Ikuro Anzai and Jan Bloch"『立命館国際研究』18巻3号
- [6] 第3回国際平和博物館会議組織委員会 [1999]『平和をどう展示するか—第3回国際平和博物館会議報告書』
- [7] Ikuro Anzai, Joyce Apsel and Syed Sikander Mehdi [2008] "Museums for Peace: Past, Present and Future"
- [8] Clive Barret and Joyce Apsel [2012] "Museums for Peace: Transforming Cultures"
- [9] 山辺昌彦ほか [2003]「特集1 平和のための博物館・市民ネットワーク第2回全国交流会報告」『立命館平和研究』第4号
- [10] 山辺昌彦ほか [2005]「特集 国際シンポジウム『アジアにおける平和博物館の交流と協力』」『立命館平和研究』第6号
- [11] Kazuyo Yamane [2008] "Museums for Peace Worldwide"
- [12] 福島在行 [2006]「『フォーラム』としての平和博物館は可能か?—吉田憲司の提言から考える」『立命館平和研究』第7号
- [13] 福島在行 [2011]『現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学の交点』京都府立大学大学院文学研究科史学専攻博士論文
- [14] 福島在行・岩間優希 [2009]「〈平和博物館研究〉に向けて—日本における平和博物館研究史とこれから」『立命館平和研究』別冊

平和博物館実践への社会教育的アプローチ

—住民の学習に根ざす平和博物館実践の再定位

栗山 究

(早稲田大学非常勤講師)

阿知良 洋平

(北海道大学大学院博士後期課程)

日高 昭子

(滋賀県平和祈念館調査員)

はじめに

2008年に日本で開催した第6回国際平和博物館会議などでの議論を契機に、平和博物館実践を支援していく平和博物館研究という議論の場はいかにして構想可能かが問われていた¹。これに対して福島在行は、歴史学の視点からみた日本の平和博物館研究の先行研究を整理している²。そこでは“平和博物館”に言及するさまざまな論者が、さまざまな視点から実践を捉えていることがわかるが、これまでその実践分析の枠組みは整理されてこなかった。

平和博物館実践は、日本の社会教育の運動と密接な関連をもって展開している。社会教育研究ではこれまで、伊藤寿朗や藤田秀雄、山田正行らが“平和博物館”を言及してきた³。そこに共通する議論は、学習者の実生活に即した学習を根拠にして、地域社会に定着した学習施設の役割を果たすことの価値を指摘している点である。換言すれば、“平和博物館”は学習者の実践であり、その出自に内在した学習者の学習を存立基盤とする。そして“平和博物館”が、平和構築に貢献しようとするならば、学習者の学習に立脚した視点から、平和博物館実践を捉える視座は不可欠である。後述するように、平和博物館実践は、その出自からして社会教育的アプローチを基盤としているからである。

それでは、学習者一人ひとりの実生活に即し、そうした住民（学習者）が実生活を営むうえでの困難や課題から相互に学習を組織化していく社会教育的アプローチからすると、これまでの先行研究の視点は学習者（住民）の学習に立脚して議論を展開してきたのであろうか。もしかしたら、展示を中心とした施設を主体にして議論を展開してきたのではないだろうか。この問いを明らかにするためにも、平和博物館実践を分析する枠組みの検討が求められる。本稿は、平和博物館実践を住民の学習の根拠の側に再定位する試みである。

1. 日本の平和博物館研究の先行研究

福島は、日本の“平和博物館”に関する研究を「平和博物館の定義」、「平和博物館の教育機能」、「戦争展示から見た平和博物館」という三つの領域に整理している⁴。そこでは、それぞれの領域において、下記のようにさまざまな論者が、議論を展開していることが明らかになった。

・平和博物館の定義

：坪井主税、安斎育郎、ヨハン・ガルトウング

・平和博物館の教育機能

：村上登司文、藤田秀雄、山根和代、山田正行、福島在行

・戦争展示から見た平和博物館

：山辺昌彦、金子淳、福島在行

これら論者の代表的な議論から、平和博物館の形態的側面から見た実践分析の枠組みを捉えると、四つの類型に整理することができる⁵。

・運動

・機能主義博物館

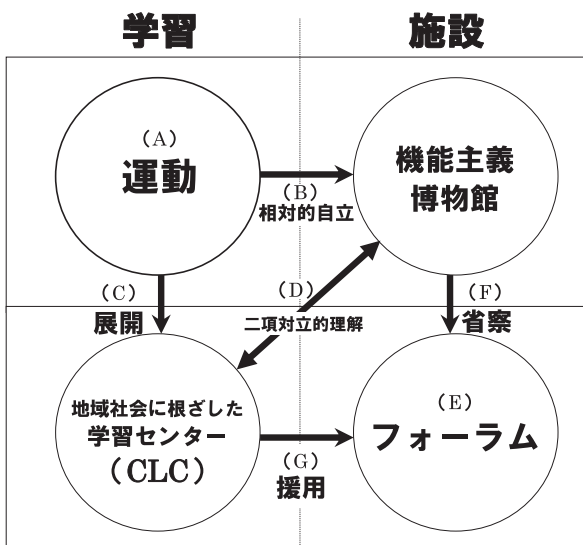
・地域社会に根ざした学習センター

・フォーラム

「運動」は社会教育的アプローチに立脚し、文字通り学習者（住民）の運動の一形態として実践を捉える議論である。「機能主義博物館」は、資料を収集・保存し、展示・教育普及活動を展開する行為の延長線上に実践の在り方を見出そうという博物館観である⁶。「地域社会に根ざした学習センター」（以下“CLC”と言う⁷）は、具体的な施設を足場に、そこでの学習活動の検証を通して、学習者の学習活動に意味を見出す

うとする視点である。本稿の立脚する出発点でもある。「フォーラム」は、具体的な施設の検証を踏まえて「機能主義博物館」観の在り方を省察し、その現代的再構築を図ることで実践の進路を模索している議論である。このうち「運動」と「CLC」的視点は「学習者の学習」に、「機能主義博物館」と「フォーラム」は「施設」に、それぞれ実践分析の焦点が当たっている。

そして、この連関を示したのが【図1】である。下記(A)から(G)はこの図のそれと対応している。照らし合わせて見ていこう。



【図1】実践分析枠組みの四類型の関連

(A) 学習者の実践の基盤である「運動」

博物館は学習者の実践を存立基盤としている。上記で取り上げた日本の平和博物館研究の少なからぬ先行研究も指摘するように、日本の“平和博物館”は、アジア太平洋戦争の直接的経験を主要な契機とした住民(学習者)のさまざまな運動の展開によって成立してきた側面がある⁸。

これまでの先行研究においては、代表的事例として、長崎国際文化会館(1955年開設、略称：国際文化会館、後の長崎原爆資料館は1996年開設)、広島平和会館原爆記念陳列館(1955年開設、現・広島平和記念資料館)、第五福竜丸展示館(1976年開設)、ひめゆり平和祈念資料館(1989年開設)、平和資料館・草の家(1989年開設、通称：草の家)、大阪国際平和センター(1991年開設、通称：ピースおおさか)、立命館大学国際平和ミュージアム(1992年開設、略称：KMWP)、岡まさはる記念長崎平和資料館(1995年開設、略称：岡記念館)、アウシュヴィッツ平和博物館(2000年開設)、高麗博物館(2001年開設)、わたしの戦争と平和資料館(2005年開設、略称：wam)、戦争と平和の資料館・

ピースあいち(2007年開設、通称：ピースあいち)などが“平和博物館”として紹介されてきた。その中には“平和博物館”という施設は開設されなかったとしても“平和博物館”を求めた住民運動が存在した事例も取り上げられている。例えば、1970年代の“横浜の空襲を記録する会”は、自らの被災経験からアジア太平洋戦争の内実を総体として後世に伝えていこうとして「平和資料館」の建設を要求した事例である⁹。

他方で、世界の“平和博物館”との出会いを契機に“平和博物館”をつくることを目指した1980年代の“平和博物館を創る会”などの住民運動の展開もあった¹⁰。1990年代の国際平和博物館会議において、欧米と日本の平和博物館の橋渡しをする役割を担った坪井主税の議論はその一つの代表例であると言えるだろう。

平和博物館は、それ自体は建物であるけれども、実質は、その器を設立した者・運営している者がその平和に対する思いを来館者に伝えていく運動なのである¹¹。

第6回国際平和博物館会議では、現代社会をテーマに“平和博物館”の在り方を構想した展覧会“平和博物館は可能か”展なども実施された¹²。

そして、これらの「運動」の展開過程の結果として開設した“平和博物館”の実践分析の視点を「施設」に据えるか「学習者の学習」に据えるか、といった焦点の当て方の相違によって、日本の平和博物館研究では「機能主義博物館」観と「CLC」的視点という位相の異なる二つの実践分析の枠組みが、歴史的に生成してきた。

(B) 学習者の「運動」から「機能主義博物館」観への相対的自立

一つめは「運動」から「機能主義博物館」観への志向である。この実践分析の視点は、日本が東アジアへ植民地化政策を展開した時代の自然学者たちの運動によって獲得され、その経験は満洲国国立中央博物館の学芸官であり、後に文部省で大東亜博物館を構想することになる木場一夫と、文部省時代の木場の後輩であった鶴田総一郎の実践を経て1955年以後の日本の博物館政策の基礎をかたちづくっている¹³。日本の博物館実践の多くは、歴史的にこの「機能主義博物館」観の上に成立しており、それは平和博物館実践においても例外ではない。

日本の平和博物館実践においては、「15年戦争」に

関する日本のさまざまな展示実践を紹介している山辺昌彦の議論がその代表例と言える。

平和博物館は博物館としての確立がなされていない面が強く、この点での問題が大きい。博物館の機能として、調査・研究、資料収集・整理・保存・利用、展示、教育普及活動があげられる。（中略）平和博物館が博物館として十分機能するように充実させることが課題である¹⁴。

平和博物館は博物館である以上、資料を展示し、収蔵することが不可欠であり、当然施設がなくてはならない。その意味で、平和博物館を建てようという運動、あるいは自治体に平和博物館を建てさせようという運動があっても実現しなくては、平和博物館ではない¹⁵。

山辺の議論は「博物館は、社会教育・生涯学習の場であり、自発的学習をするところ」であるとして「平和のための博物館が、平和運動の力に依拠して、設立され、発展してきたことは事実」としながらも、そのような「平和運動からの相対的自立」を課題としている点に特徴がある¹⁶。

公民館などの活動の蓄積から導き出された社会教育の理論や運動をそのまま、博物館に当てはめることは適当ではないと私は考えている。市民との共同研究において、博物館や学芸員側の積極的な関与が求められるのである¹⁷。

この議論に見られるように「市民」の「運動」と「施設」との間に一線を画し、後者の在り方に価値を見出す視点は「機能主義博物館」観の一つの特徴である。

（C）学習者の「運動」から「CLC」的視点への展開

もう一つは「運動」から「CLC」的視点への展開である。学習者自身が地域社会に定着した学習センターを創造し、施設を足場にしてさまざまな学習活動を創造していく学習過程に着目した議論である。

例えば、国際的な平和博物館運動の展開に日本の平和博物館実践を捉えている山根和代は、高知の住民の1970年代の空襲展運動を契機に開設した草の家などの実践の展開から学習者自身が展示を含めた諸々の学習活動をつくり出していることを明らかにしている。

（2000年代、韓国から来た青年が草の家で働きはじめて）以来、若者たちが草の家を訪問し始め、平和活動に関わり始めた。若いミュージシャンは、アメリカのアフガニスタン攻撃とイラク戦争に対して平和コンサートを組織し、若者たちは、アメリカのイラク侵攻に対して、高知市の街中で祈りを捧げた。若者たちはイラク戦争後も活発であった。彼らは毎週金曜日に街中へ行き、イラクへの自衛隊派遣の賛否を問うような、さまざまな問題を議論することを試みた。過去だけではなく、イラク戦争とその日本の関与といった現在の問題もまた、草の根レベルで取り扱っている。それは草の家の特徴の一つである¹⁸。

この事例は、学習者の学習に即して、地域社会に根ざした学習施設を創造していくことに注目した議論である。アウシュヴィッツ平和博物館の実践を描いている山田の議論など、日本の社会教育研究における先行論者の多くも、この視点を議論の出発点にしたアプローチが少なくない¹⁹。

（D）「機能主義博物館」観と「CLC」的視点の二項対立的理解の陥穽

大阪の住民による空襲展運動を契機に開設したピースおおさかの実践を見てみよう。

展示を中心とした「機能主義博物館」観から演繹した評価

結論的にいうと、大阪国際平和センターは、はじめての本格的な空襲に関する博物館にとどまらないで、日本の15年戦争を、侵略と加害に重点を置いて描いたはじめての博物館であり、まさに時代を画するものであるといえよう。（中略）侵略や加害に重点をしばった展示自体はよいことであるが、その侵略戦争を遂行していった体制について、その形成のされ方、その実態、それがもたらしたものがわかるような展示がないことを残念に思うものである。それと新しい手法を取り入れ、わかりやすい展示にしていることもよいことであるが、実物資料の展示が少なくなっていることには問題がある²⁰。

博物館をつくる際、大切なことは、空襲を記録する会とか平和のための戦争展など、市民自身による戦争体験を伝える運動の協力をえて、その成果を吸収することである²¹。

学習者の学習に価値を据える「CLC」的視点から 帰納した評価

大阪国際平和センターと呼ばれる公立の平和博物館は、平和のための市民の努力によって開設された。(中略)日本と他のアジア諸国との間には、未だに歴史認識の大きな隔りがあるが、市民団体は、大阪国際平和センターを通じて、日本と他のアジア諸国の平和と和解を促進するために一生懸命に働いている²²。

平和博物館における歴史の真実(日本の加害)の展示は、平和のための市民の積極的な態度や行動に依存している。平和のための市民の積極的な態度や行動は、平和博物館が歴史の真実を展示し、平和をつくり出す際の、鍵となる要因である²³。

実践分析の焦点を“展示を中心とした施設”に据えるのか“学習者の学習”に据えるのかという着眼点の相違によって、同じ実践においてもその評価の位相が異なっていることがわかる。

山辺の議論のように「機能主義博物館」観から演繹して実践を分析する視点では、展示の表象や技術とそれらの在り方に議論の焦点が当たりがちである。しかし、既に見てきたように“平和博物館”の歴史には、山根の捉えるような「日本と他のアジア諸国の平和と和解を促進するため」の学習者のさまざまな学習活動が存在しており、展示を中心とした「機能主義博物館」観だけでは描ききれない実践が展開している。従って「機能主義博物館」観が抽象する諸機能を自己目的的に捉えた議論に留まる限りでは、(B)で触れた山辺の捉えるような「市民」の「自発的学習」と「施設」との関連、さらには「学芸員側の積極的な関与」の内実がそれぞれ十分に検討されていない。

他方で、学習者の学習に意味を見出そうとする山根の議論では、学習者が地域社会に定着した学習施設を創造し、そこを足場にしてさまざまな学習活動をつくり出している現象過程を描くことができた。しかし山根も指摘しているように²⁴、「市民」が主人公であることが無前提的な評価軸となるこの議論だけでは、その学習内容は社会構造的に把握されていない。その在り方は、例えば佐貫浩が述べるように、現在のナショナルな社会体制を安易に支える議論へ転倒してしまう側面を内包してしまう²⁵。

学習者の学習内容と社会関係との関連の分析を欠いた「機能主義博物館」観と「CLC」的視点は、ともにそれ自体を原理的に捉える限りにおいては、その実践

分析の在り方は限界を抱え込んでいることがわかる。あるいは、藤田の議論のように「機能主義博物館」観と「CLC」的視点をパラレルな構造として把握することも可能だろう。

平和博物館は、他の博物館と同様、研究的役割と、広く一般の学習に役立つ学習的役割をもつ。研究的役割とは、資料を収集し、整理し、保存し、あらたな事実や考えを提示する機能です²⁶。

藤田は、日本の平和博物館実践が「事実を伝える」といった啓蒙主義的な性格に留まっている点を省察し、「成人」の学習者一人ひとりが非暴力的手段による「平和のための行動者」になるための学習拠点として、戦争を経て今日に至る現代の課題に向き合う学習や運動の実践的役割を“平和博物館”に見出している。しかし藤田のこの分析枠組みの場合、成人の「学習」と施設の「機能」とを統一的に捉えていこうとする視座は導き出せない。この場合、学習者の「学習」と学習の成果が蓄積されている施設の「機能」との関連は不分明である。

こうした限界を乗り越えるための実践分析の視点が、日本の博物館研究では1960年代末より模索されてきた。その一つが、アメリカの美術史家として紹介されたダンカン・F・キャメロンの議論²⁷に影響を受けた吉田憲司の推奨する「フォーラム」論であり²⁸、もう一つが、学習者の学習や運動が「機能主義博物館」観を学習者(住民)のものにしていく分析枠組みの基盤を提示した伊藤の「地域志向型博物館」論である²⁹。

(E)「フォーラム」論：日本の平和博物館実践に関する議論の今日的到達点として

日本の博物館研究において「フォーラム」論は、スミソニアン航空宇宙博物館における広島への投下原爆の展示表象をめぐるアメリカ社会で展開した論争を契機に、広く知られるようになった。この論争を紹介した論者の一人である山本珠美は、その論争の背景に、展示行為者の展示実践を「市民」が見学しに行く「神殿」として捉えられがちであった博物館の在り方(テンプル)と、展示実践を媒介に展示行為者である「市民」と展示見学者である「市民」との相互対話を展開していく在り方(フォーラム)とを提唱したキャメロンの議論が在ることを見出し、同時に後者の成立の困難性を認めている³⁰。

日本においてキャメロンの提案はその後、展示され

る「もの」に自らの規定性（歴史＝社会的・文化的に構築されてきたアイデンティティ）を自覚する人たちとの共同作業による展示行為の必要性を説いた国立民族学博物館で展示実践を担当する吉田によって実践的に紹介され、受容されていった³¹。KMWPの2005年の展示リニューアルに携わった福島は、展示から必然的に排除されてしまう他者からの声に展示行為者はどのように応答するかという課題を自認しながらも、展示を媒介とした吉田の推奨するフォーラムの形成は、“平和博物館”の実践に即して、一応有効であると捉えている³²。

日本の平和博物館をめぐる従来なされてきた議論の中心は、15年戦争をどのように捉え、描くか＝誰の「戦争体験」（被害／加害）をどのように取り上げるべきか、という問題であった。それは、言い換えれば、誰と共に未来へと向うのか、ということである。共に未来に向かいたいと願う誰かと一緒に、対話のための「フォーラム」を形成することは、平和博物館をめぐる問題状況に照らしてみた場合に、重要な課題となることは了解されるだろう³³。

このように、フォーラムに実際参加する人たちの規定性（歴史＝社会的・文化的に構築されてきたアイデンティティ）が、施設における展示行為を媒介とした相互対話を形成することで再構成される可能性に実践の意義を捉える分析の視点が「フォーラム」論である。

(F) 展示を中心とした「機能主義博物館」観の省察的議論の到達点である「フォーラム」論

「フォーラム」論の背景には「『展示する者』あるいは『展示される者』として一括りにされていた人びとの境界線」を敷いてきた施設が、これまで自明としてきた「機能主義博物館」観を省察し、展示実践を中心としたその在り方の再構築を模索するという課題がある。

平和博物館－それは平和を目指して展示その他の活動を行う博物館である。（中略）展示を見学する私たちは、資料の、そして展示を作った人たちの呼びかけの前に立っていることになる。平和博物館は「展示を取り巻くもの」から切り離されて存在することはできない³⁴。

例えば“平和博物館”を上記のように捉え、展示実

践を中心とした「機能主義博物館」観の再構築を模索するという課題を背負った福島の議論の背景には、これまでとも向き合ってきたアジア太平洋戦争を直接経験した当事者からの聴き取りなどの実践が、まもなくなくなっていく時代を迎えつつある「現在の時点」の社会があった³⁵。そしてKMWP実践における学習者の代表として展示リニューアルを託されたことを自覚していた福島³⁶は、展示する／される「もの」に関する「なんらかの意味で戦争の結果として死亡した人」の声を事例にしながら、展示から必然的に排除されてしまう人の声が反映されない可能性に、展示行為者と展示見学者との相互の対話から構成される「フォーラム」論のもつ逆説を認めている。

「フォーラム」あるいはその条件である「対話」を（中略）吉田のように厳密に使用するならば、それは現在の時点の問題しか扱えない。（中略）戦争にかかわって平和博物館で扱われる死者は、なんらかの意味で戦争の結果として死亡した人＝犠牲者である。彼／彼女らは、自らが展示されること／されないことについて「発言」することができない³⁷。

とはいえ、福島のこのアプローチにおいては、吉田の「フォーラム」論の限界は自覚できても、それを乗り越える回答までは提示されてこなかった³⁸。

歴史に向き合うということ、あるいは他者に応答するということとはいかなる行為なのか。いまここで私がその一般的な答えを出すことはできない。しかし、応答の形をあらかじめ何か決められた形へと押し込め、閉じ込めるのではなく、あらためてその問いを開きつづける、そのような場として平和博物館があろうとすることは可能なはずである³⁹。

展示実践を中心とした「機能主義博物館」観の再構築によって“平和博物館”の実践的進路を見出そうとする「フォーラム」論は、現状としては上記のように可能性の議論として開かれている。フォーラムにコミットする学習者の実践の方向性は、「機能主義博物館」観がそうであったように、「フォーラム」論それ自体の論理展開としては導くことができないためである。それは常にフォーラムを構想可能とさせた学習者の学習内容に依存している。

(G) 「CLC」的視点からの「フォーラム」論の援用

吉田の「フォーラム」論は、展示実践を中心とした「機能主義博物館」観の再構築を志向する議論ばかりではなく、学習者の学習活動に価値を見出す「CLC」的視点から帰納した実践においても援用されていた。その代表的な事例として、高麗博物館の実践を分析した福井庸子の議論が挙げられる⁴⁰。

福井は、日本列島と朝鮮半島にくらす人たちの相互交流の推進とそのための歴史的和解を目指す高麗博物館の実践分析を通して、学習者相互の「学び合い」の展開にその意義を見出している。福井の議論の特徴は学習者がつくり出した展示空間を、吉田の「フォーラム」論を肯定する議論に結びつけていく点にあった。

吉田憲司は、博物館においては自己と他者の認識の方法、自己と他者の関わりのある方を問うことこそが必要なのであり、今後の博物館のあるべき姿として「議論の場」「対話の場」としての機関を提言している。この点において高麗博物館は自己と他者の関わりを重視した活動を展開しているといえる⁴¹。

福井は、吉田の「フォーラム」論を媒介に、高麗博物館の実践にコミットする学習者の姿を通して『博物館』に従事する『市民』という位置づけではない学習者の学習の在りようを描きだすことを試みた⁴²。そして「自己を軸として問題をとらえる枠組み」すなわち「一人ひとりの生活や労働といった側面からとらえようとする方法」として高麗博物館の実践を捉えた⁴³。

ところが、福井の実践分析の枠組みは「フォーラム」論を経由することにより「博物館の企画に市民がどのように参画するか」という技術や管理、すなわち「学習活動を博物館の運営へ還元」していく論理展開に変調していく⁴⁴。福井の議論においては、下記のように「市民」が展示実践などの「機能主義博物館」観で抽象された各種機能を遂行していくことが目的となっていくため、高麗博物館の実践実態とは異なり、むしろ「機能主義博物館」観へ積極的に従事する「市民」の姿が描かれていくことになる。

高麗博物館ではボランティアスタッフによって資料の収集・調査研究・展示のすべてが行われ、市民が博物館運営の中核を担っているといっても過言ではない⁴⁵。

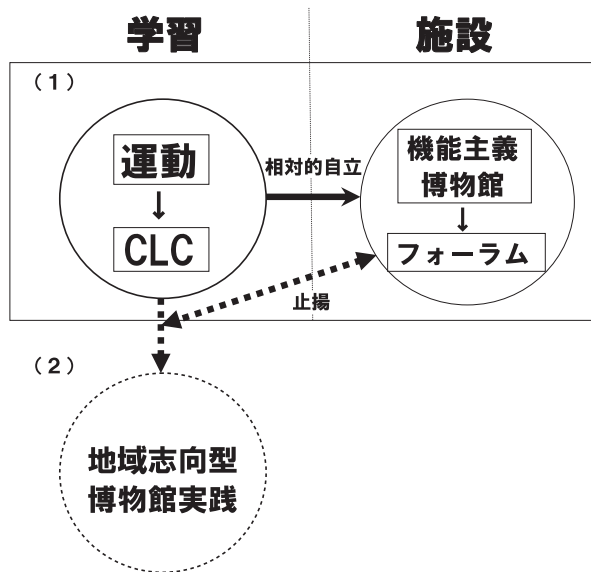
このように「フォーラム」論では、高麗博物館の実践に関わる学習者が『博物館』に従事する『市民』という位置づけではないことを指摘しようとした福井の問題関心を充分に実証しきれないのである。この点に関連し「市民の自発的関与（コミットメント）によって成立する討議空間の可能性を論じる議論」として吉田の議論を位置づけている金子淳も「フォーラム」論という分析枠組みに「居心地の悪さ」を表明している⁴⁶。「フォーラム」論が捉える学習者は、施設を主語に統一されているためである。

2. 地域志向型博物館実践

前章の検討より、日本の平和博物館実践に関する分析枠組みの議論の今日的到達点として「フォーラム」論を位置づけることができ、その分析枠組みは、展示を中心とした「機能主義博物館」観に根ざした施設の在り方の追究が背景となっていることが明らかとなった。平和博物館実践を捉えるためには「機能主義博物館」観を出自とする施設が学習者の学習を統一していく分析枠組みではなく、学習者の学習を主体に据えた視点から、近代日本の植民地化政策が展開した時代からの連続性を有する「機能主義博物館」観を乗り越えた在り方を創造していく分析枠組みが求められているといえる。

(1) 実践の基盤となる要件

その基盤として注目する実践分析の枠組みが、前章(D)で触れた「フォーラム」論の展開と同時代に追究されていた伊藤の「地域志向型博物館」論である。地域志向型博物館実践の本質を、本稿の課題に引きつけて端的に捉えれば、それは学習者を主人公に据え、学習者の学習を媒介として、現代社会の諸課題・地域課題に向き合っていこうということを目的としている。伊藤はさしあたり「民衆の生活次元」での学習内容に意味を見出す視座から、金子功の豊橋向山天文台（大池児童館）の実践を基盤に、住民の学習に根ざした施設を創造していく姿を認めていた⁴⁷。その分析枠組みは、前章で捉えた「機能主義博物館」観を出自とする分析枠組みを止揚し、それぞれの地域社会で生活を営む学習者（住民）の学習に即して捉えようとしたところにあった。この連関を示したのが【図2】である。



【図2】実践分析枠組みの四類型（1）と地域志向型博物館実践（2）との関連

それでは、住民の学習内容を見れば、「フォーラム」論がそれ自体の論理展開では追究し得なかった学習者の平和博物館実践の根拠を析出することができるだろうか。このことを解明するためにも、本章では岡記念館を対象として考察していくこととしたい。

（2）岡記念館の概要と先行研究

岡記念館は、岡正治(1918-1994)が代表を務めた「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」(1965年に結成し現在に至る。以下“守る会”と言う)を母体に、朝鮮人被爆者に関する調査活動を基盤にした一連の学習活動の延長に設立された長崎にある施設である。

1933年、海軍電信兵の試験に合格した岡は、15歳より主に広島を拠点とした生活を送っていた。日本福音ルーテル神学校を卒業した1956年、38歳のときに長崎県ルーテル教会の伝道師として来崎し、以後その生涯を長崎の地で牧師として活躍した。1971年より12年間、65歳まで長崎市議会議員として、その後援会となった「生きる権利を市民の手で！市民連合」を通して福祉や財政の問題にも力を注いだ。施設開設に向けて募金活動を開始した1994年、自宅で風邪をこじらせ、施設開設を目にすることなく75歳で急逝した⁴⁸。施設名の「岡まさる記念」は、岡とともに開設準備に取り組んできたメンバーたちが遭遇したこの出来事に因んでいる。

岡記念館は、長崎市西坂の元中華料理店であった建物を購入し、その建物を改修した簡素な施設を開設当初より構えている。受付は地域住民の有志が担い、会

員で組織する協議会が運営に当たり、2001年よりNPO法人格を取得している。ローンを組んで施設を開設したため、専従職員は置くことはできない⁴⁹。

会員には年数回発行される会報「西坂だより」が頒布される。会報が60号に達した2011年時点、総会での議決権を有する正会員は119名である⁵⁰。法人格取得後、学校教育の修学旅行においても訪問される機会が多くなり⁵¹、岡を教材として扱った授業実践も紹介されている⁵²。岡記念館の理事で岡とともに調査活動に取り組んできたメンバーの実践（以下“岡実践”と言う）紹介によれば、そこには地域志向型博物館実践の基盤となる要件である下記の動態的特色が認められる⁵³。

- ・展示を含め、展示に留まらない学習活動が展開していること
- ・行政や営利企業の支援を直接受けずに「市民が創った資料館」であること
- ・地域社会において「集い・学び・行動する資料館」づくりを目標に実践していること

岡とともに調査活動に取り組んできた理事たちも指摘するように、岡記念館には「良心的兵役拒否青年の受け入れ」や「南京へ学生を派遣する『日中友好・希望の翼』」（以下“希望の翼”と言う）、「南京大虐殺生存者証言集会」（以下“長崎と南京を結ぶ集会”と言う）など、「機能主義博物館」観という形態から演繹する限りでは必ずしも描ききれない実践が展開している。

原爆資料館とともに見て学び、行動する平和教育、社会教育の場であり続けたいと願っている⁵⁴。

岡記念館を対象とした先行研究においても共通している点は、学習者自身が展示を含めた諸々の活動をつくり出していることに価値を見出している点である。なかでも山根の議論は“平和博物館”の一事例として自覚的に岡実践に注目した研究であった。

原爆の朝鮮人・中国人の被爆者の展示は、岡正治と岡の死後に平和博物館を開設した彼の支援者たちの調査に基づいている。長崎における朝鮮・中国からの強制労働者の展示もまた、平和博物館のメンバーたちの調査に基づいているオリジナルである。（中略）家事をしている人など一般市民は受付の役割を果たしており、多様な方法で平和博物館を支えてきた。若いドイツの良心的兵役拒

否青年が2007年以來、そこで働いていることは興味深い。例えば、ドイツのオルデンブルグから来た若者は、受付・清掃そして講師として働いており、平和博物館によって送られたチラシによると、彼は教育文化会館で6月27日に「記憶と無知の文化」という講義をおこなった。長崎の彼の生活は長崎市民によって支えられている⁵⁵。

展示の使用に加え、中国人の訴訟の支援、南京大虐殺の被害者の招聘、中国への訪問、小旅行を通じた市民や若者の教育など、市民たちは日本と他のアジア諸国との間の平和と和解を推進するために活動した⁵⁶。

この一年後、高麗博物館で学習している李素玲は岡記念館を訪問し、その展示の背景に「地道で真摯な活動」が在ることを明らかにしている。

これら（引用者：岡記念館の展示）の中でとりわけ「朝鮮人強制連行」と「中国人強制連行」は、追跡調査・聞き取りによる検証に基づく展示であり、同館の主要展示の一つであるように見受けられた⁵⁷。

開館以來、同資料館は中国との友好関係を進展させてきた。長崎における中国人強制労働問題から中国への侵略に係わる「南京大虐殺記念館」との友好館提携（2000年）、第731部隊罪証陳列館との友好館提携（2005年）により、「南京大虐殺」コーナーでは、南京の虐殺記念館より提供された写真による展示が見られる⁵⁸。

これまでも同資料館は、実態調査や被爆遺構保存運動において市民運動の先頭に立ってきた。戦時下、長崎市を取り巻く山間に掘られたトンネルは軍需工場として用いられ魚雷や銃弾が製造されていた。その一つである三菱住吉トンネル（三菱兵器製作所）は、資料館をはじめとした市民運動により、その一部がこの3月より保存され一般公開されている⁵⁹。

在日朝鮮人問題から始まり、中国との友好関係、ドイツを中心とする良心的兵役拒否者の受け入れ、韓国からの客員研究員の受入れ事業へと進展してきた。長崎においては、幅広い市民運動により行政をも動かす平和発信の役割を担ってきた⁶⁰。

そしてこれらの背景には、岡たちの学習の到達点と

して「日本の加害責任を明らかにし、政府に戦後補償の実現をさせるために、資料館を建設するという構想」が在ったことを明らかにしている⁶¹。

とはいえ、山根の議論は「市民」が平和のための諸々の実践をつくり出していることを析出することに価値が置かれ、李の議論は展示の背景にある「活動」とその基盤である「運動」を媒介にした展示実践の紹介的要素が強いため、岡たち学習者の学習内容の必然性は十分に分析されていなかった。本稿ではこれらの先行研究を踏まえたうえ、岡実践の展開過程を描くにあたり、実践の生成の必然性に留意して分析していく⁶²。そのことによって長崎の抱える地域課題・地域社会の平和問題との関連で、岡実践の学習内容を評価し得ると考える。

（3）長崎における地域課題と岡実践の位置

①三菱資本と長崎への原爆投下

長崎は三菱の企業城下町として成長してきた。近代日本の産業革命とりわけ1880年代以後、後に日本の三大財閥の一つとなる三菱は、それまで外国産に頼っていた軍艦の国内製造を造船奨励法（1896年）などの手厚い保護を受けながら遂行することにより、その資本を拡大してきた。これにより、長崎の全労働者の85～90%が関連企業で雇用され、市行政の重要ポストも三菱に関係をもつ人が就くことが多くなった⁶³。岡記念館が調査で明らかにしたように、三菱は朝鮮・中国人の強制連行をおこない、炭鉱などで強制労働させた⁶⁴。そしてアメリカは1945年8月9日、この三菱を標的に原爆を投下した⁶⁵。

長崎市によれば、当時の被害は死者数73,884人、重軽傷者74,909人であるという⁶⁶。しかし当時の被災状況については、解明されていない部分も多く、明確な数字で原爆による被災状況を把握することは難しいのが現状であった。

②原爆による被害からの復興と救援・支援体制

『長崎県史』⁶⁷によると、8月22日に県による応急的な復旧が開始され、10月4日に市は復興委員会の開設、都市計画の作成にはいつている。1946年6月に都市ガスの一部供給が始まり、12月には、長崎日日新聞が発足した。市バスの運行については1949年までかかったという。

都市計画によって原爆被爆からの復興が進む一方、被爆者に対する公的な対策や支援は、より遅れていた。原爆被爆直後の救護活動は戦時中に制定された戦時災

害保護法に基づいておこなわれていたが、救護支援が2か月と定められていたため1945年10月に終了する⁶⁸。そのため被爆者は、自己負担で医療機関にて治療を続けざるを得なくなった。その後、市民運動の働きかけによって、原爆被爆による医療費の全面国費負担については1957年の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（原爆医療法）が、また生活支援については1967年の「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（原爆特別措置法）が、それぞれ制定された。「外国人被爆者」の実態把握や援護の対策は、日本人被爆者よりさらに遅れていた⁶⁹。そのなかでも圧倒的に多いとされるのが朝鮮人被爆者であった。

③長崎原爆資料館

1949年4月、長崎市は市民の声に応えるかたちで原爆資料保存委員会を設立し、長崎市原爆資料館という名称で原爆被爆資料の収集と展示活動をおこなっていた⁷⁰。朝鮮戦争勃発を背景に長崎から被爆遺物が回収・撤去されていったことにともなって被爆資料への関心が高まり、収集と保存の必要性が唱えられ、同委員会は集められた資料を展示していた⁷¹。その特徴として市民レベルの活動があったと言われる⁷²。この活動を引き継いだ国際文化会館は、1949年の長崎国際文化都市建設法に拠って建設計画が進められ、1955年に開館した。国際文化会館は結婚式場も兼ね備えた多目的施設としての役割が強かったが、その後、展示スペースを拡充し、図書や視聴覚機器を整備していった⁷³。

国際文化会館の名称を現在の名称に改めた長崎原爆資料館は1996年、施設の老朽化を一つの背景に、展示機能充実を目的としたリニューアルの検討をおこなった。長崎原爆資料館の展示における戦争の記憶の継承を分析した深谷直弘によると、国際文化会館時代は資料が雑然と並んでいる状態であったが、現在の長崎原爆資料館は、子どもを対象に、歴史的背景や被爆直後の当時の様子など、被爆の実相をわかりやすくするねらいのもと展示が構成されていると言う⁷⁴。

施設の建て替えに伴うこの展示の検討が進むなか、「15年戦争」の加害展示を焦点にした論争が起こった。長崎の被爆と関連する日本のアジア地域への侵略や加害の歴史認識の相違による論争である。これまで長崎原爆資料館における加害展示を焦点にした論争について言及している論者に鎌田定夫と吉田菜美がいる。鎌田は「15年戦争」の加害性を展示に反映させるべきであるという立場から、そのような展示を拒否する立場からの論調を批判的に捉え、論争を整理している⁷⁵。

吉田は新聞記事やインタビューを用いて、原爆の「記憶」とその表現の観点から、その論争を分析している⁷⁶。これらの研究によれば、新聞報道を契機に長崎原爆資料館は、展示に使用されていた写真や映像の信憑性が問われ、キャプションを修正せざるを得なかったことがわかる。また、後述するように、岡たちが組織した守る会をはじめとする長崎に暮らす住民たちがこれまで要望してきた外国人被爆者たちとともに生きようとする視点も「証言コーナー」の一角で紹介されるに留まった。彼女／彼らが長崎に連れてこられ、被爆せざるを得ない状況をつくりだした歴史的背景は十分に描ききれなかったのである。

このような国や市の被爆実態の把握のなかで、長崎において、これまで解明されてこなかった朝鮮人被爆者の被爆実態の把握とその問題解決に向き合った岡実践が生成してきたのである。

（4）岡実践の展開過程

①岡正治の抱えた矛盾

アジア太平洋戦争中、岡は軍国主義的教育に染まった側面がある一方で、戦争の後半に入ると、身近な人の死と、戦時中に亡くなった兄から教わったキリスト教によって戦争に抵抗した。岡は出兵中に幾度か傷を負っているが、その度に聖書との対話をおこない、戦争に批判的な意識を持つようになる。広島への海軍兵学校教員時代、戦争への抵抗から御真影拝礼と神社参拝を拒否するが、広島・長崎の被爆体験を経て、戦争に抗えなかった自らへの贖罪の意識が形成された。岡は、戦時中のこの抵抗を「消極的なものにすぎず」と述懐し、戦後も納得できなかった。戦時中より抱えたこの矛盾が運動の原点にある。

実際のわたしの抵抗は、ただご真影拝礼と神社参拝を拒否するという程度の消極的なものにすぎず、相変わらず軍人勅諭の謄本に敬礼し、キリスト者軍人として毎日忠実に三人称を用いて海軍生徒教育に従事していた⁷⁷。

岡が長崎ルーテル教会に赴任した1956年当時の教会は、戦時中の体制への加担を教会の維持・存続のために必要だった旨を表明していた。

アジア侵略戦争に加担し、協力した「加害者」の立場を認めず、キリスト教会という団体を存続させるために苦心してきた「被害者」に仕立て上

げる、まことに卑怯な自己弁明に終始してはいないか⁷⁸。

岡はそうした教会の自己保身的な態度に異論を唱えていた。岡は、教会は「闘う使徒」を送り出すべきだという考えをもっており、キリスト者社会問題研究会の事務局長を務め、日米安全保障条約の更新に関わるデモなど（以下“安保闘争”と言う）に積極的に参加していた。

わたしたちはキリスト教的知識人や社会批評家になることではなくて、生活によってキリストの証人となることである。従って、わたしは社会活動、反戦と平和運動を支点として、教会の存在理由をみずから問いかけながら、そこから新しい教会を形成し、新しい伝道の分野と姿勢を開くこと—それが生きた教会の伝道のあり方であると確信、長崎の地でこの道に生涯をかけた⁷⁹。

戦争に対する抵抗の意思がありつつも、それに加担をして生きざるを得なかった戦時中の体験が、岡の実践の原点にある。

②矛盾解決の根拠との出会い

安保闘争当時、長崎県大村市にある大村入国者収容所（現在の大村入国管理センター。以下“大村収容所”と言う）には、ルーテル教会がラジオで開講していた聖書通信講座の受講者会があり、岡は1958年秋頃から同収容所に入出入りし始める⁸⁰。大村収容所には「不法入国」とされた韓国・朝鮮から来た人たちが収容されていたが、「不法」というのは日本政府の全くの都合によるものであった。日本政府は、1910年の「韓国併合」前後からアジア太平洋戦争の終わりにかけて、米の強制的な供出など、朝鮮半島での生活が困難になる状況をつくり出した⁸¹。彼らは日本へ労働に来ざるを得ない状況だった。それゆえに、日本に生活の基盤があった人が多くいた。アジア太平洋戦争が終わり、朝鮮に戻ったが、生活の基盤がなく、日本に再び戻ってこざるを得ない人も大勢いた。日本政府は1950年に、出入国管理法・外国人登録法を制定し、「引続き」日本に留まった人たちには日本国籍を「与え」たが、上記のように一時朝鮮に戻った人たちには与えなかった。さらには、収容所内部の待遇は、関係者との面会の制限や信書の閲覧など、非常に劣悪なものであった⁸²。

岡はこの状況に対して、そもそも「与える」という

姿勢がおかしいことと、法律の内容が、日本が犯した歴史的罪を無視したものであることを指摘した。大村収容所の職員は、いつも「われわれは法律にのっとって的確に運営している」と形式的な回答を繰り返し、岡は大村収容所の出入りを禁じられる⁸³。

岡が、とりわけ朝鮮・韓国の人たちのために運動を展開するのを心に決めたのも、サンフランシスコ平和条約で日本が独立を果たし、日本政府が朝鮮・韓国の人たちにひどい対応をとろうとしたことがきっかけだった。

それはどんなことかと言いますと、この52年の4月28日に、サンフランシスコ平和条約によって日本は独立を回復した。日本政府はあの時真っ先に何をやったかと言いますと、法律126号で、「今から在日している韓国人は日本国籍はもうありませんよ」と、（中略）これを作ってですね。そして「永住権を希望するならば差上げましょう」、これが126号でしょう。問題はですね、そういうように韓国人を排除しておいてですよ、国籍を剥奪してですよ、その次に何をやったか。（中略）「補償を上げます」という法律が127号ですよ。そこに何と書いてあるか。

「日本国民に限る」と書いてあるんですよ⁸⁴。

朝鮮半島の人たちは日本の植民地化で犠牲になった歴史が背景にあるのに、このような対応がなされた。岡は戦前、朝鮮半島から来た友人と仲良くしていたのに、戦況が進むにつれ、彼らに対する差別が激しくなっていくことを思い返していた⁸⁵。岡は、大村収容所の出入りが禁止になってからも、ベトナム戦争に反対する市民運動「ベトナムに平和を！市民連合」を牽引していた小田実による「大村収容所解体斗争」のデモなどがあるたびに、大村収容所問題に関わり続けた。朝鮮人被爆者の実態調査をともにおこなうことになる高實康稔らとの出会いも、大村収容所問題に関するシンポジウムがきっかけであった⁸⁶。

岡は大村収容所の待遇問題を追及する過程、守る会を基盤にして朝鮮から来た人たちに寄り添う長崎にくらす住民たちの学習を組織していった。

③朝鮮人被爆者から見える戦争システム

岡が朝鮮人被爆者の問題に関心を抱くようになったのは、長崎市内の寺院・誠孝院の住職からの手紙であった⁸⁷。内容は、日本政府から預かっている原爆で亡

くなった朝鮮人の遺骨の法要の案内だった。岡はこの手紙に衝撃を受け、日本政府が責任をもって遺骨収集をやるべきだと感じる。

岡たち守る会は1970年代、これまで未解明であった長崎の原爆投下で犠牲になった朝鮮人被爆者の実態調査を求めていく。長崎市議会議員に当選した岡は1970年代を通して、議会に朝鮮人被爆者の実態調査を求めた⁸⁸。本格的な実態調査を自分たちがおこなうことに決めた直接のきっかけは、市が1981年に提示した朝鮮人被爆者の実態調査結果⁸⁹が、自分たちが既に調査していた分だけと比較しても、あまりにも杜撰な内容であったためだ。岡たちは1979年、そのことを指摘し得る調査活動を、実際の朝鮮人被爆者とともにおこなっていた⁹⁰。

岡たち守る会は、戦時中に強制労働に従事した朝鮮人被爆者たちとともに、まず長崎市内を中心に聴き取り調査をおこない、その結果を1982年に『原爆と朝鮮人』（第1集）として編纂し、公表した。

従って、日本人被爆者も、朝鮮人被爆者も、その際に受けていた物理的な被害は、全く同様であっても、被爆の「質」については、比較し得ない背景と基盤が厳然として存在する⁹¹。

第1集で明らかとされた「被爆の『質』」の違いとは、同じ原爆による被害であっても、それを受けるまでのプロセスが異なるという意味である。日本人被爆者にとっては、自らの引き起こした戦争の結果であったが、朝鮮人被爆者の多くは、その過程で展開した植民地化政策により、戦争遂行のために連れてこられた人たちであった。そして、その構造がもたらした影響は、前節で明らかになったようにアジア太平洋戦争後の日本社会における日常生活においても継続していたためである。続く、1983年発行の第2集では、調査範囲を島嶼部に広げ、とりわけ強制労働のリンチの実態を明らかにした。

明日仕事に行かない人は届けを出させるわけですが、なまけていたと思ったんでしょうね。朝鮮人の医務室で、一人の人に電気ショックを与えて、次の人にまできました。両方のこめかみのところに少し水をつけて、そこへ電灯線から引いた電線をくっつけるのです。後の人は、アイゴーアイゴーと泣いて（後略）⁹²

第3集（1984年発行）は、前2集までの実態調査のまとめで、日本政府も牽引していた「三菱」資本の戦争との関わりの構造、そしてそこから果たされるべき責任について追及している。第3集では、そこに加担していた日本人一人ひとりの責任も追及される。それは、証言をしふる日本人との出会いを通して実感されていった。

実際の調査活動に当たって痛感することは、①当時私たちは朝鮮人を迫害したり、虐待したことはない。そのような場面もあまり目撃していない。②朝鮮人はみな善良な人たちばかりで、日本人ともなかよくしていた、という「証言」が余りにも多かったことである。また、戦前、戦時中、町村役場に勤めていた人、朝鮮人労働者を使役していた人たちは多数の市民がすでに証言して明白になっている、「飯場等に居住中および労働現場で働いていた朝鮮人労働者の実数」をきわめて少数に見積もって「証言」することである⁹³。

岡たちは、地道で精確な調査を継続していくことが、朝鮮人被爆者たちとともに生きるための出会いにつながり、また責任を背負った日本人の一人として日本政府に向き合うべき方法であることを自覚し、調査範囲をさらに広げていった。1986年発行の第4集で端島調査の結果が明らかにされ⁹⁴、1991年発行の第5集で長崎県全域調査の結果が明らかにされ⁹⁵、その範囲は佐賀県にまで広がった。岡実践の目的は、日本人一人ひとりが加害の歴史に向き合い、日本政府や三菱に責任を追及する連帯（朝鮮人被爆者とともにある「日本人総体」）を形成していくことになったと言える⁹⁶。

日本政府のみならず、被爆者を含む日本人総体は、侵略と戦争に起因する朝鮮人の受けた一切の被害に対して明確な加害責任がある⁹⁷。

④施設の開設—連帯形成の拠点

以上を踏まえて、岡たち守る会は1984年、長崎市へ朝鮮人被爆者コーナーを国際文化会館に設置するように求めている⁹⁸。しかしこのとき、長崎市では十分な対応がおこなわれなかった。

だからその中で行政に頼まずに自分たちでそういうちゃんとした情報を発信するべきだという気持ちが強くなってきたんですね⁹⁹。

この頃、岡たち守る会の調査活動は長崎県中心部を飛び出し、その調査の過程で佐世保にある私設の“平和博物館”である“平和祈念館天望庵”（以下“天望庵”と言う）に出会う¹⁰⁰。天望庵実践との出会いが、岡が「長崎平和資料館」を開設しようと思った動機であり、天望庵がそのモデルとなったという¹⁰¹。

岡は1994年に急逝するが、岡たち守る会は天望庵と出会った直後から、施設開設に向けた募金活動を展開していた。岡は、施設開設後の自らの活動の展望を記した設立趣意書を遺していた¹⁰²。岡の逝去後、この設立趣意書をもとに、岡とともに朝鮮人被爆者の実態調査をおこなった高實らメンバーが中心となって開設準備は続けられ、1995年10月1日、長崎平和資料館は「岡記念館」として開設を迎える。

高實らは、これまでの調査で集められた資料をもとに、展示を自分たちの力で構成していった。それらは日本の加害行為を伝える構成で、1階が朝鮮人・中国人強制連行、2階が朝鮮人被爆者、日本軍「慰安婦」、731部隊、岡正治について取り上げている。また、1・2階に書籍棚と資料閲覧コーナーを設け、3・4階は研修室を兼ねた宿泊室を開設し、現地フィールドワークを実施するスタディツアーなどの教育プログラムを用意した。

⑤東アジアとの連帯

高實らは岡の遺志を引き継いで、東アジアにいる日本の侵略により犠牲となった人たちの声に耳を傾け、彼らの願いをともに実現する活動を組織していく。1990年代は、韓国の民主化、中国の経済発展などによって、人びとが自分たちで直接交流することが可能な時代となった。また、東アジア諸国から日本（政府と国民）に対する加害責任の追及が活発におこなわれるようになった時代でもある¹⁰³。こうした状況のなかで、岡実践も韓国や中国との交流活動が始まる。東アジアにいる日本の侵略により犠牲となった人たちとともに在るために、1990年代の開設当初より韓国挺身隊問題対策協議会の共同代表である尹貞玉を招き、日本軍「慰安婦」問題について講演会を開いたり、韓国の平和活動家である盧炳禮の来崎に際して交流したりなどしている¹⁰⁴。

1999年には中国を訪問し、長崎の強制連行の証言を聴きとったりしている¹⁰⁵。このような東アジアとの交流の積み重ねの先に開催できた事業が長崎と南京を結ぶ集会である¹⁰⁶。以後2007年を除き、この集会は毎年開催している。このような交流の積み重ねは、岡とと

もに調査活動に取り組んだ高實らより若い世代の人たちの学習の組織化の基盤となる。

⑥若者たちとのかかわり

2000年代以後、岡や高實らの学習の蓄積を現在の若者世代の生活に連続し、東アジアと連帯形成していくためにも、若者の学習の組織化は課題となった。

高實らが2000年、南京にある侵華日軍南京大屠殺遭難同胞記念館と岡記念館との友好館提携を契機に開始した事業が、希望の翼である。この事業は、長崎の学生を南京に派遣し、現地でフィールドワークや意見交換などをおこなう学習プログラムが編成されていた¹⁰⁷。参加した学生たちは南京の学生たちとの交流を通して、それまで知らなかった事実と直面し、意識に変化があったことを感想文集にまとめている¹⁰⁸。しかしながらこの事業は、学生たちの岡実践への継続的なかかわりには結びつかず、現在に至る¹⁰⁹。

また、高實らは2004年にドイツの若者と出会った。彼はまもなくドイツで徴兵を控えており、ドイツで平和問題を学習する過程で岡記念館を訪問した。高實らは、良心的兵役拒否の代替業務として岡記念館で働きたいという彼からの申し出に応じ、ドイツ内務省と交渉し、良心的兵役拒否青年の受け入れ事業を開始し、住民は岡記念館で働く彼らの長崎での生活を応援した¹¹⁰。2009年には、韓国で「ヒバクシャ問題」に取り組む若者・全恩玉を客員研究員として迎え入れた。高實らは、国境を超えた若者たちとともに連続講演会を企画・運営し、住民や若者が施設に集まって交流する機会をつくっていった¹¹¹。日常活動の拠点でドイツや韓国から来た同世代の若者が働いていることは、日本の若者たちの学習にとって有効であったようである。

実はこれ（ドイツの良心的兵役拒否青年の受け入れ事業）をやると、資料館にとっては非常なメリットがあって。やっぱり（地元長崎や日本の）若い人がそれ（ドイツの良心的兵役拒否青年が岡記念館で働いていること）によって、結構来てくれるんですね。で、特に、初代の（ドイツの良心的兵役拒否青年である）Yさんは、音楽がすごく好きでベースを弾いていて、ちょこちょこバンドとかもやったりしていた。で、今度はサッカーが好きで、スケボーが好きで、と（ドイツの良心的兵役拒否青年の受け入れは続いた）。そういう人がいろいろと地元の若者と接して、子どもたちがここ（岡記念館）に結構来てくれたりするん

です。だから、非常にいい効果があったんですね¹¹²。

音楽やスポーツを通じて、歴史や国の違いとは関係ない事柄で、はじめは関係がつくられていた。そうした関係が成立した上で、違いの部分にも関心が出てくる。

ドイツ人のこういった良心的兵役拒否者を一応受け入れて良かったのは、ここらへんの（ドイツの）青年たちが日常的にいろんな（日本の）若者たちと接しますね。「是非ちょっと片言でもいいから話に来てくれ」って、小学校でも中学校でも高校でも招かれると、（ドイツの良心的兵役拒否青年は）すごくそこでいろんな観察とかしますでしょ。そうすると、その観察などを話すだけでも、日本人の学生などにとっては、非常に驚きなんです。つまり例えば、スポーツのときでも、こう手を挙げて宣誓するとか、あるいは非常によくこんな格好（敬礼）をやっていると。それはやっぱり、ナチスのあの感じ（敬礼）を受けるといわけですよ。そういうことを話すことで、やっぱり自分たちがやっていることは、そういうことなのかとか。あるいはきちんと彼ら（ドイツの良心的兵役拒否青年たち）は自分たちの戦争における加害性とかをきちんと勉強しているから、そういうことをちょっと話すだけでも、すごくやっぱり日本人の学生にとっては新鮮ですね。初めて聞く話が多くて¹¹³。

朝鮮人被爆者からアジア太平洋戦争を掘り起こすことで学習を展開した高實らと現在の日本の若者とを媒介する役割を、ドイツの良心的兵役拒否青年たちは担っていたと言える。日本の若者は軍隊とは無縁のなかで生活しているように見えるが、軍隊の経験が身近であったドイツの若者から日本の若者の様子（敬礼などの行為）を指摘してもらくと、日本の若者のなかにある軍队的なものが対象化される。こうした経験が、岡や高實らの学習の蓄積を、現在の若者世代の生活に連続していくことに役立っていた。

2011年、ドイツでは徴兵制度が廃止され、良心的兵役拒否青年の受け入れ事業は終了した。同年、全も韓国で活動家として就職した。岡と調査活動をともにした岡記念館の理事たちも高齢となり、岡を知らない世代の理事も自身の生業のため多忙であり、自分たちだ

けの力量で多くの人たちとともに学習をつくる活動の場づくりは難しくなっている。

現在、理事たちの頭に描かれていることは「専従をおきたい」ということである。これは、ドイツから来た若者たちの事例を対比すれば、岡とともに調査活動に取り組んできた理事たちと地元長崎の住民・日本にくらす若者たちをつなぐ役割を果たす人の存在を要求しているとも言える。建物の借金を返還し終われば、それが可能であるということだ。

おわりに

岡実践は、朝鮮人被爆者からアジア太平洋戦争を見つめる一連の学習実践であった。アジア太平洋戦争の社会関係において、長崎の住民たちが直面してきた長崎に投下された原爆の被害と、その背景にあった東アジアへの植民地化政策という加害の矛盾は、朝鮮人被爆者の存在に寄り添う学習を組織化することによってはじめて解かれていく問題であった。岡実践はその出自に内在するかたちで、東アジアに生きる人たちの連帯をつくりだす学習をつくっていくことにあった。以上から、住民の学習内容に注目すれば、施設を中心とした「フォーラム」論がそれ自体の論理展開では追究し得なかった学習者の平和博物館実践の根拠を析出することができることがわかった。

同時にそれは、近代日本の植民地化政策が展開した時代からの連続性を有する施設観より生成してきた分析枠組みの自覚と、平和博物館実践がそれを乗り越えていく論理構成を平和博物館研究に求めていると言える。それは、学習者自身が地域社会に定着した施設を創造し、そこを足場にしてさまざまな学習活動を創造していく学習過程に着目した「CLC」の視点から「フォーラム」論を援用していくような分析枠組みからではなく、そうした「機能主義博物館」観を批判的に対象化する視座を有した「地域志向型博物館」論に内在している。「フォーラム」論からでは描けなかった平和の在り方を定める平和博物館実践の根拠は、社会教育的アプローチに立脚する「運動」から「CLC」の視点を基盤に据え、住民の学習内容に寄り添う地域志向型博物館実践を分析枠組みとすることによってはじめて描けるものとなる。

付記

本論文は、2011-12年度日本社会教育学会「若手会

員の萌芽的研究及び研究交流の奨励に関する助成」にもとづく「平和博物館の実践的展開可能性の検討」研究グループ（研究代表：栗山究／研究メンバー：阿知良洋平・栗山究・日高昭子）の共同研究の成果であり、長崎および岡記念館の訪問調査は2011年3月から7月にかけて実施した。研究グループの活動概要は、栗山究・阿知良洋平・日高昭子「社会教育の視点から見た平和博物館実践の分析枠組み」（前掲、138-139頁）を参照いただければ幸いである。

また、共同研究においては、岡記念館、ナガサキピースミュージアム、長崎原爆資料館、天望庵に関係する皆さまならびに2013年5月に東京で開催した研究会参加メンバー各位にお世話になった。これらの人びととの関わりなくしては、本論文は完成を見なかったものである。衷心より謝意を申し上げる次第である。

【注】

- 1 福島在行・岩間優希「〈平和博物館研究〉に向けて—日本における平和博物館研究史とこれから」『立命館平和研究』別冊、2009年、1-2頁。栗山究「集會報告／第6回国際平和博物館会議」『月刊社会教育』No.640、国土社、2009年、83頁。
- 2 福島在行『現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学の交点』京都府立大学大学院文学研究科博士論文（歴史学）、2011年、9-38頁。この論文の基盤となった論文として福島・岩間前掲、6-34頁。
- 3 栗山究「日本の社会教育研究における平和博物館研究の歴史に関する一考察—藤田秀雄の平和博物館の議論と伊藤寿朗の博物館論に即して」『早稲田教育評論』第27巻第1号、2013年、119-129頁。
- 4 福島前掲。
- 5 栗山究「社会教育の視点から見た平和博物館研究の課題」『第4回日本社会教育学会・韓国平生教育学会学術交流研究大会／社会教育・平生教育と平和』日本社会教育学会・韓国平生教育学会、2013年、193-197頁。
- 6 1970年代前半に伊藤寿朗によって命名・対象化された博物館観。栗山究「日本における『機能主義博物館論』の一展開—伊藤寿朗博物館論の視点から（前編）」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊15号-1、2007年、137-147頁。
- 7 「Community Learning Center」の略。「地域学習拠点」とも訳される。例えば、社会教育・生涯学習辞典編集委員会『社会教育・生涯学習辞典』（朝倉書店、2012年、402頁、執筆：伊東秀明）によれば「地域で行われる教育・学習、住民活動・市民活動の拠点」と定義され、その具体的形態は「自治体の公的社會教育・コミュニティ施設の歴史と実体に関連して、多様な展開を示す。その名称も様々に呼ばれる」と説明する。
- 8 例えば、山辺昌彦「日本の平和博物館の到達点と課題」歴史教育者協議会編『増補 平和博物館・戦争資料館ガイドブック』青木書店、2004年、268-278頁。村上登司文「博物館・資料館による平和教育」『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会、2009年、238-250頁。Yamane, Kazuyo, 2009, "Grassroots Museums for Peace in Japan. Unknown Efforts for Peace and Reconciliation": VDM verlag, pp1-341. 福島在行「平和博物館と／の来歴の問い方—立命館大学国際平和ミュージアムが背負い込んだもの」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要』第8号、2007年、29-38頁。福島在行「アクティブ・ミュージアム『わたちの戦争と平和資料館』から考える平和博物館の課題」『女性・戦争・人権』学会誌編集委員会編『女性・戦争・人権』第9号、2008年、71-91頁。福島『現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学の交点』前掲、福島在行「平和博物館と歴史—『戦後』日本という文脈から考える」『日本史研究』第607号、日本史研究会、2013年、112-131頁、など。
- 9 齊藤秀夫「地域社会に根ざした博物館を—“横浜の空襲を記録する会”の運動から」『月刊社会教育』No.181、国土社、1972年、42-48頁。伊藤寿朗「市民の学習権を保障する博物館活動」千野陽一・野呂隆・酒匂一雄編『現代社会教育実践講座第3巻／現代社会教育実践の創造』民衆社、1974年、288-305頁。福島在行「空襲・戦災を記録する運動のはじまりに在ったもの—横浜の空襲を記録する会の初期の活動から」広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論②』大月書店、2012年、209-238頁。
- 10 「平和博物館」を創る会「平和博物館を市民の手で」パンフレット、1983年。平和博物館を創る会『平和博物館を考える』平和のアトリエ、1994年。
- 11 坪井主税「平和博物館：その定義と類別化に関する若干の考察」『札幌学院大学人文学会紀要』第64号、1998年、42-43頁。
- 12 五十嵐太郎・椿晃・渋谷城太郎「平和博物館は可能か？」第6回国際平和博物館会議組織委員会編『第6回国際平和博物館会議報告集』2009年、240-253頁。
- 13 犬塚康博「大東亜博物館の地平」『戦時下の文学—拡大する戦争空間』インパクト出版会、2000年、217-219頁。犬塚康博「ジャッカ・ドフニから眺める」『月刊「あいだ」』74号、「あいだ」の会、2002年、2-9頁。栗山前掲。金子淳「戦後日本の博物館学の系譜に関する一考察」浜田弘明編『平

- 成19～21年度科学研究費補助金／基盤研究（C）研究成果報告書／博物館学資料「鶴田文庫」の整理・保存及び公開に関する調査・研究』2010年、58-63頁。犬塚康博「木場一鶴田博物館論の発生的検討／1930年代後半の自然博物館設立運動」浜田編前掲、64-73頁、など。
- 14 山辺前掲、272頁、279頁。
- 15 山辺昌彦「平和のための博物館と歴史学」歴史学研究会編『歴史学研究』No.854、2009年、46-47頁。
- 16 同上、51頁。
- 17 同上。
- 18 Yamane前掲、274-275頁。日本語訳は著者による。
- 19 山田正行「地域における博物館活動とボランティアの学習—ポーランド国立オシフィエンチム＝ブジェジナカ（アウシュヴィッツ＝ビルケナウ）博物館の日本における展示会活動に関連させて」『秋田大学教育学部研究紀要教育科学部門』第52集、47-53頁。阿知良洋平「平和への活動が生まれる地域拠点—高知県『平和資料館・草の家』の実践をもとに」『月刊社会教育』No.655、国土社、2010年、14-21頁。
- 20 山辺昌彦「平和博物館のあり方について—大阪国際平和センターの検討を通じて」『歴史科学』No.129、大阪歴史科学協議会、1992年、15-16頁。
- 21 同上、17頁。
- 22 Yamane前掲、180頁。日本語訳は著者による。
- 23 同上、306頁。日本語訳は著者による。
- 24 同上、44頁。
- 25 佐貫浩『平和的生存権のための教育—暴力と戦争の空間から平和の空間へ』、教育史料出版会、2010年。
- 26 藤田秀雄「行動する人間づくりこそ—平和博物館の課題」宇都宮徳間軍縮研究室編『軍縮問題資料』No.305、明治図書出版、2006年、40頁。
- 27 Cameron, D., 1971, "The Museum, a Temple or the Forum," *Curator: The Museum Journal* 14 (1) :11-24. Cameron, D., 1972, "The Museum, a Temple or the Forum," *Journal of World History* 14 (1) :189-202. Reprinted in: Gail Anderson, 2004, *Reinventing the Museum*, Lanham: ALTAMIRA PRESS, 61-73.
- 28 吉田憲司『文化の「発見」／驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで』、岩波書店、1999年。この実践の続編に相当する文献として、吉田憲司『文化の「肖像」／ネットワーク型ミュージオロジーの試み』、岩波書店、2013年が発刊された。
- 29 伊藤寿朗「新しい博物館像を探る—地域博物館の課題と展望」東京都立川社会教育会館編『三多摩の社会教育』第58巻、1982年、2-5頁。伊藤寿朗「地域博物館論—現代博物館の課題と展望」長浜功編『現代社会教育の課題と展望』、明石書店、1986年、233-296頁、など。
- 30 山本珠美「博物館のディレンマ—スミソニアン航空宇宙博物館の原爆展論争に関する一考察」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻、1996年、465-473頁。
- 31 例えば、徳村丞『ミュージアム（図書館、博物館、美術館）の紛争を考える』近代文芸社、2005年、131-155頁、など。同書にて徳村は「原爆投下の歴史認識の分析が主題」にならないことを前提にしたうえで、吉田の議論は「世界言語の場として機能し得る可能性を秘めている」と評価している。
- 32 福島在行「『フォーラム』としての平和博物館は可能か？—吉田憲司の提言から考える」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要』第7号、立命館大学国際平和ミュージアム、2006年、1-10頁。福島『現代日本の平和博物館の現状と諸課題に関する考察—平和博物館の課題と歴史教育・歴史学の交点』前掲、161-177頁。ここで「一応有効」というのは、福島は吉田の議論とは異なり、近代社会における国民国家の枠組みにおいて構築されてきた歴史認識に対する個人個人のアイデンティティの相互対話を実践する場合に限定を促しているためである。なお、吉田の「フォーラム」論をめぐっては、ここまで紹介した文献以前の時期の議論として、犬塚康博『国立民族学博物館：「フォーラム」を睥睨する「神殿」／「アイヌからのメッセージ」展の吉田憲司フォーラム論批判』（『月刊「あいだ」』94号、「あいだ」の会、2003年、2-15頁）があり、この応答として吉田憲司「『フォーラム』を睥睨するのは誰か—犬塚康博氏による『「アイヌからのメッセージ」展の吉田憲司フォーラム論批判』をただす」（『月刊「あいだ」』97号、「あいだ」の会、2004年、2-19頁）がある。
- 33 福島前掲、172頁。
- 34 福島在行「平和博物館で／から学ぶということ」竹内久顕編『平和教育を問い直す—次世代への批判的継承』法律文化社、2011年、190頁、193頁。
- 35 福島在行「歴史教育運動の中の『戦争体験』—日本の平和博物館前史として」『新しい歴史学のために』第268号、京都民科歴史部会、2008年、11-25頁。高橋「編集後記」『新しい歴史学のために』第268号前掲、34頁。
- 36 福島在行「平和博物館という場が示唆すること—立命館大学国際平和ミュージアムの課題から」『歴史科学』第186号、大阪歴史科学協議会、2006年、48-57頁。福島「平和博物館と／の来歴の問い方—立命館大学国際平和ミュージアムが背負い込んだもの」前掲、29頁。
- 37 福島「『フォーラム』としての平和博物館は可能か？—吉田憲司の提言から考える」前掲、8頁。
- 38 もちろん「フォーラム」論を「現在の時点の問題」に向き

- 合うことを成立要件とした実践と捉えたとしても、「現在」という社会において展示実践に非コミットメントするような人たちの声への応答の在り方は課題となる。例えば、金子淳「戦争観の形成と戦争展示—『熱い論争』と『冷やかな無関心』という落差をめぐって」(『静岡大学生涯学習教育研究』第14号、静岡大学生涯学習教育研究センター、2012年、12-24頁)の「展示」に関する提言を参照。
- 39 福島前掲、9頁。
- 40 福井庸子「NPO博物館の活動にみる『学び』の意義—NPO法人高麗博物館の取り組みを中心に」日本社会教育学会編『日本の社会教育／NPOと社会教育』第51集、東洋館出版、2007年、153-164頁。
- 41 同上、159-160頁。
- 42 同上、153頁。
- 43 同上、161頁。
- 44 同上、162頁。
- 45 同上、156頁。
- 46 金子前掲、18頁。
- 47 伊藤寿朗「『資料』の意味—東大闘争によせて」『法政大学博物館研究会会報』第9号、法政大学博物館研究会、1969年。伊藤寿朗「市民の学習権を保障する博物館活動」前掲論文、289-291頁。栗山究「『児童館』のはじまりと『地域博物館』の原点を問うために—『月刊社会教育』に読む豊橋時代の金子功さんの実践、子育て学ネットワーク編『なぜ、今『子育て支援』なのか—子どもと大人が育ちあうしくみと空間づくり』、学文社、2006年、149-162頁、など。
- 48 岡正治の経歴については「岡正治年譜」岡まさはる追悼集刊行委員会『追悼岡正治／孤塁を守る戦い』、光文社印刷、1995年、432-453頁を参照。
- 49 2011年7月、著者による岡記念館の理事・高實康稔氏(1939-)へのインタビュー。
- 50 NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館「西坂だより」第60号、2011年。
- 51 2011年7月、著者による岡記念館の理事・高實康稔氏(1939-)へのインタビュー。
- 52 中山敬司「秋月辰一郎・岡まさはる・高校生一万人署名—長崎修学旅行事前研修」『歴史地理教育』No.726、歴史教育者協議会、2008年、56-59頁。
- 53 新海智広「コラム4 NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館」高橋真司・船越耿一編『ナガサキから平和学する』、法律文化社、2009年、121頁。
- 54 高實康稔・園田尚弘・崎山昇・新海智広・福田美智子「良心的兵役拒否のドイツ人青年とともに働くNPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館の活動」『月刊社会教育』No.643、国土社、2009年、38頁。
- 55 Yamane前掲、215-216頁。日本語訳は著者による。
- 56 同上、234頁。日本語訳は著者による。
- 57 李素玲「展示評 岡まさはる記念長崎平和資料館」『歴史学研究』No.875、歴史学研究会、2011年、59頁。
- 58 同上、59-60頁。
- 59 同上。
- 60 同上。
- 61 同上、58頁。
- 62 岡実践の概要については、栗山究・阿知良洋平・日高昭子「社会教育の視点から見た平和博物館実践の分析枠組み」日本社会教育学会編『日本社会教育学会紀要』No.48、2012年、136-138頁参照。
- 63 全国一般長崎連帯支部長船労組編『平和都市長崎における三菱の兵器生産／正編／第二版』2003年
- 64 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第2集、光文社印刷、1983年、10頁。
- 65 岡正治ほか「朝鮮人被爆者問題に関する今後の課題」長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第3集、光文社印刷、1984年、138頁。
- 66 長崎市市民局原爆被爆対策部編『平成21年度版／原爆被爆者対策事業概要』2009年、8頁。
- 67 長崎県史編纂委員会編『長崎県史 近代編』1976年、539頁。
- 68 広島市／長崎市原爆災害史編纂委員会編『原爆災害—ヒロシマ・ナガサキ』岩波書店、2005年、182頁。
- 69 長崎市原爆被爆対策部編『長崎原爆被爆50年史』1996年、279頁。これによると「外国人被爆者」は朝鮮人、中国人、台湾人、オランダ人、イギリス人、アメリカ人、オーストラリア人である。
- 70 吉田菜美「長崎原爆その『記憶と表現』—原爆展示史の一考察」長崎大学教育学部政治学研究室『架橋』8、2007年、12-13頁。
- 71 同上。
- 72 同上。
- 73 長崎市原爆被爆対策部編『長崎原爆被爆50年史』前掲、396-397頁。
- 74 深谷直弘「被爆の記憶の継承とその困難—長崎原爆資料館の展示戦略・実践の考察」『法政大学大学院紀要』第63号、2009年、135-142頁。
- 75 鎌田定夫「長崎原爆資料館の加害展示論争—侵略加害と原爆被爆をめぐって—」『歴史地理教育』No.553、歴史教育者協議会、1996年、84-89頁。鎌田定夫「原爆資料館で何を学ぶか—長崎原爆資料館の加害展示論争から」『歴史地理教育』No.562、1997年、62-67頁、など。

- 76 吉田前掲。
- 77 岡正治『道ひとすじに』『道ひとすじに』刊行委員会、1972年、144頁。
- 78 同上、209頁。
- 79 同上、162頁。
- 80 岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』1981年、「大村収容所と朝鮮人被爆者」刊行委員会、3頁。
- 81 札幌郷土を掘る会編『ボンソフア』1997年、97-98頁。
- 82 岡前掲、15頁。そのほか、具体的な実態については、吉路樹『大村朝鮮人収容所』二月社、1977年。
- 83 岡同上、9頁。
- 84 岡まさはる追悼集刊行委員会編前掲、30頁。漢数字は算用数字に改めた。
- 85 同上、26頁。
- 86 2011年3月、著者による高實氏へのインタビュー。
- 87 岡前掲、23頁。
- 88 長崎市議会「第4回定例会・第3号（9月19日）」『昭和49年／第4回長崎市議会会議録』1974年、153-154頁、162頁。長崎市議会「第2回定例会・第6号（3月12日）」『昭和56年／第2回長崎市議会会議録』1981年、346-347頁、351頁、など。
- 89 この調査結果については、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『朝鮮人被爆者一ナガサキからの証言』1989年、社会評論社、249-251頁参照。
- 90 「岡正治年譜」前掲、444頁。
- 91 岡正治「序論」長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第1集、光文社印刷、1982年、3頁。
- 92 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第2集前掲、41頁。
- 93 岡正治・高實康稔「あとがき」長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第3集前掲、176頁。
- 94 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第4集、光文社印刷、1986年。
- 95 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第5集、光文社印刷、1991年。
- 96 阿知良洋平「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任—岡まさはる記念長崎平和資料館設立までの運動にみる戦争と地域生活の理解」『社会教育研究』第30号、北海道大学大学院教育学研究院社会教育研究室、2012年、39-52頁。
- 97 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人／長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第3集前掲、50頁。
- 98 「岡正治年譜」前掲、447頁。
- 99 2011年7月、著者による理事Bへのインタビュー。
- 100 天望庵については、末永浩「平和祈念館天望庵」歴史教育者協議会編前掲、40-41頁参照。岡たちの出会いについては、藤原辰雄「きびしさの中のやさしさ」岡まさはる追悼集刊行委員会編前掲、272-273頁。
- 101 2011年7月、著者による理事Bへのインタビュー。
- 102 2011年3月、2011年7月、著者による高實氏、理事B、理事Cへのインタビュー。
- 103 札幌郷土を掘る会『戦争を掘る』1995年、298-302頁。
- 104 このかんの具体的な活動については、NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館設立10周年記念出版『10年のあゆみ／岡まさはる記念長崎平和資料館会報／「西坂だより」合本』（その1）第1号～第20号、2005年。
- 105 岡まさはる記念長崎平和資料館運営協議会会報「西坂だより」第22号・改定版、1999年、10頁。
- 106 岡まさはる記念長崎平和資料館運営協議会会報「西坂だより」第25号、2000年、1-3頁。岡まさはる記念長崎平和資料館運営協議会会報「西坂だより」第26号、2001年、8頁、など。
- 107 「訪中日程」「銘心会南京」友好訪中団／南京大虐殺60周年大阪・「日中友好・希望の翼」訪中団／岡まさはる記念長崎平和資料館『2005年・夏／第20次「銘心会南京」訪中団／第3次「日中友好・希望の翼」訪中団（第5次岡まさはる記念長崎平和資料館南京友好訪中団）』2005年、1-2頁。
- 108 例えば、NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館会報「西坂だより」第44号、2006年、6-8頁。「銘心会南京」友好訪中団／南京大虐殺60周年大阪・「日中友好・希望の翼」訪中団／岡まさはる記念長崎平和資料館前掲、など。
- 109 2011年3月、著者による高實氏へのインタビュー。
- 110 2011年7月、著者による高實氏、理事B、ドイツ人良心的兵役拒否青年へのインタビュー。NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館会報「西坂だより」第40号、2005年、4頁。NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館会報「西坂だより」第44号、2006年、5頁、など。
- 111 例えば、NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館会報「西坂だより」第54号、2009年、8-9頁。NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館会報「西坂だより」第57号、2010年、1-6頁、など。
- 112 2011年7月、著者による理事Bへのインタビュー。括弧内は著者による挿入。
- 113 2011年7月、著者による理事Cへのインタビュー。括弧内は著者による挿入。

慶祥の平和学習

山口 太一

(立命館慶祥中学校・高等学校教諭)

1. はじめに

2013年度年間行事予定表から、「高1 広島・長崎平和研修旅行」が姿を消した。中学校の教育プログラムで、日本と世界・現在と過去の平和の危機を知り、「平和」とは何かを考え、高校3年間で、「平和構築に貢献できる人材」を育成する。それが、本校のめざす生徒像「世界に通用する18歳」につながる。そのような想いで、中高6ヵ年で実施する平和学習プログラムを整備してきた中での悲しい出来事であった。

高校1年次に行われていた「広島・長崎平和研修旅行」は、広島・長崎の悲劇を目の当たりにし、平和の意味と平和の危機を実感するだけでなく、広島・長崎が抱える今日の課題に目を向け未来に平和をつなぐ取り組みとして設定されていた。位置づけとしては、中高の平和学習を接続する役割を果たしてきた実践となる。そのため、「観光旅行ではない広島・長崎平和研修旅行」を研修テーマに据え、半日自主研修では、現地の高校生との平和をテーマにした討論会の実施や、生徒が主体的に対象者を見つけ、現地で「平和」をテーマに取材活動を行った。研修終了後には、フォトエッセイを作成し、広島・長崎で学んだことを広く発信するなど、現地での研修活動も多岐にわたり、高校1年生の研修として、定番化目前のものであった。

しかしその反面、研修の質を維持するため、入念な事前学習が必要であり、事後のまとめとあわせて相当数の授業時数確保が必要であった。今年度の広島・長崎平和研修旅行廃止をめぐる議論の出発点は、授業実施の時間確保を目的にした、大型宿泊行事の精選であった。その背景には、本校における、次のような校内事情がある。2012年度、高校に引き続き、中学にも特進クラスが設置されると、中高6ヵ年を見据えた進路指導の充実が学校全体のミッションとして、より強く要求されるようになった。高校3年次をのぞいて、中高6ヵ年で、5つの研修旅行プログラムを実施していた経緯もあり、議論の末、平和学習の意義に一定の理解が示されたものの、高校1年次では、十分な授業時

数確保による、「落ち着いて学習する雰囲気づくり」が必要という判断から、広島・長崎平和研修旅行の廃止が決定された。

「今、平和を実感できているという感覚が当たり前であり、平和学習は必要なのかという意識が広がりつつある。」「平和学習というと、社会科で扱う内容だと思ひ込み、平和学習が人間の尊厳を学ぶ教育そのものの姿であると理解されていない。」「平和学習の価値が職場で共有化されていない。」「平和学習イコール反戦思想教育という印象があり扱いにくい。」「そもそも平和とは何なのかイメージしにくいため取り組めない。」

これらは、今年の夏に本校教員向けに実施した、平和学習に関するアンケートに対する回答である。本校の平和学習のカリキュラムにとどまらず、日本の平和学習全体を取り巻く現状と課題について、的確に御指摘をいただいた格好である。これらの回答にもあるように、今日平和学習は、その存在意義について、議論を尽くすべき時を迎えている。本校で起こった、広島・長崎平和研修旅行をめぐる議論が良い例である。本校が、平和学習の存在意義について議論する段階に入っていることは明らかである。以下には、近年本校で実践してきた平和学習の取り組みをいくつか紹介しながら、今後の展望について述べておきたい。平和学習を未来志向でつないでいくために。

2. 中学での取り組み

<例1>【中1 国語教材】

実践：『碑 広島二中全滅の記録』（東京書籍）

担当者：(主)国語科 (副)社会科

時間数：授業8時間 被爆講話2時間

内容：国語教材『碑』を理解する国語の授業を軸に、被爆体験講話など、授業内容を深化させるプログラムを国語科・社会科・当該学年団でサポートし、同時展開した。

(1) 授業前の課題レポートとして、各自で広島と原爆投下についてのレポートを作成した。(2) 被爆

体験講話の前に、社会科の授業を利用して、当時の時代背景について特別授業を実施した。(3) 北海道被爆者協会の「語りべ派遣事業」を利用して、被爆体験講話を実施した。(4) これらを実施しながら、国語の時間では、教材として『碑』を使用した授業を行った。

まとめ：戦争を題材にした国語科教材は多く見られる。また、被爆体験講話を聞くという取り組みも同様である。それらを複合的にあつかうことで、より、戦争の悲惨さに共感できるよう、相乗効果を狙った実践である。2つの教科会議での合意と、学年団の協力を要するため、事前準備では合意形成に苦労もあったが、取り組みの主旨に対して御理解をいただき、実現に至った。授業のまとめとして、「広島二中から慶祥生へのメッセージ」と題して、もしあなたが、作品中の二中の生徒だったら、現代の子どもにどんなメッセージをなげかけるかという課題を設定して作文を作成した。教材の中にいる同世代の子どもたちに、どれだけ共感できているのかをはかるための実践である。添削の結果、歴史的事実をふまえ、広島の悲劇に共感できている様子が見られ、高く評価できる作品が多かった。

<例2> 【中3 社会 長期休暇課題】

実践：『戦争をかたりつぐレポート』

担当者：社会科

時間数：夏季休業中の課題

内容：中学社会科の歴史分野のまとめとして、「アジア・太平洋戦争」についての学習で実施している(中3夏休み課題)。普段は、当時の国際関係を重視し、広い視点で学ぶことの多い戦争の悲劇について、その時代を生きた1人の人間の一生と、戦争にまつわるエピソードを入り口に視点を変えて考える実践である。自分が探した人物をとおして、戦争を捉えなおすことで、過去の戦争と現代を生きる自分の距離を縮めるための取り組みである。具体的には、B4サイズ1枚の用紙に、身のまわりにいる戦争に関わった人物1名探し、取材を行う。または、過去の人物について取り上げる場合は、書籍や資料をもちいて調査し、レポートすることになっている。

まとめ：この実践の興味は、(1)それぞれの生徒が、どのような人物を探し当てレポートするのか、(2) 加害・被害どのような立場をクローズアップするのか、(3) 戦時中の人物と現代を生きる自分をどうリンクさせるかが読み取れるところにある。また、作品を掲示し、鑑賞する時間を設け、仲間との共感が得ら

れることで、学習効果が高まると考えている。

課題に取り組んだ生徒からは、「1人の人物の悲劇を追うことで、戦争で犠牲になった方々全体の数に対する重みがかかった。」「調査をまとめていく中で、戦争の悲劇が自分ごとのように感じられた。」という感想が寄せられた。

【生徒の調査 一部紹介】

- ・祖母(釧路空襲) ・親戚(網走空襲)
- ・祖母(サハリン) ・坪井直さん(広島)
- ・島田叡さん(前沖縄県知事)
- ・伊波園子さん(ひめゆり学徒隊)
- ・大河原孝一さん(戦争加害の歴史)

【道内で従軍していた方への取材レポートより】

調査をすすめていくうちに、自分の目の前で多くの仲間を失ったこと、それが今でも夢にでてくるといってお話が印象深かった。戦争が多く心の傷を残すことを改めて実感した。戦争で、私たちが住む北海道も大きな被害を受けていることを今まで認識していなかったが、今回の調査で多くのことがわかった。この事実を受け止め、忘れぬようにしよう。

<例3> 【中2 美術 製作】

実践：バルサタワー

担当者：美術科

時間数：製作時間 14時間

内容：バルサタワー製作とは、高さ20cmほどのバルサ材に、自分が表現したいデザインをつけ加工する、美術の授業課題のことである。デザインを決める過程で、「コンセプトシート」を作成し、自分のイメージを徐々に具体化していく。バルサタワーの製作では、「平和」をテーマにコンセプトが練り上げられ、「平和」をイメージした多くの作品が誕生している。

このように美術の制作活動をつうじて、平和のイメージを具体化していく作業は、自らが「平和」に歩み寄り、様々な解釈を与えていく工程をとまなうため、自分の中にある「平和像」をとらえなおす機会として意義深い。また、2011年度には、中1美術の鑑賞教材に「無辜の民(本郷新)」が採用されるなど、美術科として芸術と平和の関係性を重視し、授業をとおして平和を考える機会が生徒に提供されている。

さらに、このような美術科の実践は、平和学習の実践が社会科教育の枠を超えて、本校において広がりを見せ始めた先行事例として、大きな意味を持っている。

まとめ：生徒が様々なイメージで「平和」をとらえ、作品化することで、個性豊かな作品が数多く誕生した。バルサタワーは、例年実施している、立命館国際平和ミュージアムの附属校平和教育実践展示の中でも紹介している。美術科の協力により実現した、平和と芸術をテーマにしたバルサタワーの展示は、来館者の方々から、例年高い評価をいただいている。

芸術の成り立ちと「平和」は、切り離して考えられないものであり、美術を出発点に音楽や体育など、まだ平和学習の事例発表の少ない分野についても、今後その可能性を検討してみたい。



バルサタワー（国際平和ミュージアム附属校平和教育実践展示より）

<例4> 【中3 学年実施 討論】

実践：『明日を語ろう～地球市民のつどい～』

担当者：学年教員団 社会科

時間数：事前学習 3時間 討論会 2時間

内容：2009年度から実施してきた、中学平和学習の象徴的取り組みである。3年間で学んだ社会科学的な知識をもとに、改めて「平和とは何か」を問い、多様性があるとされる、平和の定義に挑戦している。事前学習（3時間）と生徒発表にゲストを交えての討論会（2時間連続）をあわせ、全5時間の実施計画で、例年実践されている。年度によって、生徒が考えるテーマの設定や、参加していただくゲストは異なる。過去には、本校に留学中だった各国の学生8名を交えての「平和」をテーマにしたパネルディスカッションや、地元で活動するミュージシャンを招いてのミニライブ付講演会など、年度によって、様々な工夫がなされてきた。以下に、2012年度に実施した、「第4回明日を語ろう～地球市民のつどい～」の様子をその実施例の1つとして紹介する。

(1) 第4回討論会のゲスト

- ・上野隆三氏（立命館大学文学部）
 - ・西脇佳代氏（JICAセネガル派遣団）
 - ・林千賀子氏（札幌弁護士会）
 - ・箭内 健氏（立命館慶祥社会科教諭）
- ※所属は2012年当時のもの

(2) 実施内容

【実施 1～3時間目】

2週にわたって時間を確保し、中3各クラス（全4クラス）に対して設定した、「平和を考えるための4つのテーマ」についてそれぞれ議論した。（授業4時間目の発表へ向けて）また、例年、テーマの設定については、本プログラムのコーディネーター（過去4回については社会科教員が主に関与した。）が、原案を学年の会議体に提案。学年教員団と協議することで、設定され生徒にリリースされている。

【実施 4・5時間目】

実施4時間目・5時間目は連続で100分（50分授業×2回分）の授業を確保して実施した。前半の1時間は、各教室で設定されたテーマについて、ここまで議論されてきた内容のプレゼンテーションをおこない、当日参加していただいたゲストの方々に、講評をいただいた。後半の1時間は、集会場に場所を移して、学年全体で、ゲストの方々と「平和」をテーマにパネルディスカッションを実施した。



各HRで実施した生徒発表の様子

(3) 4つのテーマ（設定のねらい）

- 1、「緊迫する日中間の領土問題を平和的に解決する方法を考えよう。」（身近な紛争事例を取り上げて平和的解決手段を考える。）
- 2、「世界の平和のために活躍する人がいます。それ

を調べ、あなたができることを考えよう」(紛争の平和的解決の実例を調べることで、『私たちに無理』の思考からの脱却を図る。)

3、「学習してきた戦争の悲劇を振り返り、戦争を防ぐためにはどうすべきだったか考えよう」(過去の戦争を分析し、平和的解決のためにどのような選択肢があるか考える。)

4、「平和憲法を持ち、平和国家を宣言する日本。しかし、日本は平和と言えるか考えよう」

(日本が平和であるかを再検討することで、世界と日本の平和の危機を接合する。)



学年全体で実施したパネルディスカッションの様子

まとめ：社会科・国語科・美術科・道徳科など、本校では、中学の教科教育の中で、「平和」を考える機会が多く設定されている。また、中2で行う京都研修旅行の際には、立命館大学国際平和ミュージアムでの展示の鑑賞や、館長の平和講義をお聞きするなど、その知識を深める機会にも恵まれている。それらの学びをまとめる取り組みとして、この実践は役割を果たしてきている。2012年度の中学生にとっては、この取り組みは、決して簡単ではないテーマ設定での議論になったが、生徒の意見表明の内容は興味深いものばかりだった。また、最終回に様々な立場で、実社会で活躍されているゲストの方々「平和観」や、「平和実践」を聞くことで、今後の学びの動機づけの機会にもなっている。2012年度で4回目の取り組みになるが、このプログラムをとおして考えたことを基礎に、高校では、平和構築を実践するための知識を学ぶだけでなく、世界の課題と向き合う機会において、主体的に行動する生徒も見られるようになった。なお、2014年度、第5回「明日を語ろう」では、自分たちが検討した平和の定義にもとづいて、世界を変えるアイデアを設計する授業計画が準備されている。

【生徒の感想シートより】

平和について、議論を経て自分たちで考え、意見を発表する良い経験ができました。しかし、このように考えることはもちろん大事ですが、より意識しなければならないことは、「行動」です。世界に通用する18歳を意識して、高校ではより具体的に自分たちができることを学んでいきたいです。今日のパネルディスカッションでは、様々な立場のゲストの方々から見た平和の切り口が紹介されました。どれも自分にとっては新鮮で、勉強になりました。特に異文化理解についての討論から、今まで以上にメディアリテラシーを意識し、正しい情報から正しい判断ができるよう、情報伝達の中で誇張や憶測が飛び交っていることに注意しないといけないというお話が印象的でした。平和学習全体を通じて考えたのは、「人生」とは、人として生きるという意味だということです。だれもが人間らしく生きられる世の中の実現へ向けてさらに学んでいこうと思います。

3. 高校での取り組み

<例1> 【高1 学年実施 研修旅行】

実践：広島・長崎平和研修旅行

担当者：学年教員団

内容：実施内容、このプログラムの現状については、すでに紹介している。実施3年目となった2012年には、事前学習として本校を会場に、広島市から坪井直さんをお招きしての講演会や、札幌市にある北星学園大学のご協力で、片岡徹先生をお招きしての平和学特別講義が実現するなど、さらに充実した事前学習プログラムが整備されていた。また、現地取材活動では、NPO、中国新聞社、広島市教育委員会、市内の高校などを取材先として自ら決定し、広島と平和の現状について考えてきた。そのため、例年、生徒が研修終了後に作成しているフォトエッセイ(次頁参照)は、自身の広島・長崎での学びを見事にまとめ、発信する力のある作品ばかりであった。

あの空へ

高校一年H組 稲岡 類



初めて広島を訪れた日、空は雲一つない青空だった。六十六年前のあの朝も、こんな空だったのだろうか。夏真っ盛りのあの日。人々はいつもと変わらない朝を迎えていた。誰しもが何気ない一日の始まりだと思っただろう。そこに落とされたい発の爆弾。この空に大きなきのご雲が現れ、人々の命を一瞬にして焼き尽し、たくさんの夢と希望を奪った。人は何気なく空を見上げる。私も同じだ。私が初めて広島で見上げた空。そこには、あの日の夢や希望があった。今、私たちに求められているものは何か。それは、あの日の広島を学び、後世へと平和への願いを伝える「メッセンジャー」となることだ。命を絶たれた人の夢や希望を後世へと伝える「メッセンジャー」になることだ。私は、平和のメッセンジャーになろう。世界へ、そして、この空へ、平和の願いを届けよう。多くの夢や希望があり、そして、多くの人が眠るあの空へ、私は誓った。

生徒が作成したフォトエッセイ

<例2> 【高2 学年実施 研修旅行】

実践：海外研修旅行（※）

（※）ガラパゴスコース、ベトナムコース、タイコース、マレーシアコース、アメリカコース、オランダ・ベルギーコース、ポーランド・リトアニアコース

担当者：学年教員団

内容：世界を舞台に7つのコースから選択し、各地で設定されたテーマに沿って研修をおこなう。各コースの中でも、ベトナム（戦争学習／枯葉剤リハビリ施設）、ポーランド・リトアニア（アウシュビッツを中心とした平和学習）、タイ（YMCAパヤオセンターでの学習）、オランダ・ベルギー（ドイツ国際平和村での交流／国際司法裁判所見学）などのコースで、平和学習の特色が強くており、現地で訪問する施設での活動や、施設への具体的支援策について議論がなされ、様々な活動が行われてきた。中学段階で獲得した、「戦争がなければ平和とは、言い切れない。」という理解のもと、世界で見られる人間の尊厳にかかわる事態に直面し、私たちに何ができるのかを考え、行動する研修機会となっている。2012年度の取り組みでは、ドイツ国際平和村での研修プログラム（※）を計画した、オランダ・ベルギーコース派遣団が、JR札幌駅前

街頭PR活動を行い、ドイツ国際平和村の活動の理解と、現地施設への支援を訴える活動で成果を残した。（この様子は北海道新聞にも掲載された。）また、札幌UNESCO協会のご協力のもと、帰国後に現地で目の当たりにした事実を映像編集する活動も行っている。具体的には、映像と音声によるナレーションを自ら担当して作品を完成させ、公開している。

（※）【ドイツ国際平和村プログラムについて】

本プログラムでは、現地を訪問しスタッフの方から平和村設置の意義・目的についてレクチャーを受けている。その後、施設内で、紛争被害者として傷つき、現在リハビリ治療を受けている子どもたちと交流した。2012年度研修参加生徒は、「世界の課題に目をむけ、平和について考えて欲しい」という思いから、街頭で同施設のPRを行うとともに、施設の運営資金のカンパを募った。また、同施設で歯ブラシが不足しているという現状を知り、企業20社に物資提供を求める行動をとり、約6千本の歯ブラシを施設に無償提供することに成功した。

まとめ：本研修は、中学段階での実践や、広島・長

崎平和研修旅行をきっかけに、「平和」の定義を考え、それを「戦争がないこと」にとどまらず、広義のものとしてとらえたために、各研修先が抱える課題や、実際に目の当たりにした世界の現状を、平和の危機として受け止められていることを出発点とし、共感する力を原動力に具体的な行動を計画する機会となっている。このような取り組みから、各地で大いに刺激を受け、平和構築に貢献できる人材として必要な知識や技量が身につくことができている。いわば、「世界に通用する18歳」への大きなステップとして、役割を果たしているプログラムである。

<例3> 【高3 選択科目 アジア学】

実践：高3 選択教科

担当者：山口 太一（2012・2013年度）

時間数：年間3単位（50分授業+100分授業）

内容：2012年度に、立命館大学内部進学希望者を対象に設置された、特色教育カリキュラムである。選択受講制になっており、事前に公開しているシラバスをもとに、アジアの現状理解や、社会学や平和学の基礎を学ぶ。過去2年間は、平和構築に貢献できる人材育成のための特化した本プログラムの計画に共感し、興味関心のある生徒が受講している。

講義では、4月から6月までの予定で、平和学や社会学の基礎を学びながら、それらをファンダメンタルとして、社会科学的な視点を身につけることに時間を割いている。また、グループ課題とプレゼンテーションの機会を早期に設定し、発表スキルの育成も視野に入れて準備している。前期終盤へ向けては、実際に教育研究の場で様々な実践を行っている方をゲストに招き、特別講義を行っている。

2013年度は、立命館アジア太平洋大学から淵ノ上英樹先生(平和構築学入門/法の支配をどう考えるか)、井口由布先生(マレーシア/多民族文化国家の構造)、北海道大学大学院から渡邊悌二先生(ネパール・ヒマラヤ地域/中央アジアの自然環境保全)、北星学園大学から野本恵介先生(ベトナム/社会主義体制の理解と今後の展開)、札幌に拠点を置くNGOより、大東利章先生(インド/不可触民、に対する生活再建のための現地支援活動とカーストによる伝統的差別の壁)、により計7回(700分)、各先生方ご自身の研究領域から導き出された問題提起や、それら諸課題への具体的な解決のアプローチについて、実践を踏まえて、特別講義を実施した。

まとめ：生徒にとって本講座は、日ごろ学習している知識を深めるだけでなく、実際に平和構築に何らかの形で貢献している方々と会い、話を聞くことで、平和の課題を自らの課題とし、主体的に行動していくきっかけにもなっている。例えば、後期は、生徒自らがアジアをフィールドに、紛争事例の平和的解決方法、アジア地域における支援のあり方など、平和の危機と感じられる場面について課題設定し、その中で「私ならどのような貢献ができるか」について発表と検討を重ね、年間の講義を終えるよう計画している。ここで検討したことを、大学における「問い」として暖めながら、学問を深めて欲しいと期待している。また、本講座を利用して、本校における新たな平和学習の教材開発を行っている。

4. まとめ

—本校における平和学習の到達点と課題—

以上のように本校では、中高6カ年の様々な場面で、平和学習といえる取り組みを積極的に実践してきた。これら1つ1つの実践については、各担当者の創意工夫により、事後に実施したアンケートにもとづく検証で、どれも高い評価を得ている。例えば、昨年度中学3年生で実施した「第4回 明日を語ろう～地球市民のつどい～」では、参加全生徒対象のアンケートによると、プログラムに対する生徒自身の活動評価で、96%の生徒が「意欲的に本プログラムに取り組めた」と回答している。このように平和学習をテーマにした取り組みが6カ年で体系化されたものとして育った背景には、以下のことが考えられる。

- (1) 特色教育の1つとして学校が推進してきたことで生まれた、平和学習の存在意義。
- (2) 社会科を中心に一部の教員を中心に認識され、守られてきた平和学習の価値。
- (3) 中3で過去実施してきたディスカッションのような、平和学習を象徴する大規模な取り組みの存在。

しかしながら本校における平和学習は、先に示した本校の教員アンケートの回答でも指摘されているように、その存在意義について、改めて価値を示していかなくてはならない段階に直面している。そのことを前向きに課題と自覚しつつ、今後、平和学習の実践を、

本校において継続していくために、以下の点を整備していくべきであると考え。

1つには、中高6カ年の各所で行われているこれら平和学習実践（または、今後設定される新たな実践事例）が、各々設定した目的の上のみ存在するのではなく、中高6カ年教育の実践として、「継続性」・「一貫性」を持ったものとして存在すること。また、その上で、平和学習がもたらす教育的効果を証明すること。2つには、6カ年平和学習の最終的な獲得目標を、現代社会の情勢にてらして、生徒ならびに教員集団が納得できるものに再定義することである。

具体的な方策としては、まず、中高6カ年の各所で行われている取り組みを発達段階に応じた獲得目標ごとに整理し、中高6カ年の平和学習を体系化し、理論付けること。そのために、各プログラムの「評価基準」を明確化する必要がある。あらゆる学習活動において、「ねらいと評価」は一体であるが、平和学習については「多様な解釈が可能」である性格上、評価基準が曖昧にされることも多いのではないだろうか。また、6ヶ年の平和学習の最終的な獲得目標としては、「紛争の平和的解決によって対立を乗り越えるマインドを持ち、平和構築に貢献できる力」とすることが、本校では、現在検討されている。これは、現代の平和学習に対する批判、「平和学習の非現実性・非実用性」に対する挑戦である。以前より、平和学習に対しては、平和の危機を学ぶ機会を提供し、学習者に対して心理的不安を掻き立てはするものの、例えば「戦争体験の聞き取り学習」などでは、学習活動において、「体験者からの聞き取り」を重視し、分析的に戦争を学習するに至らず、「知識獲得」の段階で学習活動を完結することへの批判があった。つまり、結局のところ学習者に対して、戦争は恐ろしいという印象は与えるものの、平和への道筋が、雲をつかむような話になるという批判である。したがって、国際紛争に対する平和的解決というマインドを育み、その実現可能性を追求する平和学習の実践をつみ上げていくべきである。本校でも、紛争に対する平和的解決の知識獲得を、中高6カ年の平和学習の最終獲得目標に据え、多岐にわたってプログラムを準備することで、紛争の平和的解決の可能性を実感し、行動できる人材＝「世界に通用する18歳」が育まれることを検討している。

これらの点を実際に進めていくことについて、幸いなことに本学園では、立命館大学国際平和ミュージアムの研究会のメンバーが、各附属校内で任命されており、各研究委員が、校内で行われる平和学習実践の企

画立案の際に、各担当者と協議する風土が存在している。本校でも、国際平和ミュージアムと連携を密にしながら、研究委員を改革の軸に、校内的な議論を経て、平和学習を取り巻く状況を再整備する計画である。そのことが、本校で平和学習をつないでいくための必須条件である。

広島・長崎平和研修旅行の廃止にもあるように、平和学習を推進してきた本校においても、平和学習の価値（特に戦争体験の聞き取り型学習など旧来から行われてきた実践。）が共有化されていない実態は存在する。だが、「グローバル化」が叫ばれるようになって久しく、本校でもカリキュラムの国際化が進み、グローバル人材の育成が行われている中で、紛争を平和的に解決する資質を持った人材の育成が、今後大きな価値を持つことについては、あえてこの場で説明を加える必要はないだろう。「世界に通用する18歳」とは、世界を知っている18歳をさすものではない。幅広い知識理解をもとに、主体的行動者としてのアクティブなマインドを伴って完成するのである。平和学習による実践がこれからも発展をつづけるよう、教員団で平和学習をとりまく現在の諸課題に向き合っていきたい。

歴史・平和教育における「二次受傷」をどう考えるか

—立命館大学国際平和ミュージアムにおける平和教育の現状と可能性

村本 邦子

(立命館大学応用人間科学研究科教授)

芳賀 淳子

(立命館大学国際平和ミュージアム課長補佐)

1. はじめに

日本の平和教育は、敗戦後、平和主義を掲げる日本国憲法と、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成を掲げる旧教育基本法を理念的支柱として発展し、1970年から1990年代前半にかけ昂揚期を迎えたが、1990年代半ばより低迷・混乱期を迎えることとなった。竹内（2011）によれば、これは、第一に、「自由主義史観研究会」（1995年発足）や「新しい歴史教科書をつくる会」（1996年発足）などによる加害に関する平和教育を否定する言説が登場したこと、第二に、冷戦終結後の日本を取り巻く国際関係の不安定化が続くことで、「平和を欲するなら、戦争に備えよ」という言葉が現実味を帯び、平和教育の説得力が動揺していること、第三に、80年代に高揚した平和教育研究運動が低迷し始めたことによる。

いわゆる歴史修正主義の立場による議論は、これまでの平和教育は戦争の悲惨さと残酷さばかりを教える「戦争教育」であり、「平和教育のパラダイム転換」が必要だというものである（高橋、1997）。この議論については批判すべき点も少なくないが、ここでは詳細に入らず、そこには考慮すべき側面があることだけを指摘しておく。折しも今夏（2013年8月）、『はだしのゲン』に「子どもにとって不適切な表現がある」といった理由で、松江市の小中学校の図書館で閲覧制限されていたことが報じられ、大きな波紋を呼んだ。広島市が広島平和記念資料館の「被爆再現人形」の撤去を決めたことに対して、市民の反対運動が盛り上がりもいる。幼児期における平和教育に取り組んできた瀧口（2011）は、これまでのあり方を振り返り、「幼児期に戦争の悲惨さを伝えることは、子どもに不安を与え、トラウマをつくることになるのではないか、という思いがある」（p.200）と述べ、発達段階を踏まえた平和教育を考えていく必要があるとしている。

村本は二十数年にわたり臨床心理士としてトラウマ

治療に従事すると同時に、村川治彦や笠井綾らとともに、アメリカのドラマセラピスト、アルマンド・ボルカスによって開発された“*Healing the Wounds of History*”（HWH:「歴史の傷を癒す」）を東アジアの文脈に応用した体験型平和教育プログラムの開発に取り組み、その成果を公表してきた（村本2010、2012a、2012b、2014）。その一環として、2012年4月、立命館大学国際平和ミュージアムにて国際シンポジウム「人間科学と平和教育」を開催し、学際的検討を行ったが、ミュージアムにおいても、その展示や教育によって子どもや若者たちがトラウマを受ける可能性があることをどうするか、課題となっていることが確認された。折しも、HWHをセラピーとしてだけでなく、教育としても展開し普及させていけたらと考え始めていたところだった。

トラウマティックな場面を間接的に見聞することでトラウマ反応が起こることを「二次受傷」と呼ぶ。これは衝撃を消化しきれず抱え込んでしまうために起きるものであり、フラッシュバックや悪夢、繰り返し考えてしまうこと、眠れない、落ち着かない、不安などの反応が考えられるが、逆に、感覚麻痺や否認といった心理的防衛メカニズムが働くこともある。その結果、そのテーマを避けるようになるのであれば、たしかに暴露型の平和教育が逆効果になることはある。HWHでは、歴史のトラウマを扱いながら「二次受傷」を防ぐための工夫がなされている。村川（2012）は、客観的事実の伝達に偏った歴史教育は、戦争体験が生きた感情抜きに伝えられ、戦後世代にとっては、戦争の記憶が自らの生と切り離されていく一方で、戦争による暴力が身体行為レベルで伝達されてきたと考えるが、筆者らが開発してきた体験型平和教育プログラムは、自らの生と結びつく形で歴史を学ぶことを目指し、衝撃的な事実と直面した時、それを感情的に消化するためのワークに十分な時間をかける。今後、国際平和ミュージアムと協働して、歴史・平和教育に携わる教師、

職員、ボランティアが、その教育実践にHWHの手法や考え方を取り入れることができるようにできたらと考えた。

そこで、歴史・平和教育における「二次受傷」の扱いや子どもたちの発達段階を考慮した歴史・平和教育のあり方を考えるための第一歩として、現状把握のための調査とHWHを応用した歴史・平和教育従事者向けプログラムを試行した。

2. 歴史・平和教育における現状 ～生徒と教師へのアンケート調査から

2006年度4月、立命館小学校が開学し、立命館学園では小学校から大学院まで平和教育における一貫教育の展開を可能とする組織体制が整い、国際平和ミュージアムは、単なる平和展示施設としてだけでなく、平和教育や平和研究の役割を担うことが期待されるようになった。そこから、大学教員らも一緒に、歴史・平和教育に関わる附属校の教師たちの立命館附属校平和教育研究会を組織し、年2回の研究会を開催して、各附属校の平和教育に関わる取り組みについて情報共有し、実践報告書を発行している。この研究会を通じて、歴史・平和教育における現状を探るため、生徒および教師たちへのアンケート調査を実施した^{*1}。

2-1 生徒調査から見てきた現状

生徒へのアンケート調査は、学園の一貫教育部を通じて、4つの附属中学校・高等学校の中で、生徒への事後アンケート実施の協力を呼び掛け、一つの附属中学校で実施することが決定し、124票を回収した（回収率93%）。対象となった中学3年生は、昨年2012年秋、京都研修旅行の一環として立命館国際平和ミュージアムを訪れている。直後のアンケート結果を参照すると、生徒たちの多くが、数々あった企画のなかでもモンテ・カセム館長の話と平和ミュージアム見学は有意義だったと回答しており、「時間が足りなかった」との記述もあった。アンケートには、ひとつだけだが「テーマが重すぎた」という理由で平和ミュージアム見学は時期尚早と回答しているものがあつた。今回は丁度1年経過後2013年10月に、平和ミュージアムでの学びがどのように定着しているのかいないのかを問うてみた。

生徒たちは、事前学習として、学校で戦争や平和についての学習をしており、自主的に戦争や平和について調べ考えたり、戦争体験者の話を聞いたりしていた。

ミュージアムで印象に残っているものとして、映像や写真、わだつみ像や戦時中の家が挙げられていた。また、ミュージアムのスタッフが映像を見ながら説明してくれたり、戦争体験について語ってくれたりしたことが印象に残っているなどの声が12人から挙げられていた。

何を学んだかについてたくさんの記述があり、戦争について81もの記載が得られた。その内容は、戦争の悲惨さや無意味さ、戦時の社会の怖さ、憎しみの連鎖、日本がやられたこととやったこと、立命館の戦争関与の他、「目を背けたくるけど、戦争を知らないためだめだなということ学んだ」、「戦争やテロの恐ろしさ、愚かさ、心の何かが少し変わった気がした」、「もう戦争をしてはいけない。立命館の意地が伝わってきた」など、学びを知的理解に留めるのではなく、自分自身の変化につなげるような能動的学習がなされていることも感じられた。平和についての記載は21あり、「平和の実現の大切さ」、「平和維持の難しさ」の他、「今の平和のありがたさ」、「平和、自分が戦争をしない国に生まれたのは奇跡だということ」などが挙げられていた。その他、「世界の格差や貧困」、「人と人とのありがたさ」、「命の尊さ、戦の愚かさ、自分たちが何をすべきか」、「授業では教えてくれないような細かく、難しいことも、そばにいたおじいさんが詳しく教えてくれた」などがあつた。研修後、誰かに話したかを問う項目では、ほぼ半分が母（85人）、父（39人）、家族と話していた。今取り組んでいることがあるかどうかを問う項目で、「はい」と答えたのは19名（15%）であり、取り組んだこととして、新聞を作ったり、戦争の記事や番組を意識的に見るようにしている、歴史や社会などの授業に意欲的に取り組んでいるなどが記載されていた。

最後に、ミュージアム見学を振り返って、「戦争を後世に伝えていける平和ミュージアムはなくてはならないものだと思う」、「とても良い経験をした。中2の時に良くて良かった。とても学びになった」、「ミュージアムでの学びはとてもありました。平和について、たくさん考えが生まれ、スタッフのみなさんも優しく丁寧にたくさんのことを教えて下さり、質問にも答えてくださり、とても良い時間を過ごせました。ありがとうございました」、「あの時、くわしく戦争のこと（資料）とかを見てなかったら今、戦争について特に何も感じずに過ごしていたと思う。世界の実情を知ることができて、視野が広がった。今の社会科の授業を積極的に取り組んでいる」、「『平和とは何か』ということ

を中学生のうちに知れて良かった」、「様々な歴史を形として見る事ができ、また『平和』という言葉を重ね受け止めることができた」、「もう少し日本軍がした戦争の数々を授業で学んでから行けばもっと色々なことを感じられたのではないかと思います」、「ミュージアムの見学時間が短かったが、この3年間の平和学習で一番印象深かった」、「平和ミュージアムの時間をもっと増やして欲しい」、「戦争についてミュージアムで詳しく知れたから、平和について考えることができると思った」など27の記述が得られ、時間経過があってもなおミュージアムでの学びが強く胸に残っていることを感じさせられるものであった。

ひとつだけ、「1年もたっていないのにほとんど覚えていなく、戦争のこともこんなふうに忘れられていくんだなと思いました」とのコメントがあり、継続することの重要性を感じた。学びが定着している15%の層をどのように厚くしていけるかが課題だろう。また、今回、生徒たちへのアンケートでは、回答が学びの再確認につながることを優先し、「二次受傷」があった場合には回答しない可能性が高いことから、直接「二次受傷」について問う項目は作らなかったこともあるが、二次受傷の影響を感じさせる回答は皆無であった。ただし、この結果から全くなかったとは言えないこと、直後アンケートで、「テーマが重すぎた」という理由で平和ミュージアム見学は必要なかったと回答した生徒が1名あったことから、今後も注意深く見ていく必要がある。生徒たちの自由記述を読みながら、あらためてミュージアムのスタッフ（職員や学生ミュージアムスタッフ、ボランティアガイド）が生徒たちの目線で丁寧に対応し、学びをサポートしていることが実感された。

2-2 教師調査から見えてきた現状

教師へのアンケート調査は、学園の一貫教育部を通じて、各附属校のミュージアム専門委員と各ミュージアム専門委員がそれぞれ5人に協力を呼び掛け、全体で90名の回答者を得た。うち4名が小学校、41名が中学校、43名が高校、2名が中学・高校で教えていた。教員経験年齢は10～19年を中心に若手からベテランまでバランスよく拡がっており、担当科目も国語、英語、社会、数学、理科、保健体育など多様であった。

2-2-1 教師自身の体験から

これらの教師たちに、これまで自身が受けた歴史・平和教育でショックを受けたことがあるかどうかを問

うた項目に対して回答のあった89名のうち42名（47%）があったと答え、その具体的場面として、広島平和記念資料館（8名）、戦争関連の映像（8名）、『はだしのゲン』（8名）、戦場写真（5名）、長崎原爆資料館（3名）、人種差別・部落問題（4名）、沖縄での戦争跡や資料館（3名）を挙げていた。

具体的記述としては、「小6の長崎修学旅行での資料館の展示に衝撃を受け、眠れず友人たちと語り合った」、「高校2年生の時、沖縄に修学旅行（平和学習中心）へ行く前の事前学習の際、ガマの中で集団自殺（自決）をした人々の写真を見たときに、このような死に様を選んだ（選ばれた）ことにショックを受けました（哀しみ・恐怖・怒りなど様々な感情が出てきて気持ちを落ち着かせるのに時間がかかりました）」、『はだしのゲン』の「被爆のシーン、ゲンの家族が亡くなるシーンなど、強烈すぎて、画面を見続けることができなかった」、「中学の時、社会の時間、中国に対して行った日本軍の行為があまりにひどく、写真を見て、日本人であることが少し嫌になった」、「小学校低学年に地域の公民館のようなところで、戦争に関する映像を見た。まだ戦争が起こるんじゃないかと思い、飛行機やヘリコプターの音が怖かった」、「11～12歳（小学校高学年）の頃、原爆に関する映画を観て、生々しい（グロテスクな）シーンに気分が悪くなり、それ以来、中学生になるくらいまで、戦争を描いた映画等の作品を鑑賞するたびに、気分が悪くなるようになった」など多彩な記述が得られた。

これらの経験によって、このテーマを避けたことがあるかどうかを問う項目では、回答のあった78名のうち7名（9%）が「ある」、71名（91%）が「ない」と答えている。逆に、「学校教育ではショックではなく、関心を強くもつようになり、本やTV番組をよく見ていた」、「小学校のころから、戦争の被害者（傷痍軍人ら）の姿は日常にありました。また両親から戦争体験の話は日常に聞いていました。しかし、問題意識というより冷戦やヤマトなどの関心も高かった。戦争の悲惨さも聞いているが、あこがれのような感覚であった」と記述した者もあった。

2-2-2 教師としての経験から

次に歴史・平和教育に関する教師としての経験を問うた項目であるが、これまでやりにくさを感じたことのある者は89名のうち31名（35%）であった。得られた具体的記述のうち、「二次受傷」と関連するものとしては、「ベトナム戦争博物館に行き、気分を悪くし

た生徒がいた(中学)、「広島平和記念資料館をおぼけ屋敷のように避けた(中高)」、「沖縄ガマに入った際、一部生徒が混乱(中学)」、「つねに自分の言動や用意するものが衝撃的でないかと考え、想定外の反応がないか顔色をうかがいながら話したりしなければいけない(中学)」、「配慮のために、多くのことを勉強しなければいけない大変さがある(高校)」などが挙げられ、生徒たちのショック反応にどう対処すればよいのか、またどのような配慮が必要なのか悩む様子が見られた。

その他のやりにくさとして、「平和教育を社会科だけのものと思っている教員がいること(高校)」、「戦争から約70年経ち、戦争を知らない世代が増え、平和が当たり前であり、平和教育が必要なのかという意識の蔓延(高校)」、「平和教育そのものが政治的と言われることがあるので、保護者の目が気になる。自衛隊が保護者にいた時は、やりにくさを感じた(高校)」、「年々、生徒の反応が弱くなっている、ヒステリックなナショナリズムに染まっている生徒が少なくない(中学)」、「生徒の年齢への配慮(精神的にショックを与えすぎないようにしなくてはいけないので)、学年としての取り組みの際は、他の先生との意識共有・教材説明、ゲストスピーカーを呼ぶ際の時間割り調整(高校)」、「どのように生徒が解釈するのか全く想像がつかないため、自分自身が強い気持ちで臨まなければならないから(教材づくりにおいて)(高校)」、「平和学習の価値を職場で共有化できない(中学)」など、現代日本の学校教育における歴史・平和教育の基盤自体が揺らいでいるなかでそれを教えることに困難を抱えているようだった。

テーマに困難を抱えているという回答は79名中18名(23%)であり、具体的状況としては、①気分が悪くなる生徒がいる(「中学2年生の生徒で、かつて広島平和記念資料館を見学した後に、気分が悪くなった女子生徒がいた」、「中3のニュージーランド研修(全員参加)の博物館見学で戦争の階で気分を悪くする生徒がいた。高2のベトナム研修のように希望参加であれば良いが、全員参加となると把握・方法が難しいと感じた」、「高校の授業でTV番組を使用する際、見たくない人は目を伏せるように指示していても、音声を聞くだけでも気分を悪くする生徒がいた」)、②拒否する生徒がいる(「高校の見学旅行で広島平和記念資料館の見学をする際、幾度の経験の中で必ず「見たくない」の拒否する生徒がいた」、「原爆の被爆者の写真や当時の衝撃的な写真を避ける子がいる」など)、③そ

の他(「小学校で平和教育に力を入れた場合、「またか……」と反応がある」、「中学生や高校生で、ごく一部であるが、偏見の枠(誤った歴史認識)からなかなか出て来れない生徒がいる」など)が挙げられた。「確かに悲惨な場面にトラウマをおこす生徒はいるが何も感じないということこそおかしい。その場面について意見交換したり、相互に思いを出すことで、そこから自分の本当の気持ちや意見が生まれる」という意見もあった。

最後に、「二次受傷」について知っているかどうかを問うたが、85名中40名が初めて聞いたとし、28名が聞いたことがある、17名が知っていると答えている。悲惨な戦争の実態に直面してショックを受けるのは自然な反応であり、そのことがそのまま「二次受傷」というわけではない。むしろ、衝撃が大きすぎて何も感じられないという「感覚麻痺」の方が問題であることもある。いずれにしても、歴史・平和教育が生徒たちに与える衝撃をどのように扱ったらよいのか、現役教師たちも戸惑いを抱えている実情が見えてきた。

3. 歴史・平和教育従事者を対象としたHWHワークショップの試み

表現芸術的要素を平和教育施設の見学に組み入れることで、展示物が伝える戦争の問題に体験的な理解を深めながら、湧き上がる様々な感情を安心して受けとめ表現できるようなプログラム展開の可能性を探ることにした。その第一歩として、歴史・平和教育従事者が「二次受傷」について理解し、ミュージアムの展示と表現芸術療法の手法を組み合わせた体験型歴史平和教育プログラムを自ら経験しながら、ミュージアムをより安全で平和な学習の場にするための工夫をとともに考える機会とすることを目的に、2013年9月14日、立命館大学国際平和ミュージアムにて、「こころとからだで考える歴史：歴史教育従事者を対象とした体験型歴史・平和教育ワークショップ」を実施した。

午前の部は、9時半～12時半の3時間のワークショップで、表現アーツセラピスト/カリフォルニア統合学研究所博士課程の笠井綾をファシリテーターに国際平和ミュージアムの学生ミュージアムスタッフを中心に計11名が参加した。午後は、14時から18時まで4時間のワークショップで、アルマンド・ボルカスをファシリテーターに、立命館附属の小中高校で歴史・平和教育を担っている教師中心に計20名が参加した。以下、その概要と成果を紹介する。

3-1 学生スタッフ対象のワークショップ 「自分だけの平和の絵本をつくろう」

3-1-1 事前アンケート

参加者11名に事前アンケートを行ったが、自身が平和教育で経験してきたショック体験として、「3歳の時、平和教育で戦争（原爆か、東京空襲だったと思う）のアニメ映画をみた。お母さんと妹が死ぬシーンがでてきて、ショックでその後は見れなかった」、「小学校2年生の時に、初めて広島資料館に行き、今はない展示物などを含め実際に原爆の悲惨さを知った時」、「小学校2年生の時に、戦争のドキュメンタリーを見て、実際に焼けた人の写真を見た時」、「小学校3年生（9歳）の時広島に引越した。それまでは原爆を知らなかったの、平和記念資料館に行くのも、学校で毎年8月6日に行われる平和教育も、怖いので嫌いと感じていた。特に資料館のジオラマが怖くて、資料館に近づきたくなかった」、「12歳くらいに、広島の平和記念資料館に行き、ケロイドを負った人の人形や被爆して傷を負った人の写真を見た後、食欲が減退した」、「12歳くらいの頃に、原爆ドームへ行き、被爆者の様子を表した展示を見た時」、「小学生で平和学習の時に、戦争へ行った人は、人を殺したと習った時、祖父は戦争に行ったと聞いていたので、祖父も人を殺したのか……と思うと信じられない気持ちになった」との記述があった。

また、平和ボランティアをやっていてやりにくいと感ずることとして、「小中学生は、まだ若いのに解説をするときにショックを与えるようなことを話す時。また、地下でショックを受けてからは、2階にきて、これからの平和や戦争以外のことについて話をしてもあまり聞いてくれないこと」、「平和について関心があるがあまりなさそうな小中学生に対し、どのようにして平和に対する関心を抱かせるか」などが挙げられた。自身がさまざまに大きなショックや拒否体験を経験しながらも、現在、平和教育に従事していることを考え合わせると、それぞれのプロセスがあったであろうことが推測された。

3-1-2 ワークショップ概要

笠井綾は表現アートセラピストであり、カリフォルニアの病院での緩和ケアや保育園でのファミリーセラピーなどをこなしている。広島出身で、表現アーツセラピーやソマティックの手法を使った戦争体験・被爆体験の継承や平和・和解ワークにも取り組んでいる。

ワークショップでは、初めに、自分がこれまで受けて来た平和教育、興味を持つようになったきっかけ、関わる事の難しさ、また持続的な興味を持つために何が助けとなってきたのかなどについて、小グループで語りあい、全体で紹介しあった。平和ミュージアムで働いているスタッフやボランティアが、それぞれ異なる平和教育の個人史を持ち、戦争や平和のテーマになんらかの思いを持っているとすれば、それらについて語り合い、自分自身のことを思い出したり、他の人の話を聴いたりすることで、子ども達への伝え方を考える上でのヒントになるのではないかと考えられた。

ワークショップのテーマは、「自分だけの平和の絵本をつくろう」というものであったが、絵本作りに向けて、まず体を動かしたり、声を出したりするウォームアップのエクササイズを行った。次に、ペアになって、「風がそよそよ」、「イライラ」、「雨がパラパラ」、「怒り」など、言葉に反応して動く、それをもう一人が鏡のように真似するというエクササイズを、感情や自然のイメージを織り交ぜながら行なった。こうして想像力と創造性をほぐし、自由に体を動かす感覚を保ったまま、「タッチドロウイング」という版画の手法で絵を描いた。手や指を紙の上で踊らせることで次々とイメージが生まれ、失敗を気にすることなく、何枚も好きなだけ描くことができる。これを20～30分、瞑想のように続け、できあがった絵を振り返りながら、絵にタイトルやフレーズをつけ、その中から気に入った絵を5つ選んで、それを好きな順番に組み替えて台紙に張り、一つの物語を作って、ペアやグループになって互いに読み聞かせするというものである。最後は、出来上がった絵本の中からお気に入りの名場面1ページを選んで紹介し合って時間切れとなったが、学生達はワークショップ後、互いにシェアリングをしていた。

3-1-3 終了後アンケート

終了後のアンケートでは、回答者9名（学部5名、院生1名、その他3名）のうち、8名が「今回のワークショップで新しい発見があった」とした。具体的には、①平和教育を知的レベルに留めるのではなく、身体的なアプローチを用いたり、表現することを通じて統合できるということ（「身体にアプローチして平和を考えることができると知りました。考えて頭のみで平和を語るだけでは視野が狭かったのだと分かりました」、「戦争について学ぶことは、過去の悲惨な歴史を知り、暗い気持ちになりがちですが、今回のワークショップで、絵や談話により学んだことを振り返る、表

現するという方法もあるのだと知り、これらの方法はつらい歴史や思わず避けたい戦争の現状について、感じるやりきれない思いや嫌悪感を解消するよい手段だと思った」、②学んだことを他者と共有することの重要性（「同じ目的を持って自主的に参加しているワークショップで、お互いに話をする中で、自分の感情(自分も気付いてなかった感情)に気付かされた」、「自分の戦争や平和に関する展示を観て感じたことを他者に伝えることで、二次受傷が和らぐことに気がついた」、「普段自分は二次受傷について大丈夫だと思っけていても、他の人と一緒に考えると、実は……！もしかして……？という気付きがありました。改めて自分の心と向き合う時間を持つことは大切だと思いました」、「自分が日頃感じていなかったこと、皆さんと話をする中での気付きがありました。自分と向き合うことの大切さを感じました」といった記述が得られた。

また、9名中8名が、「今回、学んだことが今後の活動に役立つと思う」と答え、「自分だけでは乗り越えられなかったことも、他の人と話すことでスッキリしたり、自分の感情に向き合えたりするので、分かち合うという方法は、色々な局面で役立てられるのかなと思った」、「自己のふりかえりが重要、他者とのふりかえり（シェア）も重要」、「同じ学生ミュージアムスタッフでも業務内容が違っていたり、業務以外でなかなか話す機会がないので、もっと交流して気持ちや体験をシェアすることが必要だと感じました。また、学生ミュージアムスタッフの中でもこのようなワークショップを定期的に行うことができたらいいなと思いました」、「平和について学ぶということは、かたくるしいことばかりではなく楽しみながら学ぶこともできるのだと伝えたいです」、「学生対応、指導の中で生かせると思います。とにかく、共有・共感することから始まるのではないかと思います。一緒に活動する人が互いに理解し、共有・共感できる環境整備に努めたい」などの声が挙げられた。

その他の感想として、「今回のワークショップは、今後のミュージアムの活動に生かせるよい経験となっただけではなく、私自身も、平和学習に対する苦手意識を克服するチャンスにもなったと思います」、「今日は本当に楽しく活動することができました。このような活動をあまり経験したことがなかったので、とても新鮮でした。平和教育と“いやし”はセットでうまくやっていけばいいのだなということを学びました」、「本当に身体を動かしながら頭を使うと視野が広がってよかったです。ありがとうございます」などが記述

された。

3-1 教師を対象としたHWHワークショップから

3-1-1 ワークショップ概要

アルマンド・ボルカスは、カリフォルニア統合学研究所教授、リビング・アーツ・センター所長としてドラマセラピーの教育と実践に携わっているが、アウシュビッツ生存者を両親に持つことから、ユダヤ人とドイツ人の間に横たわる歴史的トラウマを乗り越え和解へと至るためにこのHWHを開発し、ドイツ人とユダヤ人、イスラエル人とパレスチナ人、アルメニア大虐殺、人種差別などをテーマに国際的な活動を展開してきた。今回は、歴史・平和教育に関わる附属校の教員たちに、HWHの一部を体験してもらった。

ボルカス氏のワークショップは大きく3つのパートに分けて行われた。第1部はホロコースト・サバイバーを両親にもつボルカス氏の自己紹介から始まり、参加者一人一人にワークショップで何を期待しているか、歴史・平和教育においてどのような難しさを感じているかを表明してもらった。参加者からは、平和教育研修旅行で沖縄に行った際に生徒が洞窟の前で意識を失った例などが話され、平和教育における「二次受傷」の概念の重要性が認識された。

その後、ドラマセラピーの手法を使ったウォーミングアップが行われた。具体的には、①参加者が円になって、一人一人自分の名前を音と動きで表し、それを全員が真似する。②全員が一列になり、一人一人が部屋の端から端に移動する間に自由に場面を想像し表現する。③全員が二重の円を作り、指示された様々な場面での簡単な役割を演じるなどで、これらによって参加者が楽しみながら心を開き、第2部、第3部の身体表現を自由に行えるよう準備を整えていった。

第2部では、4～5人のグループに分かれ、地下の平和ミュージアムの展示場に行き、展示物で印象に残ったものを身体を使ってグループで表現する「液体彫刻」と呼ばれる手法を用いたワークを行った。印象深かったのは、4つのグループのうち2つが、学徒動員で戦死した若者を神格化した写真を教室で学生たちがじっと見つめる姿を撮った写真のイメージを演じたことであった。平和教育を行う教員として、生徒を戦場に送った教員のあり方を切実に考える姿勢が表現されているように感じられた。展示物に接した時の印象を言語や絵画で表現するだけでなく、このワークのよう

に写真や展示物に「なってみる」ことで、見学者が展示物の多様なメッセージを自らの置かれている状況と結びつけながら掘り下げ、ミュージアムの展示が触発するメッセージが深まっていくことが感じられた。

第3部では、参加者が歴史・平和教育において直面している具体的な場面を簡単なドラマとして再現するソシオドラマのワークを行った。部屋の中央に椅子を二つ並べ、参加者からボランティアを募って教師役を演じてもらい、教師役の人に同僚や保護者、生徒などから発せられている様々なメッセージを投げかけてもらった。次に参加者の一人が生徒の役割を演じ、生徒から発せられる難しいメッセージを言ってもらい、それに対する対応をボルカス氏が例示してみせた。たとえば、「原爆の場面は怖いよ、寝れなくなるよ。怖いよ怖いよ……」と取り乱している生徒に対し、その生徒の手を取って目を見ながら安心させる言葉をかける方法などである。

3-1-2 アンケートより

ワークショップ後に実施したアンケートによれば、回答してくれた12名全員が「ワークショップに参加したことで新たな学びがあった」としており、具体的な学びとして、①参加者同士の問題意識の共有ができたこと（「参加された先生方の問題意識や現在行っておられる実践を自己紹介の時に知れて、おもしろいと思ったり共感できたりしたこと」など）、②ドラマを使った学習の効果（「演じること、自分の思いだけではなく、その人の思いを想像して行うことは、他の分野でも大変有意義であると感じた」、「写真を演じる中で、その当時の人の気持ちを感じることができ、良い意味で自分と距離を置いて、冷静に当時の様子を見つめることができたと感じる」、「役を演じようとする中で、ショックな印象をいただくものにも、共感する部分や、今の自分のおかれた環境の違いをより意識することができた」、「人物を演じることで、相手の思いが理解でき、それが大きな意味での交流は平和の基礎ではないかと発見しました」、「歴史的な場面（写真）を演じることで、気持ちも分かるが、少し離れた立場で話ることができる」、「ドラマセラピーの劇的効果、セラピーとしてのドラマの効果も改めて感じました」、「ドラマを演じることで、多様な考えができると感じました。たとえば、1枚写真を見ると、主観的に捉えてしまうが、写真家や少女、物といった立場になって考えると、違った考えができたからです」など）が挙げられている。

また12名中10名が「ワークショップで学んだことは今後教育に役立つ」と考えている（2名は「わからない」）。「直接的には使えないものもありましたが、役割を演じたり、恐れを抱いた子どもへの接し方等勉強になりました。また、いろんな先生方の個性や発想、感じ方も参考になりました」、「二次受傷に対する対応という点では、この4時間ではつかみきれなかったが、演じるという手法にはヒントを感じた」、「すぐには難しいが、授業の中で取り入れていく可能性がある」、「事前に逃げ場を準備するなど、残酷な場面を見せるとか、ストレートに指導するだけでなく、心理的な準備が必要と思った」、「平和教育に限らず、精神的に課題を抱えた生徒等に対する1つの対応として参考になりました」、「トラウマを生じない教材の提示方法、授業でやっていけないこと、すべきことを参加者間で議論する」、「演じた人に語ったりすることで、自分の内面（戦争の記憶・祖父母からの話）などがよびおこされ、自分の平和、戦争に対する思考の原点に気付くことができる」、「心理的効果と教育の関係は、1つの空白域です。ここを丁寧に考えていきたいと思います」などの声が挙げられた。

今回のワークショップでは、平和教育において教育者が直面する課題に対して、体験的なアプローチがどのように役立つかを参加者に実感してもらうことに重きを置いた。通常は4日から1週間かけて行う内容を4時間という短い時間の中で紹介するという制限の中で、その意義を完全に伝え切ることができなかったかもしれないが、これまでの平和教育の中で見落とされがちだった感情的、心理的なケアについての必要性は理解してもらえたようである。

4. ミュージアムにおける歴史・平和教育プログラムへの示唆と可能性

立命館大学国際平和ミュージアムを中心にした歴史・平和教育についての調査と教育従事者への試行的プログラムを通じて明らかになったことは、①教師たちの経験から、これまでの歴史・平和教育において「二次受傷」が想定される事例のあることが示唆された。②「二次受傷」が想定される事例は少数であり、大半の生徒たちはミュージアムでの歴史・平和教育を肯定的体験として捉えていた。③歴史・平和教育従事者たちの中には、「二次受傷」への対処について不安や悩みを抱えている者が少なからずいた。④体験的心理学の知見を接合することで歴史・平和教育を改善させる

可能性がある。⑤歴史・平和教育従事者たちのメンタルヘルスについても考慮する必要があるという5点にまとめられる。

アンケートやワークショップで語られたことから、教師たちはこれまで、悲惨な写真や場面などに気分が悪くなったり、混乱を示したり、極端な場合には意識を失うような生徒の事例を経験していることがわかった。これらは広い意味で「二次受傷」と言えるし、怖がって拒否する、ふざけて真面目に取り組まないというような態度も、「二次受傷」に対する防衛反応と捉えられるかもしれない。今回の調査では出てこなかったが、臨床の現場では、強いトラウマ反応のひとつとして「居眠り」という形をとった解離症状があり、戦争体験を聞くような場面で「不謹慎である」と怒られたという事例を聞くことがあるので、注意が必要である。このような事例は数として多いわけではなく、生徒たちからは歴史・平和教育が肯定的に受けとめられていたが、少数の存在が教師やスタッフたちを不安にさせる要因となっていた。

「二次受傷」を予防するためにどんなことに気をつけるべきかであるか、実のところ、子どもの発達段階を考慮した歴史・平和教育に関する研究はほとんどない。子どもの年齢より個別性が大きいためではないかと考えられるが、ひとつ参考になるものとして、戦後三世代によるナチスの歴史認識と現在の行動への影響に関する研究がある。これは、1989年から1992年にかけてドイツとイスラエルの研究チームが共同で実施した最初の調査であるが (Brendler, 1995)、ナチスの歴史のために、若者の70%が自分の国や自分の背景について愛着を感じるができず、肯定的国民アイデンティティを持つことができなかった。ホロコーストについて、65%が恥を感じ、41%が罪悪感を持っていた。50%は感情麻痺を表し、68%が脅威、罰の怖れ、未来への不安を持っていた。

また、ホロコーストの記憶と取り組むのに、4つの段階があることがわかった。①過去の影への攻撃的防衛、②拒否と当惑による合理化、③過去の罪と苦痛に関するあきらめの受容、④歴史から学ぶことで道徳的責任と自律性である。学校教育が重要であり、3段階目で起こりがちなトラウマを避けるためには、以下のような教育戦略が求められるという。①子どもたちにホロコーストの残酷さの証拠資料を見せる前に準備をさせ、後にも、起こったことの悲しみ等、理解するために十分な時間を取らなければならない。②教師はそのうえで、若者たちの感情的・実存的当惑を扱わな

ればならない。単に残虐な現実と直面させることは、脅しによる表面的な道徳化にすぎない。③子どもたちがホロコーストの話題に反発した場合、これを無視したり叱ったりしてはいけない。いわゆる「アウシュビッツの嘘」に固着させかねない。④14～15才の子どもにホロコーストを教えるというドイツ政府の決定には議論が必要である。アイデンティティ・トラウマの危険を考慮すべきである。

ドイツと日本の歴史・平和教育のあり方は大きく異なること、被害の歴史と加害の歴史をどこまで同じように扱えるかには検討が必要であるが、過去の記憶と取り組む4つの段階と示唆された教育戦略には、応用できるものがあると考えられる。たとえば、学生ミュージアムスタッフや教師より挙げられた対応に困難を覚える事例のなかには、①②③の段階にあると捉え直すことができるものがあるように思われるし、教育戦略の①②③はそのまま使えるものだろう。ワークショップ参加者たちは、ワークショップにおいて自分たち自身の体験を語り合ったり、アートや身体を使って感じたことを表現し共有したりすることで、学びがより実感を伴うものとなることを経験し、このような方法を自分たちも取り入れていけるのではないかと捉えていた。

最後に歴史・平和教育従事者たちのメンタルヘルスについてであるが、現在の学校現場で丁寧に時間をかけた歴史・平和教育を行うことが困難になってきており、歴史修正主義に代表されるような「戦争教育」批判に曝され、昨今、新たに浮上してきた「二次受傷」などに対する不安を抱えながら苦心していることが明らかになった。「二次受傷」を避ける歴史・平和教育を行うためには、事前に十分な準備を行い、感じたことを語り合ったり表現し合ったりする時間を取り、必要に応じて個別のケアが求められる。現場の理解を得られないために、慌ただしく歴史・平和教育が行われるならば、リスクも高く、学びの成果も見込めないという矛盾がある。

Zelizer (2008) は、平和構築に従事する人たちがトラウマと密接に関わる領域で仕事をしているにも関わらず、これまであまりそのことに眼が向けられてこなかったことを指摘し、「トラウマ・センシティブな平和構築アプローチ」を提唱している。困難な情緒的・心理的問題を扱うべきではないということではなく、参加者にトラウマを与えないような実践をするために必要最小限の知識を身につけておくこと、自分自身のメンタルヘルスに注意し、セルフケアができるように

なることが重要で、本来は教育課程で基礎的知識が得られること、心理学やメンタルヘルス関連の専門家と協働することが望ましいとしている。Zelizerが扱っているのは紛争解決に関わる平和構築であるが、歴史・平和教育に関しても同様のことが言えるだろう。心理学や心理主義はややもすれば国家主義の流れに与する危険性があるが（村本、2013）、今後、立命館における歴史・平和教育のさらなる充実を図るためうまく活かしていけたらと考える。

【参考文献】

- Brendler, A. K. (1995). Working through the Holocaust: Still a task for Germany's youth? In R. J. Kleber, C. R. Figley and B. P. R. Gersons (Eds.). *Beyond trauma: Cultural and societal dynamics* (pp.249-275). NY: Plenum Press.
- 村川治彦（2012）「一人称から歩み直す『戦争体験』～体験心理学に基づく歴史・平和教育の構築に向けて」『歴史のトラウマの世代間連鎖と和解修復の可能性～国際セミナー「南京を思い起こす2011」の記録』立命館大学人間科学研究共同対人援助モデル研究3、95-105頁
- 村本邦子編著（2010）『戦争によるトラウマの世代間連鎖と和解修復の可能性：国際セミナー「南京を思い起こす2009」の記録』立命館大学人間科学研究共同対人援助モデル研究19 (http://www.ritsumeihuman.com/hsrc/resource/19/open_research19.html)。
- 村本邦子編著（2012）『歴史のトラウマの世代間連鎖と和解修復の試み：国際セミナー「南京を思い起こす2011」の記録』立命館大学人間科学研究共同対人援助モデル研究3 (<http://www.ritsumeihuman.com/cpsic/model3.html>)
- 村本邦子編著（2012）『人間科学と平和教育～体験の心理学を基盤とした歴史・平和教育プログラム開発の視点から』立命館大学人間科学研究共同対人援助モデル研究5
- 村本邦子編著（2014）『日中の戦後世代を対象にした新たな東アジア型歴史・平和教育プログラム開発～国際セミナー「南京を思い起こす2013」の記録とHWH7年の成果』立命館大学人間科学研究（予定）
- 村本邦子（2014）「日本の児童・女性政策と心理学」心理科学34巻2号（印刷中）
- 高橋史朗（1997）『平和教育のパラダイム転換』明治図書
- 竹内久顕（2011）『平和教育を問い直す～次世代への批判的継承』法律文化社
- 瀧口眞央（2011）「幼児期の平和教育」竹内久顕編著『平和教育を問い直す～次世代への批判的継承』法律文化社、106-202頁。

Zelizer, C. (2008). Trauma-Sensitive Peace-Building: Lessons for Theory and Practice 81, AFRICA PEACE AND CONFLICT JOURNAL, Vol. 1 No.1 p.81-94

※1 アンケート用紙は下記のとおり。

生徒アンケート

2012年10月、中学2年生の京都研修では、立命館大学国際平和ミュージアムの見学とモンテ・カセ館長のお話を聞きました。今回ふり返りのアンケートを実施しますので、ご協力をお願い致します。（該当項目に○印、または、ご記入ください。）

1. ミュージアム見学の前に、どんな学習をしましたか？ 覚えていることを書いてください。
学校で
個別に（自主的に）
2. ミュージアム見学で、特に印象に残っているのは何ですか？
展示物・場所・その他（具体的に）
3. ミュージアム見学で、何を学びましたか？
4. 研修旅行から戻り、学んだことについてあなたはどのようにしましたか？
（複数選択可）
①家族と話しをした 【 父・母・祖父・祖母・兄弟・姉妹 その他（ ） 】
②友達と話しをした
③更に調べ学習をした
④何もしていない
⑤その他（具体的に）
5. 研修旅行で学んだことを通して、今取り組んでいることがありますか？ [はい ・ いいえ]
・取り組んでいることがあれば、具体的に教えてください。
6. 研修旅行をふり返って、今思うことを教えてください。

ご協力ありがとうございました

*本アンケートは、立命館大学研究推進プログラムの研究助成を受けて実施します。立命館大学国際平和ミュージアム

事前アンケート

ここからで考える歴史：体験型歴史平和教育ワークショップ

2013年9月14日開催する学生ミュージアムスタッフ学習会では、立命館大学応用人間科学研究科の協力を得て、「ここからで考える歴史：体験型歴史平和教育ワークショップ」を開催します。開催にあたり、ワークショップへの参加・不参加に関わらず、以下のアンケートにご協力をお願い致します。(該当項目に○印、または、ご記入ください)

- 所属 [学部生 ・ 大学院生]
- ミュージアムスタッフ経験年数 [1年 ・ 2年 ・ 3年 ・ 4年]
- 学部または専門 []


4. ご自身の受けた平和教育・歴史教育で、ショックを受けたことはありますか？
[はい ・ いいえ]
・何歳ぐらいに、どの様な場面で、どのようなショックを受けたのか、具体的にお聞かせください。

・ご自身がショックを受けたことで、そのテーマを避けるようになった経験はありますか？
[はい ・ いいえ]

5. ミュージアムに来館する小中学生に展示解説を行うにあたり、やりにくさを感じたことはありますか？ [はい ・ いいえ]
・もしある場合は、そのやりにくさについて具体的に教えてください。

6. 「二次受傷」という言葉を知っていますか？
[言葉の意味を知っている ・ 言葉は聞いた事がある ・ 初めて聞いた]

7. 9/14(土)開催のワークショップに参加しますか？ [はい ・ いいえ]

ご協力ありがとうございました  立命館大学国際平和ミュージアム

※本企画は、立命館大学研究推進プログラム(基盤整備)「平和教育施設を使った戦後第三世代の歴史教育に関する研究」の助成を受けて実施します。なお、企画のまとめとアンケート結果について、立命館平和研究—国際平和ミュージアム紀要等に投稿するなど、成果を紹介していく予定です。

事前アンケート

ここからで考える歴史：体験型歴史平和教育ワークショップ

第12回立命館附属校平和教育研究会(2013年9月14日開催)では、立命館大学応用人間科学研究科の協力を得て、「ここからで考える歴史：体験型歴史平和教育ワークショップ」を開催します。開催にあたり、ワークショップへの参加・不参加に関わらず、以下のアンケートにご協力をお願い致します。(該当項目に○印、または、ご記入ください)

- 所属 [小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校]
- 教員経験年数 [1~4年 ・ 5~9年 ・ 10~19年 ・ 20~29年 ・ 30年以上]
- 担当学年、教科またはご専門 []

4. ご自身の受けた平和教育・歴史教育で、ショックを受けたことはありますか？
[はい ・ いいえ]
・何歳ぐらいに、どの様な場面で、どのようなショックを受けたのか、具体的にお聞かせください。


・ご自身がショックを受けたことで、そのテーマを避けるようになった経験はありますか？
[はい ・ いいえ]

5. 平和教育に関連する全ての学校活動(授業や学級活動も含む)において、やりにくさを感じたことはありますか？ [はい ・ いいえ]
・もしある場合は、そのやりにくさについて具体的に教えてください。

6. 平和教育に関連する全ての学校活動において、そうしたテーマを避けようとする子どもたちや、そうしたテーマの扱い方に困難を抱えている子どもたちはいますか？ [はい ・ いいえ]
・いるという場合は、子どもたちの年齢や状況についてわかる範囲でご記入ください。

7. 「二次受傷」という言葉を知っていますか？
[言葉の意味を知っている ・ 言葉は聞いた事がある ・ 初めて聞いた]

8. 第12回立命館附属校平和教育研究会9/14(土)開催のワークショップに参加しますか？
[はい ・ いいえ]

ご協力ありがとうございました  立命館大学国際平和ミュージアム

※本企画は、立命館大学研究推進プログラム(基盤整備)「平和教育施設を使った戦後第三世代の歴史教育に関する研究」の助成を受けて実施します。なお、企画のまとめとアンケート結果について、立命館平和研究—国際平和ミュージアム紀要等に投稿するなど、成果を紹介していく予定です。

事後アンケート

ここからで考える歴史：体験型歴史平和教育ワークショップ


2013年9月14日開催のワークショップにご参加いただきましてありがとうございます。以下のアンケートにご協力をお願い致します。(該当項目に○印、または、ご記入ください)

- 所属 [学部生 ・ 大学院生]
- ミュージアムスタッフ経験年数 [1年 ・ 2年 ・ 3年 ・ 4年]
- 学部または専門 []

4. 今回のワークショップに参加されて、新たな発見はありましたか？ [はい ・ いいえ]
・具体的に教えてください。

5. ワークショップで学んだことは、今後のミュージアムスタッフ活動に少しでも役に立つと思いますか？ [はい ・ いいえ]
・具体的に教えてください。

6. ご意見や感想をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました  立命館大学国際平和ミュージアム

※本企画は、立命館大学研究推進プログラム(基盤整備)「平和教育施設を使った戦後第三世代の歴史教育に関する研究」の助成を受けて実施します。なお、企画のまとめとアンケート結果について、立命館平和研究—国際平和ミュージアム紀要等に投稿するなど、成果を紹介していく予定です。

事後アンケート

ここからで考える歴史：体験型歴史平和教育ワークショップ


第12回立命館附属校平和教育研究会(2013年9月14日開催)企画ワークショップにご参加いただきましてありがとうございます。以下のアンケートにご協力をお願い致します。(該当項目に○印、または、ご記入ください)

- 所属 [小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校]
- 教員経験年数 [1~4年 ・ 5~9年 ・ 10~19年 ・ 20~29年 ・ 30年以上]
- 担当学年、教科またはご専門 []

4. 今回のワークショップに参加されて、新たな発見はありましたか？
[はい ・ いいえ]
・具体的に教えてください。

5. ワークショップで学んだことは、今後の教育活動に少しでも役に立つと思いますか？
[はい ・ いいえ]
・具体的に教えてください。

6. ご意見や感想をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました  立命館大学国際平和ミュージアム

※本企画は、立命館大学研究推進プログラム(基盤整備)「平和教育施設を使った戦後第三世代の歴史教育に関する研究」の助成を受けて実施します。なお、企画のまとめとアンケート結果について、立命館平和研究—国際平和ミュージアム紀要等に投稿するなど、成果を紹介していく予定です。

平和ガイドの平和教育的実践活動 —ヒロシマピースボランティアの事例研究

源氏田 憲一
(実践女子大学非常勤講師)

〈要旨〉

平和ガイドの実践についての研究において、従来から「戦争体験の継承」が関心の中心であったが、本研究ではあえてそれ以外の部分、特にガイドの来館者への配慮に注目し、ヒロシマピースボランティアを事例としてインタビュー調査を行った。その結果、ガイドが来館者に様々な「配慮」と「技法」を用いていることが見出された。「戦争体験の継承」も含めて、平和教育、教育心理学的な観点からその意義と課題について考察した。

はじめに

本研究は、広島平和記念資料館（以下、「資料館」と略記）の解説ボランティアである「ヒロシマピースボランティア」（以下、「HPV」と略記）を対象にしたインタビュー調査に基づいて、平和ガイドの平和教育的実践活動の課題について考察するものである。特に、HPV自身の視点からその活動をボトムアップ的に整理し、そこから浮かび上がったHPVの実践活動について教育心理学的な視点からの理論的な理解を試みる、いわば「事例としてのHPV研究」を中心に据える。

以下ではまず、平和ガイドについての日本での先行研究をいくつか紹介する。次にHPVについて、資料館の簡単な紹介も交えて説明し、同時に、資料館側がHPVに対してどのような期待をしているのかについて、資料館の館長（当時）へのインタビュー結果を簡単に紹介する。その上で、HPV 5名に対して実施したインタビュー・データの分析結果を提示する。最後に、分析結果を理論的に考察し、平和ガイドの平和教育的実践活動の課題について考察する。

1. 平和ガイドに関する先行研究

まず日本における平和学習に関わる平和ガイドの先

行研究について、網羅的ではないが、いくつか紹介していく。これらの研究の検討を通じて、本研究の視点を打ち出していく。

日本での平和ガイドに関する先行研究として、まず目につくのは沖縄の平和ガイドに関するものである。戦跡、基地などを案内し、沖縄戦や基地問題などについて語る沖縄の平和ガイドの実践について、ガイド当事者側からの実践報告（例えば、大城、2001；高嶋、2001）、や、ガイドの現場へのフィールドワークによる研究（例えば、北村、2006；杉田、2006a；2006b）などがある。さらに、長崎の原爆資料館の解説を中心に活動をしている「平和案内人」についての研究（富永、2012；富永・葉柳、2010）や、立命館大学国際平和ミュージアムのボランティア・ガイドの研究（福西、2012）なども見られる。

これらの研究・報告で大きなテーマとなっているのが、平和ガイドによる「戦争体験の継承」の問題である。いわゆる「語り部」、「証言者」とは異なる存在である平和ガイドは非体験者が中心であり、そうした戦争体験のない平和ガイドがいかに戦争や平和について語るのか、という問題を意識せざるを得ないことは理解できる。しかしこれらの研究が示していることは、実際に平和ガイドが行っている実践は、単純な「継承」では収まらない、ということである。それは「語り手Aによって語られた証言が、一字一句違えず聞き手Bへ伝えられて完了といったベルトコンベアー式の作業ではない」（北村、2006）。例えば、福西（2012）は、平和ガイドの「語り継ぐという枠組みではとらえきれない新たな実践」について明らかにしている。それは、「学習により自らの体験や伝聞したことに客観的事実を付け加えていく」ことであったり、「展示室内において周囲とのコミュニケーションの中で『語る場』を作りだし、そこへ参加すること」であったりする。従って本研究でも、狭い意味での「継承」という問題を焦点とせず、HPVの実践についてより包括的に見ていく。

第二に指摘できる点は、聞き手に対する配慮の問題

である。杉田 (2006b) は平和学習の「言葉がここに届かない」(下鴨、2006)、「『平和は強制されるもの』というメッセージ」が届く (古賀、2005)、という問題に対して「対話や創造性に乏しい学習過程は、平和学習の本来の目標を達成できずに終わる可能性がある」としている。同様に福西 (2012) も、来館者の言葉をガイドが「聞く」ことの重要性を強調している。しかし先に紹介した平和ガイドの先行研究全体で、こうした聞き手に対する平和ガイドの配慮は、前面に押し出されるテーマとはなっていない。それは先述のように、これらの研究の主要なテーマが平和ガイド自身による「戦争体験の継承」にあり、杉田 (2006a、2006b) を除いては平和ガイドによる「教育」を中心にしていないからである。平和ガイドをどのような存在として捉えるかについては、様々な視点がありうるであろうが、聞き手=平和学習者を何らかの形で支援する存在と見ることは可能であり、ならばそこに何がしかの教育的な実践が含まれると見ることもできるであろう。従って、聞き手に対する「伝わり方」への配慮の問題は見過ごすことはできない。そこで本研究では、「戦争体験継承者としての平和ガイド」という視点の重要性は認識しつつ、あえて別の視点として、「平和教育者としての平和ガイド」という視点を採用し、来館者=平和学習者への配慮、という切り口からHPVの実践を整理する。しかし、「戦争体験の継承」の問題には、考察で立ち返る。

第三に、現場の意識との関連である。およそ研究というものが何らかの情報的価値を持つためには、今までにない視点を打ち出すべきかもしれないが、それは同時に、現場の内在的な理解を妨げることにもなりかねない。例えば、「記憶の政治」をテーマに平和ガイドの「継承」を「語り直し」と捉えた北村 (2006) や、「歴史の物語論」の立場から平和ガイドの主体性を強調した富永 (2012; 富永・葉柳、2010) は示唆に富むものではあるが、これらの研究の背景となっている、ポストモダンの視点は、現場の平和ガイドの史実実証主義的な態度とは乖離がある。そこで本研究ではよりHPV自身の視点を内在的に理解することを目標に、HPVへのインタビューを通じて研究を行うこととし、分析の際もボトムアップ式の分析方法であるグラウンデッド・セオリー・アプローチ (GTA) に準じた方法を中心とする¹⁾。

2. HPVの位置づけ

HPVへのインタビュー結果に移る前に、2009年に発行された、HPVによる『ヒロシマ ピース ボランティア10年誌』を参考にHPVの簡単な紹介をし、さらに資料館側がHPVをどのように位置づけているのかを、館長 (当時) へのインタビューで確認しておく。

「被爆者の遺品や被爆の惨状を示す写真や資料を収集・展示するとともに、広島市の被爆前後の歩みや核時代の状況などについて紹介」(資料館リーフレットより) する施設である、資料館は、被爆後50年を過ぎた頃から、入館者数が毎年減少し、その対策に迫られていた。その時、職員から「美術館のように展示を解説するボランティアを資料館にも取り入れたら」というアイデアが提出され、1998年9月に「平和学習支援ボランティア」(後に「ヒロシマ ピース ボランティア」と正式に命名) として人員の募集が行われた。年度により若干異なるが、募集はおおむね前年の秋に実施され、翌年の2月、3月ごろまで研修を実施、4月から実地に配属される。HPVは都合の合う曜日を選び、その曜日ごとにグループを形成し、基本的には月2回以上、10時から16時まで (開始・終了時のミーティング各30分を含む) の活動に参加する。活動は3種類あり、①資料館の内部を、来館者に同行して移動しながら順次解説を行っていく「館内移動解説」、②資料館内の任意の位置に立ち、通りかかった来館者や声をかけてきた来館者に説明をする「館内定点解説」、③資料館の位置する爆心地の公園である平和公園内を移動解説する「公園の移動解説」、が行われている。また、有志による自主的な勉強会や研修・見学会、個人的な勉強なども行われている。これ以外に、年3、4回程度行われる議決機関としての「幹事会」、年2回の「全体会」がある。HPVの代表として「代表幹事」、「副代表幹事」があり、資料館側の窓口には資料館の「啓発課」職員があたっている。現在の資料館は東館と本館の2つの建物からなっており、2010年8月付のHPV向けの資料館のマニュアルでは、東館が「平和学習の場」、本館が「被爆体験継承の場」として位置づけられている。それぞれの展示概要は、東館1階が被爆前の広島市の歴史、原爆の開発から広島への投下まで、2階が広島市の復興の様子、3階が核兵器をめぐる世界の状況、広島市などの平和に関する取組、であり、本館が広島市の原爆被害の実相、被爆者の遺品、被爆資料の展示、証言ビデオ、となっている。HPVの館内での解説は主にこれらを対象とする。2010年4月1日

時点でのHPVの人数は197人（男性71人、女性126人、平均年齢60歳）である²⁾（2010年4月1日付啓発課資料より）。『ヒロシマピース ボランティア10年誌』によれば、移動解説の実績は、館内移動解説が初年度の1999年度158件から2008年度には6倍以上の976件（人数8332人）、公園の移動解説は1999年度7件から2008年度499件（人数7111人）であり、HPVへのニーズは着実に高まっている。

ではこうしたHPVについて、そのガイド活動はどのように特徴づけられるであろうか。先述の長崎の平和案内人について、富永（2012）は、自身の平和案内人での活動や観察を踏まえ、平和案内人が、正確な情報伝達を課せられることで定型的な解説を反復し、聞き手との相互作用が築かれにくくなっており、しかも運営主体から配布されるマニュアルにより、指示された実相や数値の伝達に重点を置こうとするようになっている状況を指摘している。多少誇張して受け取ると、平和案内人が指定されたマニュアルに従ってガイドを実施している（させられている）イメージが形成されてしまう。

しかしこうしたイメージは平和ガイドの一般的な実態なのであろうか。高嶋（2001）は、沖縄の平和ガイドである琉球大学生平和ガイドを運営してきた経験から、「学生たちは講義で学習した知識をまず正確に伝えることに精力を注ぐ」が、「自信が持てるようになると」、「個性を出そうとしたり」、「多面的な説明を試みたり」など、次第にガイドの語りは定型的ではなくなることを指摘している。また、平和博物館ではないが、アメリカの全米日系人博物館のガイドについて菅（2011）は、ガイドが来館者の質問に応じたり、来館者の属性に応じて様々なストーリーを紡いだりするなど、博物館と来館者のインターフェイスになっている、と述べている。同様に平和博物館ではないが、日本の「大和ミュージアム」の展示室内ボランティア・ガイドについて福西（2011）は、ガイドの内容が人によってそれぞれで、来館者の年齢、性別に応じて内容が変わると指摘している。これらは（平和）ガイドが公式のマニュアルではなく、来館者のほうに対応していることを示唆している。

こうした平和ガイドのガイド方針には、運営の側の意図も関与しているであろう。そこで、HPVの来館者への対応という点を中心に、2012年9月12日に資料館内で実施したインタビューでの館長（当時）の発言について拾い上げてみる。

まず、「資料館としてHPVに期待する役割・活動」

「来館者にとってHPVはどんな存在であってほしいか」という質問に対する回答として、「被爆資料であるとか、遺品を観てもらおう、それから感じてもらうことが一番」と前置きをした上で、「とは言いながら、来る人には様々なレベルの人がいて、相当に高い関心を持って、より、あるいは予備知識を持って来ている人もいれば、観光客みたいにさっと通る方もいらしたりして、様々なレベルと、様々な、関心に方向性ってのもある訳で、それに応じた説明って言うか、情報の伝達が出来ればいいと思ってる」としている。そして「ボランティアとしての年数が長い人は相手のニーズに応じて」くれているという現状認識を示している。加えて、「さっと観ただけじゃあ分からないような事とか、少し、より深めの情報を、持って帰ってもらう、あるいは伝えるための補助者になってもらえればいいのではないか」としている。従ってここでは明らかにただ展示をなぞるだけのものではなく、多様な来館者への対応と、より深い学習の補助がHPVに期待されている。同時に、「高みに立って欲しくは決していない」、「『私がよく知っているから教えてあげる』っていうそういうスタンスは良くないと思うから、そこは注意してる」と述べているように、そこにはある種の対等性が期待されている。

さらにそうしたHPVについて「ある意味での画一的なスタイルとか、こういう風にして欲しいっていう事も、ひょっとしたら出来たのかもしれないけども、ピース・ボランティア活動の最初から、あんまりそういう事をしてきてない」、「もう十分、ボランティアの方々、それぞれのスタイルを確立してると思います」として、HPVのマニュアル的な画一性を目指す必要性は感じていない発言があった。

以上から、「情報の伝達」という限定的な表現は使われているものの、資料館側としてHPVに、マニュアルに縛られずに来館者に柔軟に配慮・対応することがかなり期待されていることがわかる³⁾。しかも、そこには「教え—教えられる」という垂直的な関係ではなく、水平的な関係性が期待されている。従って本研究の視点である「来館者への配慮」という問題意識が、運営側においても持たれていることが確認できた。

3. HPVへのインタビュー

次にHPVへのインタビュー調査に移る。

3-1. 調査の概要

はじめに予備調査として、筆者が2009年8月に資料

館を訪れた際に館内の移動解説を担当して知り合ったHPV 1名(表1のAさん)に2010年8月17日に半構造化インタビューを実施した。インタビューに先立つ事前準備として、2009年の接触時にインフォーマル・インタビューを実施、HPVの10周年活動報告『ヒロシマピース ボランティア10年誌』を読み込み、毎週1回配信される、HPV内での有志の情報交換のメールマガジンを2009年10月以降全て読んだ。予備調査での基本的な質問内容は、源氏田(2008)の被爆証言者のインタビュー研究に基づき、「なぜ伝えるのか」と「何を伝えるのか」という2点に集約される。

この予備調査での対象者を含む5名(表1;追加の4名は機縁法によりAさんに紹介して頂いた)に対し、2010年9月12~14日に半構造化インタビューを実施した。質問の中心はHPVが「何を伝えるのか」ということにあった。さらに2011年8月29日~9月2日に、同じ5人のHPVに対し2度目の半構造化インタビューを実施した。HPVが解説によって、「何を伝えるのか」、「どう伝えるのか」に関し、より具体的な解説内容を中心に質問した。インタビューは全て平和公園内で行い、時間は概ね1~2時間程度であった。全てのインタビュー内容は対象者の許可を得てICレコーダーで録音、トランスクリプトを作成した。なお、事前に調査目的・条件について書面を渡し、回答の任意性とプライバシーの保護に関して十分な説明を行った。

表1 各対象者の特徴

	HPV 歴	性別	年齢
Aさん	11年目	男	60代
Bさん	6年目	男	60代
Cさん	4年目	男	70代
Dさん	4年目	女	60代
Eさん	2年目	女	60代

(2010年調査時点)

(D、Eさんは戦後生まれ。全員被爆者ではない)

3-2. HPVは何を伝えているのか?

本研究の主題である来館者への配慮の問題に入る前に、補助的な結果として、HPVが解説で伝えている内容について、インタビューでの発言をもとに整理・分類した結果を簡単に示す。ここでの分類はインタビューを基にしたものではあるが、厳密にコーディングした結果ではないので、暫定的なものである。

ここでの手続きは以下のように進めた。事前に、根本(2010)にある被爆証言の2つの理念型(「体験者としての語り」と「平和教育としての語り」)や、源

氏田(2008)のインフォーマントとのその後の個人的会話から着想を得て、「被爆体験の継承」と「平和問題に対する意見の発信」の2つのカテゴリを設定し、これを念頭に予備調査で質問を行った。予備調査での発言から第3の分類として「客観的事実」を付け加えた⁴⁾。そして2010年の調査でこれら3分類を踏まえてインタビューを行い、データを読み込んだ。さらに2011年の調査で、この3分類について対象者にフィードバックし、その妥当性について確認を求めた。その結果、さらに「希望の提示」というカテゴリが2名から指摘された以外は特に大きな異論は出なかった⁵⁾。

以上の手続きを経て、【伝えていること】が《客観的事実》、《体験の継承》、《意見の発信》、《希望の提示》の4つに分類されるという仮説が生成された。この4分類に関連すると思われる発言をいくつか以下に抜き出してみる。

まず、《客観的事実》であるが、これを特に重視するAさんによれば、「もう別に感情も込めずに、ほんとに事実を、その代わり絶対に事実を」、「被爆体験って言うても、その、個人のね、被爆体験と、からもう、ヒロシマっていうかさ。〈筆者:全体像っていうか?〉うん、全体の被爆体験というのがあると思う」、「個人的な体験どんどん入っていったら、自分の、事実じゃないこともやっぱり、見た時の感覚?」と発言している。Aさんにとって《客観的事実》は感情・感覚・思いとは独立したものであり、個別的なものというよりは統計的に表れるような「全体像」や「データ」であり、その意味で厳密には個人的な体験談とは区別される。

次に《体験の継承》であるが、これは、先の《客観的事実》についての発言での対比からわかるように、感情・感覚・思いなど主観的なものも含めた個別的で個人的な体験の話を伝えることであると言える。これに関してDさんは「心をね、わかってもらって」と述べている。

一方《意見の発信》は、平和に関連した意見を発信することである。例えばこれを重視しているDさんは「そして一番、あの、あるのは、どういう社会にしたくて、どういう、この子達に何を言いたい、伝えたいかという、そんな思い。」と述べている。またEさんは「まあ色々こう、そういう思いを伝えられたらいいなあって。〈筆者:思い?〉思いですね。ああ、まあ、こんなに、ね、悲惨なものを、作っていいんか、っていう」と述べている。特に、資料館の設置趣旨が「原子爆弾による被害の実相をあらゆる国々の人々に伝

え、ヒロシマの心である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、広島平和記念資料館（中略）を設置する。」（広島平和記念資料館条例第1条）ということもあり、核兵器廃絶・世界恒久平和、という意見の発信は、HPVの共通認識と考えられる。

《希望の提示》について、これを指摘したAさんは「あれだけ破壊されたもんでも、これだけ復興できるんですよって言うのは、やっぱり世界にとってもものすごいメッセージだと僕は思うんよね。だから、そういう面も伝えたいなあ」と述べている。同様に指摘したCさんは（被爆した人が）「ちゃんと生活が出来る。人間として生活出来る、というの、これはもの凄いな大きな希望になるんじゃないかと思うんですよ」とも述べている。つまり、広島市の街の復興、あるいは被爆者が力強く生きていること、それらを通じて人々に希望を伝える、という側面である。

以上から、HPVの伝えていることについては、全体として、（被爆）「体験の継承」だけでなく、史実実証主義的な「客観的事実」や、平和への思い、そして破壊から立ち上がる人間や社会の力強さや希望、といった幅広いことがらが含まれている、と言える。

3-3. HPVの来館者に対する配慮

次に、HPVの来館者への配慮に関する分析に移る。ここでの分析手続きは以下の通りである。まず、「調査の概要」で説明した予備調査と、その後の2度の調査のトランスクリプト全てをデータとして、質的データ分析ソフトウェア（QDAソフト）であるMAXqdaを用いて、発言内容のコーディングを行った。コーディングに際しては、GTAに準じた方法である佐藤（2008）のQDAソフトの手引き、及び、木下（2003）の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）を参考にした。これらの方法のGTA（例えば戈木、2008）との大きな違いは、データを切片化せず、コードの重複を許容する点である。さらに、データ収集と分析を同時進行で行うGTAとは違い、全てのデータ収集後に分析を開始した点ではM-GTAに準じている⁶⁾。また、分析の際に事前に前提を置かないGTAとは違い、M-GTAに従い、分析テーマと分析焦点者を設定した。分析テーマとは、研究者の関心に従ってデータの意味の解釈、その選択的判断を行うための明確化されたテーマであり、分析焦点者とは、分析の上での視点として設定される、特定の人間の視点である。これらにより、分析に方向性を持たせるのである。ここでは、分析テーマを「HPVによる来館

者への配慮」、分析焦点者を「HPV」とした⁷⁾。その上でMAXqdaを用いて分析を行い、コードが浮上した場合、それにコードメモをつけ、適宜修正しながら内容を深めていった。コード自体も適宜修正していき、それらをまとめていった。M-GTAの用語では、下位コードから順番に「概念」、「サブ・カテゴリ」、「カテゴリ」と呼ばれる。一旦出来上がったコーディング結果を、調査対象者でもあるベテランHPVのAさんと、平和ガイドに詳しい平和心理学者1名（杉田明宏氏）にチェックを依頼した。また、杉田氏にはカテゴリについてのアドバイスも頂いた。これらを踏まえ、コーディング、および、コード名、コードメモの一部を修正して最終的な結果とした⁸⁾。簡略化した分析結果を表2に示す。

まず、来館者に対する解説の一般的な【技法】というカテゴリがある。これらは、通常、来館者の全般に対して用いられる、解説をわかりやすくする方法である。《エピソード》、《イメージ》、《テーマ》の3つのサブ・カテゴリが見出された。《エピソード》は、解説の中に被爆者の事例や、逸話、体験または具体的な出来事などをエピソードとして説明に加え、実感を湧きやすくする技法である。「心に届く」、「なるほどと思ってもらえる」という指摘もあった。自身の経験したこと、例えば直接の被爆ではないが、戦時中の経験、あるいは、被爆者との出会い、証言を聞いた経験の披露なども含む。しばしば、資料館の展示にないエピソードを付け加える形で行われる。例えばDさんは被爆孤児のパネルで、親戚の家で食事を十分与えられず、さらに親戚の子から非難されたという被爆孤児の辛い体験を語り、Eさんは、急性障害の事例として出てくる山下博子さんの展示において、山下さんがその後結婚・出産し、その子が指揮者で活躍している新聞記事を見せながら解説している。

《イメージ》は、来館者にイメージが湧きやすいように比喩や事例を織り交ぜることである。これには2つの概念がある。一つは〈物理的データのたとえ〉であり、物理的なデータの数値を理解するために比喩を用いる方法である。例えば、Aさんは原爆の火球の大きさ280メートルを資料館全体の建物よりも大きいと表現したりする。二つ目が〈実物・写真〉であり、展示資料の実物や写真などを活用してイメージを得る方法である。ビデオ・録音を用いることもある。例えばEさんは展示の被爆瓦を触るコーナーで、来館者に触るように促して解説を行っている。

《テーマ》は解説に抽象的なレベルでのテーマを持

表2 「来館者に対する配慮」のコードのまとめ

技法		解説に用いる技法・方略。一般的に来館者にわかりやすくする工夫。
イメージ	実物・写真	展示資料の実物や写真・音・映像などでイメージを得る 例)「川岸にね、そこに降りて行って、話をすることあるんです。(中略)そこで話をするんですけど、そしたら、この元安川に死体が一杯あったと」(D)
	物理的データのたとえ	数値に、来館者にイメージが湧きやすいようにたとえを織り交ぜること 例)「19トン。1トンいうたらね、普通車がおおかた1トンとってくださいいうて。普通車がね、19台分です」(B)
エピソード		逸話、体験または具体的な出来事などをエピソードとして説明に加え、実感を湧きやすくする 例)「パノラマの中じゃから、レストハウスの地下にたまたま書類取りに行った人が一人とか」(E)
テーマ		抽象的なレベルでテーマを考へて解説のプロットを作る 例)「やっぱり生命の尊さというの感じ出したいいうんかな?その、あの、展示の説明を通じてね」(B)
配慮		来館者に対する配慮。来館者の個別性や特殊性、多様性、特別の事情を尊重し、相手に合わせる、来館者の側からの働きかけに応じる、やりとりをする。
意見の差し控え		自分の個人的な意見を言うことは差し控えること、押し付けにならないようにすること 例)「オーバーになったり、その、押し付けになったり、っていうことではね、いけないとは思いますが」(D)
質問・反応に応じる		来館者からの質問や、反応に応じること、対応すること 例)「向こうから質問が出ないようなガイドはね、ああ今日は失敗したな、という感じですよ」(C)
外国人への配慮		「淡々と説明」、「復興」、「友好関係」、「役割分担」 例)「いやあ僕〜にね、4年間いたんですって、たらそれで、ぷとこう、和むわけですよ」(A)
子供への配慮	話題	子供が関心を引くような話題を出す 例)「『はだしのゲン』書かれた中澤さんが、あの、通われたところよって言ったら、子供達が目輝かす」(E)
	問いかけ	来館者に問いかけをして発言を引き出す 例)「世界地図の中に、その、ヒントが隠されている。香取さんの平和に対する思いが隠されている。なんですよ。何でしょうか、言うて」(C)
	身近な話	来館者(特に子供)にイメージしやすいような、現在の日常生活での身近な話に引きつけて説明する 例)「きょとんとして聞きよったら、ボクお父さんとお母さんと当分別れて生活しても大丈夫かいつて言うて」(B)
	役割分担	不得意なので得意な人に任せる 例)「子供の扱いにも、エクス、エクスパートが、子供に向って説明するほうが」(A)

(カッコ内アルファベットは発言者)

たせる方法である。例えばAさんは、公園の移動解説では全体としての「ストーリー」が作りにくいことを指摘したうえで、「世界の人の連帯」をそうした「ストーリー」(テーマ)の一つとして挙げている。

次に、来館者への【配慮】のカテゴリがある。これは、来館者の特殊性・多様性への対応、尊重、来館者との双方向的なやりとりや来館者の側からの影響への対応を含む。サブ・カテゴリとしては《質問・反応に応じる》、《意見の差し控え》、さらに《子供への配慮》と《外国人への配慮》が見出された。

《質問・反応に応じる》は、来館者からの質問や、反応に応じることである。質問に答える、答えようと努力をしたり、さらに解説をつなぐ、相手の熱意により解説内容を変える(特に熱心な人にだけ話す内容など;全員)こともある。意見を求められて、個人的なものと同置きしたうえで意見交換をする(Bさん)、あるいは、来館者からの質問や反応を受けて解説の仕方を工夫したり、個人的に作成しているマニュアルを変更したりすることもある(Aさん)。これに関して、Aさんは「関係ないような」質問でも「出来るだけ答

えたい」と述べ、Cさんは「一番充実感感じるのは」、「やり取りがあった時」と述べている。

《意見の差し控え》は、HPVが自分の個人的な意見を強く言うことを差し控えることである。来館者から意見を求められた時に「個人的なもの」として言うことはあるが、自分からは言わない(B、Eさん)、または押し付けにならないように(Dさん)、という発言がみられた。来館者に判断してもらおう(Cさん)ということであり、「事実」を伝えれば判断してもらえる(Eさん)、というある種の信頼も見られた。偏った意見を言って、事実を言うときでも来館者にバイアスがかかっていると疑われることは避けたい、という発言もあった(A、Bさん)。これは「事実中心」という資料館側の方針とも関係しているようである。

次に《子供への配慮》だが、これには概念として、〈身近な話〉、〈話題〉、〈問いかけ〉、〈役割分担〉の4つが見られた。〈身近な話〉は、来館者にイメージしやすいような、現在の日常生活での身近な話に引きつけて説明する方法である。特に子供の目線に合わせた説明が多く、例えば佐々木禎子さんがそれほど遠い昔

の人ではないことを説明する時に、自身が禎子さんの同じ小学校の2つ下であることを話す（Dさん）、青空学級の話で自分の学級のことを想像させる（Bさん）、などである。〈話題〉は子供の関心があるような話題を出すことで、例えば、「はだしのゲン」の作者中沢氏のことを挙げて、子供に関心を持たせることや（Eさん）、公園の移動解説で、学生相手のときは「教職員の碑」などの学校関係のところを案内する（Bさん）、などである。〈問いかけ〉は、問いかけをして発言を引き出す手法であり、特に子供に関する言及が多かった。双方向的に進める工夫か、もしくは子供の関心・自発性を引き出すためと推測される。例えば、韓国人原爆犠牲者慰霊碑の説明で、広島に韓国人の人がどれくらいいたと思うかクイズを出して回答を色々出してもらう（Dさん）、などがあった。〈役割分担〉は解説ではないが、子供は得意な人に任せる、という方針である。

最後に《外国人への配慮》であるが、実際に外国人に向けた解説を行っている人物が対象者中2名のみで、以下の配慮は友好関係についてのものを除いて一名によって報告されたものでしかなく、バリエーションがないためこの結果は暫定的である。基本的に、自分達が非難されているという外国人（特にアメリカ人）の警戒心を和らげる配慮が見出された。感情を出さず、中立でフェアな立場から事実を伝え（淡々と説明）、援助提供や交流、寄贈、植樹、自身の海外経験など国家間の友好関係を示唆する話題を話し（友好関係）、復興の話で和ませる（復興）。この他、外国人に対して役割分担をして担当する旨の発言もあった（役割分担）。

以上から、HPVが来館者に対して、何がしかの配慮をしている様子が見えてきた。

4. 考察

以上の結果をもとに、図式化を試みた（文末の図を参照）。まず、【伝えていること】として、暫定的に、《客観的事実》、《体験の継承》、《意見の発信》、《希望の提示》があり、それらを伝えるときに、《エピソード》、《イメージ》、《テーマ》という来館者にわかりやすく伝える【技法】を用いつつ、《質問・反応に応じる》、《意見の差し控え》、《子供への配慮》、《外国人への配慮》など、来館者の多様性、独自性を尊重し、来館者からのフィードバックに対応したり、双方向的に進めたりする【配慮】をしている、という解説の様子が見えてきた。従って、館長（当時）がインタビューにおいて

HPVに期待していたように、HPVは来館者に対して、何らかの形で対応しており、それは一般的に工夫をすることで、何とか展示をわかりやすいものにしようという努力であることもあるが、来館者の多様性や個性に対して配慮し、相手の反応や質問に応じていることもあることがわかった。

では、こうしたHPVの解説実践は、理論的にどのように解釈でき、そこにどのような課題が存在するのだろうか。このことを検討するために、より広い理論的文脈に位置づけ、今後の展望を得たい。まずは教育心理学的な観点から、佐伯（1993）の「学びのドーナツ論」を参照する。

佐伯（1993）によれば、学習は「I」、「YOU」、「THEY」の3つの世界を「学びを広げていく際にくぐり抜け、かかわっていくプロセス」として説明できる。「<納得がいく>学び」のためには、まず「人とは違う」自分流に「わかろうとする」、「Iの世界」をくぐる。しかし、「他者に心を開き」、「もっと深い納得をもとめて、対話する」ことも必要である。そのために、自分の「こだわり」を「肯定してくれる」人、あるいは、それほど理解せずとも「つきあってくれる」人が、「視点を変えて」、「『自分（わたし=I）の世界』を安心して『外から見る』ことができる」ことを保障する必要がある。これが「YOUの世界」である。だが、この「YOU」は同時に「外側の世界」、「ホンモノ」である「THEYの世界」を背負わなければならない。そして、「I」と「YOU」が出会う「第一接面」（親しみやすく、わかりやすい側面）、「YOU」と「THEY」が出会う「第二接面」（現実社会とかかわりを持つ側面）のありようが難しい。第一接面ばかり重視すると、「仲間意識の強化ばかりに気をとられて、『さらに外側へ向かう目』が育たなくなる」。第二接面を強調しすぎると「話は『立派』で『ごもっとも』だが、自分とはカンケイナイこととして子どもは逃げる」。

この「ドーナツ論」に当てはめてHPVの活動を考えてみる。まず「YOU」のHPVと、「I」の来館者との出会う「第一接面」では、【技法】と【配慮】により、HPVが来館者に「つきあい」、「肯定する」。これが来館者に「『ごもっとも』だが、自分とはカンケイナイ」とされることを防ぐことになる。こうした配慮を、HPVが来館者との間に「相互的・水平的関係」（杉田、2006b）を築く努力と捉え、そこに杉田（2006b）の言う、対等で真に平和学習的な関係での学びを見出すこともできる。しかしそれが行き過ぎると、来館者の「外側へ向かう目」が育たなくなる理論的な可能性

が、佐伯の議論から浮上する。つまり【伝えていること】に関連すると思われる「第二界面」の問題である⁹⁾。これと関連して、あるHPVは、「相手の人に合わせて解説するっていう」ことに「あんまり反論はしないんだけど」、「自分のね、言いたい事あるはずなんよ」と発言をしていた。つまり、「言いたい事」と来館者への配慮との、一種のジレンマである。HPVは両者のバランスを探らなくてはならない(文末図中【A】)。

しかし、学習者(I)が「外側の世界」と交流を持つために、道案内役(YOU)は「外側の」真正な文化的実践のコミュニティ¹⁰⁾を背負うべき、との佐伯の議論を適用するなら、これはHPVが「個人的に言いたいこと」の問題に止まらない。上記のバランスは、「ホンモノ」を背負ったHPVが、それを踏まえて「言いたいこと」と、「来館者に合わせること」のバランスの問題であるかもしれない。従って、実はHPVが「ホンモノ」を背負わなければ、それが真に望ましい学習のためのバランスかは保証されない可能性もある。しかし佐伯の議論は、抽象的な説明の道具である感は否めず、HPVにとって「ホンモノ」や「コミュニティ」とは何か、という点は不明である。そこで次に、資料館や長崎原爆資料館の展示に関する議論を参考に、「戦争体験の継承」の問題を考えてみたい。

深谷(2008)は、長崎の原爆資料館の展示に複数の「コード」(ある意図に従った展示の文脈に乗せるため、第三者が資料に付与する「意味づけ」)が含まれることを見出した。それは大別すると、解説展示の歴史・科学的説明と、共感・残酷さなど感情を喚起する提示的展示(写真や遺品など)による被害の痕跡に分けられる。続いて深谷(2009)は、記憶の継承の2側面として、記憶から規範的価値を取り出して思想化・再構成することで継承する側面と、非言語的・身体的に実感される「生のままの記憶」の側面を指摘し、両者の両立の難しさを踏まえ、「継承」の内実を問うべきとした。

以上から、「戦争体験の継承」には、「歴史・科学的説明／規範的価値」の側面と、「身体的実感／感情／体験」の側面があり、先の佐伯の議論での「ホンモノ」は、主に前者に関連すると考えられる。さらに、村上(2009)は、平和教育への伝統的教育学のアプローチでは、「平和教育はいかにあるべきか」という規範的教育理念に基づき、よりよい実践を検討する、としているが、上記の「歴史・科学的説明と規範的価値」の側面とは、こうした教育的な面と重なる部分が大きい。HPVの活動する資料館は、「核廃絶」、「恒久平和」の

理念を掲げ、「被爆の実相」の普及のためにより良い実践を目指しているという意味で、こうした規範的・教育的な「継承」と重なる。従って、HPVが背負うべき「ホンモノ」の一つはこうした「歴史・科学的説明と規範的価値」の側面であると言える。

しかし、その議論からこぼれ落ちた重要な側面として「身体的実感・感情・体験」の側面があり、これをもう一つの「事実」と考えることができる。この「こぼれ落ちる」記憶の問題を「フレーム」の問題として捉えなおしたい。Naono(2005)は、1994年の資料館リニューアル時の日本の「加害」展示をめぐる論争を題材とし、右派の主張する戦時中の日本の「被害」の強調も、左派の主張する日本の「加害」の強調も、いずれもnationalistのフレームを相対化できていないと批判している。そして、記憶のnationalなフレームを流動化させ、「ヒロシマの心」が国境を越えたものになる可能性を広げるべきと主張した。つまり、記憶の継承は特定のフレームに基づいており、時にこうしたフレームを破壊しなければ、そこから「事実」がこぼれ落ちる。先の平和教育の「理念」や「規範的価値」、あるいは資料館展示の「コード」も、こうしたフレームの一つと考えることもできる。HPVや来館者など個人にも、個別の「フレーム」(または「スキーマ」)が想定できる。

こうした「フレーム」に対し、記憶の「体験」の側面を取り上げることで、それを破壊・変容させる可能性がある。例えば、Naono(2005)は元「従軍慰安婦」の証言のインパクトを指摘している。他方、HPVの中にはこうした側面を「継承」しようとする動きもあり、複数のHPVからの発言で、記憶の「体験」の側面に、来館者と展示との間を埋める役割(「つなぎ」、「身近に感じる」)が期待されていた(【技法】の〈エピソード〉)。

従って、HPV全体としては「戦争体験の継承」の2つの側面が混在しているが、必ずしも深谷(2009)の指摘するような背反するものではなく、一部に融合が見られた。しかし、やはり「体験」の側面は戦争体験者の持ち味である。「気持ち」や「暑さ、寒さ、音、臭い、ひもじさ」など感情・感覚的な理解の難しさ、体験者の「説得力」、「オリジナルな言葉」による重み、を指摘するHPVもいた。他方、「平和教育」の側面は非体験者の持ち味と言うことができ、HPVの一人は、科学的説明と伝え方、そして被爆者の「苦しみ」の総合力でHPVの自負がある、と発言していた。また、別のHPVが、「体験の伝承」ではない、「平和の継承」

活動としてHPVを位置付けていたように、規範的なメッセージ性を付け加えることもできる。

こうした「継承」のために、非体験者としてのHPVの行っている活動と工夫について、自己研鑽と解説の両面からまとめると、まず、自己研鑽では、歴史的・科学的情報の収集がある。読書、講演会参加、資料館の情報資料室や学芸員の活用、HPV間での情報交換・勉強会、フィールドワークなどである。同時に、記憶の「体験」の側面の継承として、映像や手記、講演などで被爆証言に触れる、被爆者との出会い・交流などがある。特にこの側面で、「向き合う」、「思いを分かろうとする」という真摯な姿勢が見られた。一方、解説では、被爆者・死者の立場に立つ、「自分だったら」と想像し、被害を人に置き換える、という工夫や、「偏っている」と疑われぬよう意見を控えるという工夫が見られた。こうした活動に、先の「フレーム」についての議論を援用するならば、常に自身の「フレーム」を自覚し（心理学で言う「メタ認知」（認知する自分への認知：丸野、2008））、これを問い続ける姿勢が重要であろう。知識を吸収し、解説を組み立てる際には「事実」の選択と編集が行われるが、この際、自分がどのような「フレーム」に従っているのか意識・反省することで「継承」の内実を問うことができる。そうした不断の努力がHPVを「THEY」の代弁者たらしめるであろう。

この点で、来館者からの様々なフィードバックが、HPVを成長させていた。質問されて自身の知識不足を自覚し勉強する、反応の悪さから説明方法・内容を改善する、解説への感謝でモチベーションを向上させる、などである。また、来館者とのHPV活動外の交流による、平和意識の高まり、「伝える」活動の広がりも見られた。これらを通じて、HPVの知識・技能が向上し、個々に個性的で味のあるスタイルを発達させ、同時に平和意識（「ヒロシマの心」）や「伝える」意識が強化されている様子がうかがえた。すなわち、来館者とのフィードバック・ループによるHPVの自己制御（外部からのフィードバックとリンクした自分自身のコントロール：Carver & Scheier, 1998）が行われており、その発達の経路の多様性から、これを教育心理学で言う「自己制御学習」（学習者自身で決定・コントロールされる学習：上淵、2004参照）の一種と捉えることが可能である。そして、以上のような「フレームの問い直し」と「自己制御学習」のプロセスをたどることが、HPVの発達の一つの望ましいあり方と想定される（上淵、2008も参照）。

ここで、本研究の課題を述べる。本研究はあくまで5名のHPVからの聞き取り調査を基にしているに過ぎず、その意味で今回の分析結果はあくまで仮説生成でしかない、という限界がある。また、【技法】、【配慮】のいくつかの方法については、その一般性、有効性の確認も必要かもしれない。実際に解説の現場で来館者の納得や学習意欲の創出につながるのか、他のHPVも用いているのか、について今回の結果から一般化し過ぎることは厳に慎むべきであろう。また、【伝えること】の分析が不十分で、これと【配慮】、【技法】との想定される関係性については検討を行えなかった。

以上のような問題点・課題を踏まえつつ、本研究の意義を考えると、HPVが「どう」伝えているのかに関して、来館者に対するある種の教育的配慮（【技法】、【配慮】）およびその具体的方法について、HPV自身の視点から明らかにし、そこからHPVの活動の課題について理論的な示唆をした点にある。そして過剰な一般化を恐れずに言うと、「ホンモノ」を背負おうと不断の努力をしつつ、来館者に「配慮・対応」する、というこの課題は、他の平和ガイドにも共有される部分があるかもしれない。現場の知恵と工夫が試されているのかもしれない。

【参考文献】

- 上淵寿 2008「メタ認知の働きで自己制御学習が変わる」『現代のエスプリ』497号, pp49-58 至文堂
- 上淵寿 2004「自己制御学習」『動機づけ研究の最前線』上淵寿編著 pp108-125 北大路書房
- 大城牧子 2001「『沖縄戦を学ぶ』から『思いを伝える』へ」『歴史地理教育』第619号 pp16-18 歴史教育者協議会
- 北村毅 2006「〈戦争〉と〈平和〉の語られ方—〈平和ガイド〉による沖縄戦の語りを事例として—」『人間学研究』第19巻第2号 pp55-73 早稲田大学人間科学学術院
- 木下康仁 2003『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』弘文堂
- 源氏田憲一 2008「ある被爆者の原爆体験と証言活動—その思想的営為—」『戦争と民衆 戦争体験を問い直す』三谷孝編 pp122-137 旬報社
- 古賀徳子 2005「わたしと『平和の文化』」『根と柢』54号
- 戈木クレイグヒル滋子 2006『グラウンデッド・セオリー・アプローチ』新曜社
- 佐伯胖 1993「人間をとりもどす教育」『教室にやってきた未来』佐伯胖・佐藤学・菊宿俊文・NHK取材班著 pp128-

155 日本放送出版協会

佐藤郁也 2008 『実践質的データ分析入門 QDAソフトを活用する』新曜社

下鴨哲朗 2006 『平和は「退屈」ですか—元ひめゆり学徒と若者たちの500日』岩波書店

菅靖子 2011 「ミュージアムと展示」『パフォーマンス研究のキーワード—批判的カルチュラル・スタディーズ入門』高橋雄一郎・鈴木健編 pp174-205 世界思想社

杉田明宏 2006a 「沖縄・平和ガイドの平和心理学的考察」『心理科学』第26巻第2号 pp30-47 心理科学研究会

2006b 「平和を学ぶ営みへのチャレンジ—沖縄戦の継承活動から考える—」『人間と教育』第52号 pp32-39 旬報社

高嶋伸欣 2001 「琉球大学生平和ガイドとともに歩んで」『歴史地理教育』第619号 pp22-23 歴史教育者協議会

富永佐登美 2012 「非体験者による被爆をめぐる語りの課題と可能性—平和案内人の実践を手がかりに」『文化環境研究』第6巻 pp16-25 長崎大学

富永佐登美・葉柳和則 2010 「非体験者にとっての継承活動の現状—長崎元平和案内人への聞き取りからの考察—」『長崎大学総合環境研究』第12巻第1号 pp29-40 長崎大学

根本雅也 2010 「原爆を語ること、平和を訴えること」『平和と和解の思想をたずねて』足羽與志子・濱谷正晴・吉田裕編著 pp65-88 大月書店

広島平和記念資料館ヒロシマピース ボランティア 2009 『ヒロシマピース ボランティア10年誌』有文社

深谷直弘 2008 「原爆体験を継承していくための展示とは何か：長崎原爆資料館の一考察」『法政大学大学院紀要』第61号 pp97-107 法政大学大学院

2009 「被爆の記憶の継承とその困難—長崎原爆資料館の展示戦略・実践の考察」『法政大学大学院紀要』第63号 pp135-142 法政大学大学院

福西加代子 2011 「ミュージアム展示をめぐる人びと—広島県呉市・大和ミュージアムを事例に—」『コンタクト・ゾーンの人文学 Material Culture/物質文化』田中雅一・稲葉讓編 pp38-58 晃洋書房

2012 「戦争と平和を語り継ぐ—立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドの実践を事例に—」『立命館平和研究』第13号 pp29-41 立命館大学国際平和ミュージアム

丸野俊一(編) 2008 『【内なる目】としてのメタ認知 現代のエスプリ』497号 至文堂

箕浦康子 2009 『フィールドワークの技法と実際Ⅱ 分析・解釈編』ミネルヴァ書房

村上登司文 2009 『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術

出版会

Carver, C.S., & Scheier, M.F. 1998 On the self-regulation of behavior. Cambridge University Press.

Naono, A. 2005 "Hiroshima" as a contested memorial site; Analysis of making of a new exhibit at the Hiroshima Peace Museum. Hiroshima Journal of International Studies, 11, 229-244.

(付記) 調査にご協力頂いた方々、分析にご協力頂いたお二方に、心より感謝いたします。

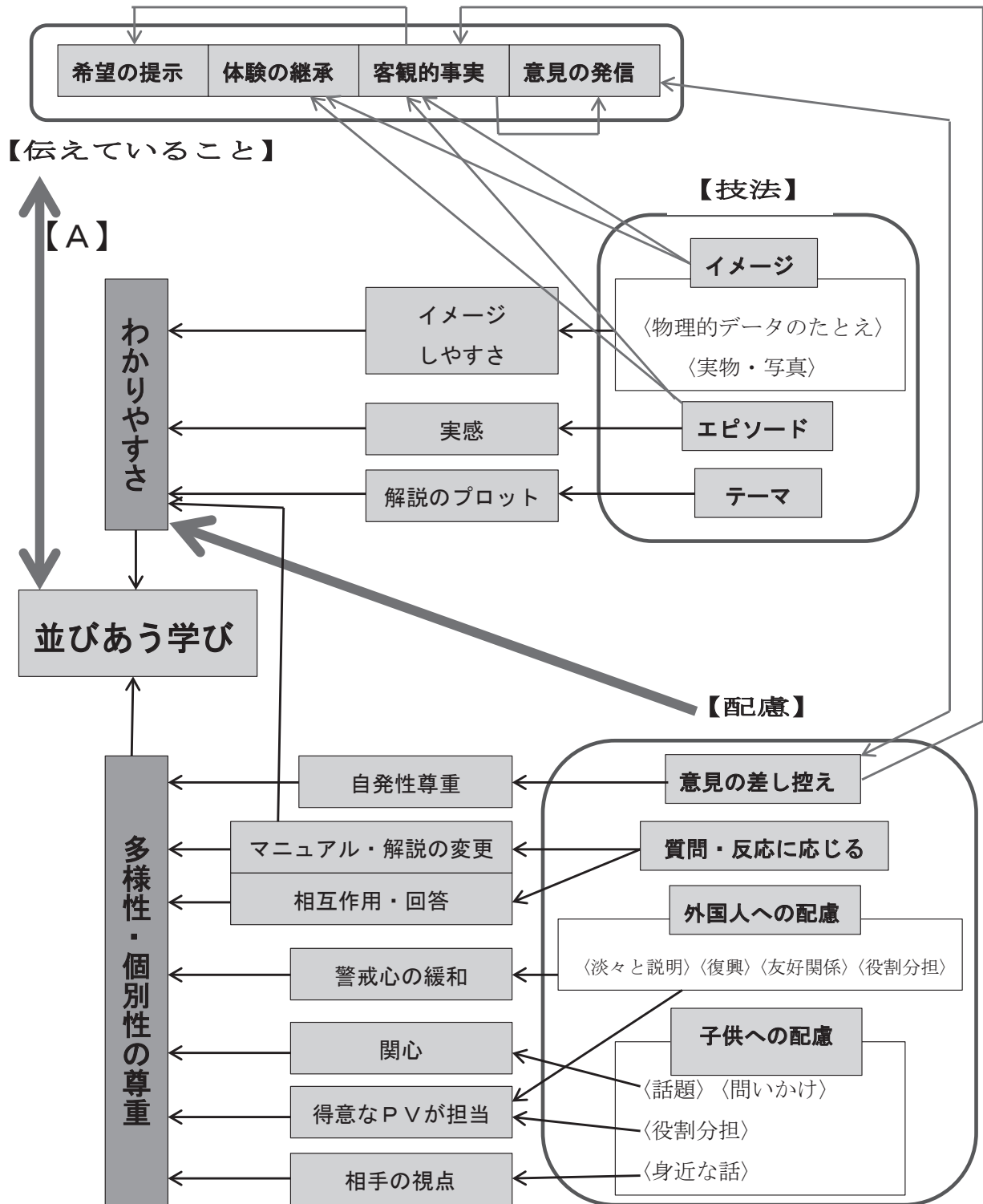


図 HPVの解説の図式

【注】

- 1) GTAとは、「データに密着した分析から独自の説明概念をつくって」、「統合的に構成された説明力にすぐれた」グラウンデッド・セオリー（木下, 2003）の構築を目指して実施される質的分析法である。しかし本研究の考察部分では、箕浦（2009）のガイドに従い、佐伯（1993）などの理論により、質的調査の結果の理解を助け、より広い理論的文脈に位置付けている。
- 2) 資料館より入手した2013年11月23日現在のデータでは、HPVに占める被爆体験者の人数は41名、被爆2世の人数は34名である（共に自己申告）。
- 3) 実際には資料館が参考資料として、館内解説のマニュアルを用意はしている。しかし配属当初の新人時代は別として、HPVが資料館のマニュアルのまま解説を行うことはあまりないようである（表1のA、B、Eさんより発言）。
- 4) 「客観的事実」と「体験の継承」の区別に気づかせてくれたのは、Aさんによる「ヒロシマとしての記憶」（＝客観的事実）と「個人としての記憶」（＝個別の被爆体験）は違う、という発言であった。
- 5) ここでは省略しているが、その後、さらに10名のHPV（被爆者3名、若手（30代）3名含む）を確認をしたところ、やはりほぼこの4分類であるとの回答を得た。
- 6) QDAソフトを用いた分析はデータ収集後に行ったが、実際には、2年のデータ収集期間中、集まったデータをトランスクリプト化した紙媒体に対して手作業での予備的分析（佐藤, 2008）は逐次実施している。
- 7) 厳密に言えば、ここでの「来館者への配慮」というテーマは事前に持っていたものというより、注6）の手作業での予備的分析のなかから浮上してきたものである。先の館長（当時）へのインタビューはその後に実施されたものであり、そこで「配慮」の問題が「来館者の多様性への対応」という問題と結びつけられた。
- 8) チェックは以下のように実施した。コードと、コードを割り振った部分の文のセットの一覧表に、コードの説明を添付し、コーディングが妥当かの判断を依頼した。妥当でない場合、該当すると思う他のコードを割り当ててもらった。その結果、全219ヶ所のコーディング結果のうち、妥当でないと判断されたものはAさん12ヶ所（5.48%）、杉田氏8ヶ所（3.65%）、双方とも妥当でないと判断したものが2ヶ所（0.91%）、少なくとも片方が妥当でないと判断したものが18ヶ所（8.22%）であった。双方とも妥当でないと判断したものは、該当するとされたコードが両氏で一致していたため、そのコードへ振り替え、それ以外については指摘を参考に筆者がコーディングをやり直した。また、杉田氏より他のものと区別がつきにくいと指摘を受けたサブカテ

ゴリと概念について、《ストーリー》としていたもの《テーマ》に〈関心〉としていたものを〈話題〉に名前を変え、説明に若干の修正を行った。加えて、《イメージ》〈身近な話〉と《子供への配慮》〈子供目線〉という2つの概念の文例がほぼ重なっていたため、これを《子供への配慮》〈身近な話〉へ統合した。

- 9) 佐伯（1993）では第一接面の後に第二接面が来る、という時間差が想定されているが、ここでは両者がHPVの解説中に混在していると想定する。
- 10) ここでの「コミュニティ」は地理的なものには限定されない。

紛争転換の方法 SABONA の学校教育における一実践

—より良い関係性を構築するための取り組み

室井美稚子

(清泉女学院大学人間学部教授)

はじめに

Peaceには平和と平穏のみならず友好関係の意味がある。学校教育の場ではいじめだけでなく体罰も絶えず、社会ではヘイトスピーチが後をたたず、子供も大人もPeacefulな友好関係を模索しながらも抜け道が見いだせない昨今である。目の前にあるこれらの暴力的な状態を少しでも打開するのに何か方策がないかと求める人は多いだろうし、特に教育関係者にとっては焦眉の急と言えよう。

ここに紹介するのは、「平和学の祖」と呼ばれるヨハン・ガルトゥングによって考案された『SABONA』または『SABONA (サボナ) マット教育』(「SABONAの会」命名)である。SABONAは南アフリカのズールー語でI see you. つまり、「私はあなたを見守っています」を意味する同博士のTranscend Approachを下敷きにしてわかりやすく編まれた紛争転換(problem solvingではなくconflict transformation)のための手法である。ガルトゥングの50年以上に渡る世界のミディエーター・調停者としての手法が凝縮されており、特に若者を対象としていると言えよう。

筆者はトランセンド研究会に属しており、2009年度から2011年度までの3年間、科研(萌芽研究)でこの生まれたての方法を研究する機会を得て、オスローにて日本におけるファシリテーションと書籍を翻訳する許諾をガルトゥングより得た。また、2010年の「SABONAの会準備会」を経て、仲間と共に2011年から「SABONAの会」の世話人の一人である。本会はその普及と日本的なアプローチの開発を目指して活動しているが、グループとしては主に大阪府下の小学校や高校などで先生方を対象としたワークショップを行い普及に努めている。しかしながら、本稿は筆者が住んでいる長野県における個人による高校生や大学生に向けて行った講演やワークショップの実践報告である。

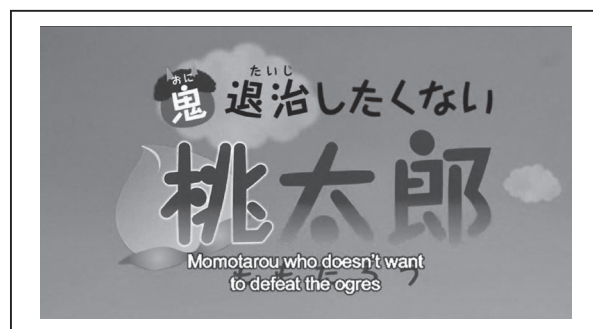
1. ワークショップの展開

高校生や大学生に対して5年間で行った講演やワークショップは年間平均2~7回くらいであるが、2012年8月には地元紙(信濃毎日新聞)にも紹介され、小学校や高校からの依頼は少しではあるが増えている。また、高部優子氏によって制作された『鬼退治したくない桃太郎』(2012年2月)など2本の短編アニメ(英語・中国語・韓国語・スペイン語・日本語字幕付き)を活用することによって、耳慣れない平和学やSABONAの概念が飛躍的にわかりやすくなったことが大いに役立っている。

学校の先生方へのワークショップとは異なり、与えられる時間は授業の1コマか長くて2コマであり多様な生徒たちであるので参加型の部分は最小限しか入れられず説明するだけのこともあるが、以下にその一般的なアプローチを紹介する。

①「平和学」「平和の文化」って?

まず、学生・生徒に自分たちの知っている「桃太郎」のお話を思い起こさせてからアニメ『鬼退治したくない桃太郎』をいきなり見せる。通常は時間がないので話し合わないが、参加者が知らない者同士の場合は自己紹介をかねて話しあってもらう。このアニメ(約10分)は、鬼を退治するのではなくて話し合いの場をもって理解し合い、最後には互いに助け合う構成で、作者の言いたいことについてペアやグループで考えさせる。小学校から大学まで、また台湾(オリジナルの桃



太郎の話はモモタロウの名で普及していることを発見)の大学生にも試みたが、例外なく意図をすぐに感じ取ってくれた。

また展開として、翌週などに時間がとれれば、自分たちが子供の頃から馴染んでいる物語を見直して平和的にリメイクさせるワークは大変に興味深いストーリーを生む。短期留学してきた台湾の高雄の大学生グループのひとつは、『三匹の子ブタ』の話を選んで競争的ではなく、より良い住居を造るための助け合いの実験とするストーリーに変えて、「平和の文化」の意味を理解してくれたことが伝わった。残念ながら、たいいてい場合はワンショットなのでこの展開は望めないのが辛いところであるが、いずれは段階的なシラバスを作成していきたい。

平和的な発想を求めて学ぶことが平和学であり、「平和の文化」とはこのような発想の延長線上に花開く文化である点をわかってもらいたいと考えている。

②ケンカしているとき何から話したらいいかな？

それでは、コンフリクトがあること、ケンカをすることは悪いことであろうか。否である。ケンカをすることはあってはいけない悪いことではなく、極めて自然な人間の営みである点を強調する必要がある。コンフリクト・もめ事・ケンカの存在を認めて、問題を顕在化させて「明るい未来」を共に探ってこそ、将来よりよい状態を創り出せる可能性が生じるからである。

どんな順で話し合えばいいの

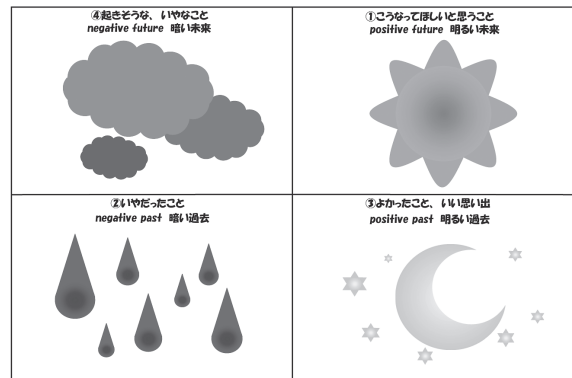
暗い未来	明るい未来
○	○
暗い過去	明るい過去
○	○

Personal なコンフリクト

Social なコンフリクト

ワークシート (ア)

ここで4つの象限のイラストを見せる。まだ順番を表す数字が入っていないものをまず見せて、相手が大変怒っている時、「明るいpositive」もしくは「暗いnegative」と「未来future」もしくは「過去past」の組み合わせのうち、どれから話せばよいかを考えさせる。ワークシート (ア) を用意して各自で予想させる場合もある。



ワークシート (イ)

ガルトウングの推奨は、ワークシート (イ) (本稿ではコンセプトが想起しやすいように、実際に教室で使用するための学生によるイラスト入りシートを掲載)にある順番であるが、ここで導入の初期の頃は誤解を招くことが多かった。相手が相当怒っているから、まず「明るい未来」のことから話さないと対話のテーブルについてもらえないからここから始めるのであるが、最後が「暗い未来」で終わることに違和感が出がだされることが多い。また4番目が最後という捉え方にどうしてもなってしまうことがあった。ファシリテーターが、何回もこのマットまたはシート上を行き来するとの説明を十分に行わずに、「暗い未来」にならないように「これからどうすればよいか」を考えることが肝要である点の押さえが足りなかった。

つまり、必ずしもこの順に動く必要はなく、大切なのは関係性が悪いときに忘れがちな「明るい過去」を思い出す点もある。相手に対する怒りで心が占められると良かった過去が消えたかのようにになってしまう。ここにこの4つを意識化するポイントがある。ある小学校でワークショップをしての女子の感想に「今友だちとケンカしているけれど、今晚寝るときに楽しかったことを思い出そうと思いました」というコメントをもらった。コンフリクトにある友だちとの関係が好転してくれることを祈りたい。

注意したいのは、この「4つのどこから話したらいいか」に焦点を当てすぎると単なる話す順番のスキルと捉えられてしまい、SABONAの全体のコンセプト

が矮小化されてしまうことである。ワークにじっくりと時間がかけれないので、誤解が生じやすい。この4つの象限の動きは、誰が、または誰と誰が行うかについてもしっかりと説明しなければならない。時にはこの4つを当事者一人で、またはメディアーター（学校では多くの場合は教員）と当事者が2人で、その後納得できれば当事者同士で、この4つの象限をあちこち動き回り「明るい未来」を創るにはどうすれば良いかを互いに話し合うのである。とにかく、順番にこだわることなく、「暗い過去」をしっかり互いに明瞭にしながらかも「明るい過去」にも目を向けて、この先におこってしまうかも知れない「暗い未来」ではなく、こうあって欲しい「明るい未来」にする術を考えるのである。この術については具体的に③で扱う。

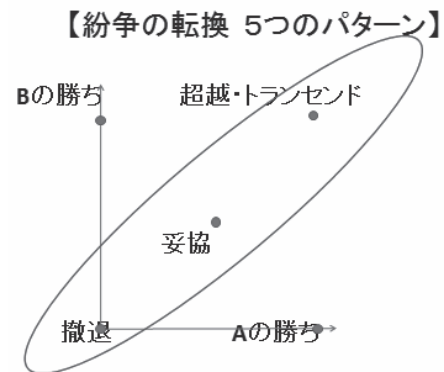
余談であるが、ガルトゥングは日本における問題は「コンフリクトが存在すること自体を認めたくない」風土にあるのではないかと指摘した。まさしくその通りで、この点をうまく整理して納得する形で提示することがメディアーターには求められる点に独特の難しさである。

このワーク（ワークシート〈ア〉の後半を使用）としては高校生や大学生には、個人的な問題だけでなく、社会的な問題の2本立てで考えさせたい。これはコンフリクトをマイクロ・メゾとマクロ・メガの4段階に分ける発想から来ているが、SABONAがどの段階のコンフリクトにも応用できることを示したいことと、生徒や学生に社会的な目を養って欲しいからでもある。社会問題のワークのテーマ設定を求めると近年はエネルギー問題が出されることが多く関心の高さが伺える。

③「ぶっ飛びの発想」とは何？

「暗い未来」ではなく「明るい未来」を創る術については、定番のオレンジのワークを行う。1つのオレンジを2人が欲しい場合、どのように分けるか・シェアするか、を問うのである。たいてい半分ずつにする方法（妥協）がこと細かく提案され、それと前後してジュースにするとかマーマレードにするなどの意見が出される。中には争わないであげる（いずれかの勝ち）とかお母さんが隠すとか当面の争いを回避する意見（撤退）も出てくる。じゃんけんで決めるもよく出る案（いずれかの勝ち）であるが、そこではそれぞれの必要度は問題にされていない。とにかくどんどん出してもらおうことが大切で、多くの人間がいると多様な意見が出ることを実感してもらいつつ、オレンジを温泉

に浮かべて香りをシェアするなどの例を挙げ、より創造的な答え（超越・トランセンド）を引き出す。筆者の経験では大人の方が発想が煮詰まり、若者の方が面白く「ぶっ飛びの発想」（Transcend超越の室井によるワークのための訳語）が出てくることが多い。例えば、そのオレンジの種を植えて増やして云々という具合である。このような発想は、図にすると下記のようなになる。これをSABONAの元のアプローチであるトランセンド・アプローチでは超越点（Transcend）と呼んで、意識的に創造力を高めないとなかなか出てこない発想であるのでトレーニングが必要であると考えられる。例えば、このオレンジが島だと考えるとどうだろう。どのようにすれば、暴力によらない創造的な発想で複数の国家間で平和的に有効活用ができるであろうか。



これらの5点のコンセプトをアニメ『HAPPYになる5つの方法』（約7分）では実にわかりやすく教えてくれるので、各点を説明してから上映するのが最近の講演やワークショップの着地点としている。アニメの設定は小学校で、上演する劇を決めようとしている子供たちの学級会の様子である。それぞれ違う物語を演じたい2つのグループがあり、なかなか合意を得られない。どちらも譲らない中、もう止めようという意見や半分ずつ上演しようという意見まで出てくる。さて、どう解決するか。「ぶっ飛びの発想」Transcendはあるのか。それぞれの劇のテーマを生かした新たな劇を自分たちで創ることが提案されるのである。

コンフリクトが劇で何をするかといったような事ではなく、友だちとのケンカの場合はその内容に応じてプロジェクト的な活動を行うことも推奨される。時には撤退してしばらくは冷却期間をおくことも同様に有効な方法ではあるが、本当の解決とはならない場合が多いようであることも言い添える。また、何よりコンフリクトの原因を分析することも大切であり、

SABONAの7つのツール（後述）についても若干触れるが時間の制限で、十分に説明しきれないのが辛いところである。



3. ワークショップの反応

以上のような①②③のプロセスでSABONAを授業の1コマか2コマで児童・生徒・学生に伝えている。もっとじっくりと説明したり、ワークを行って定着を図りたいが、与えられた時間内で最大限に伝えるにはアニメの存在が今では不可欠である。

平和の文化を推進するような絵本の必要性、つまり子供の頃から異なる相手と出会ったときに退治しようとするのではない発想力に触れること、また単なる問題解決ではない創造的なコンフリクトの転換の仕方を身につけること、そして自分もみんなもハッピーになれる世の中を創る推進力になること、これらの大切さをSABONAを通じて伝えたいと講演やワークショップを行ってきた。

以下に、2013年に行った参加型の講演に対する長野県内の高校2年生のコメントを掲載する。短時間でもこれだけの理解と関心を得られるなら、平和学についてもっと体系的に学んでもらえれば、どれほどの効果があるだろうかと考えずにはいられない。

- ・平和学入門というタイトルで、難しそうだと思っていたけどお話がおもしろくて、平和について柔軟に考えられた。アニメが分かりやすかった。
- ・“自分、自分”じゃなくて、“相手”はどんなことを思っているのかを考えていくことで、世界平和、人と人とが繋がりがあえること、繋がりがあうことを考えていくのが大切だなと思いました。じゃあ考えられる人になるにはどうしていけばいいか、吸収していけるようになりたいです。
- ・今も色々な争いや問題があるということは、分

ちあはず、そして分かり合えていないのだと思います。国と国との問題も、こうやってなくなるというなと思いました。

- ・今日、この講演を聴いて、もし領土問題などあったら、やっぱり難しいかなと思いました。でもクラスとかだったら、話し合いとかで解決できるのかなと思いました。
- ・私も部活やクラスで話し合いをする場面が多くあるので、今日のこの講演や内容はとても興味を持ってました。自分と違う意見の人が敵というわけではなく、お互いに納得できる意見を出すことが大切だと思いました。
- ・放棄するのは簡単だからさ、みんなで考えよう。

4. SABONAの7つのツールの概略

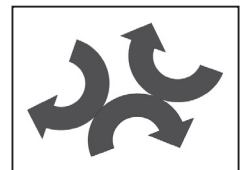
SABONAは日本では、わかりやすくするために「SABONAマット教育」とネーミングすることがある。それはノルウェーなどでは人が乗れるような大きさのマット（約150cm四方）で前出の「4つの象限の図」と「紛争転換の5つの点」をマットの裏表に配しているからである。それに実際に乗るのである。

日本の「SABONAの会」では、この国での教室環境（クラスの人数）や人々のメンタリティー（大勢の前であまり心情や意見を言いたがらない）を勘案して、ペアやグループでの練習のワークに重点を置いた結果、A3版のラミネート用紙上で各人の駒を動かして少人数で話すか、ワークシートに先ず書くこととした。

いずれにせよ短い講演やワークショップでは、SABONA (Transcend University Press) の「7つのツール」のうち、この2つが強調されてしまいスキルの捉えられるのは残念である。ここでは7つのコンセプトを簡潔に紹介すると共に、ワークショップでの触れ方を併記する。

1) コンフリクトの定義—相容れない対立

SABONAではコンフリクトを相容れない対立と捉えるが、相容れないのは当事者どうしではなく、あくまでも相容れない目標として考える。

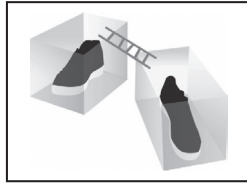


また、3つの別々の方向の図から類推できるように当事者は2人とは限らない点をおさえさせたい意図がある。教員のためのワークショップでは、この当事者の1人がしばしば教員であることも指摘することは重

要である。

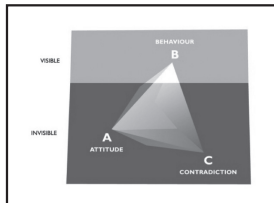
II) 2つの視点：手段—目的

二足の靴は、手段と目的を表している。人はゴールを達成するためにいろいろな手段を用いるが、時には子どもたちは悪しき手段によって正当な目的を達成しようとするときがある。誤ってとった手段にばかり目をやらないで、目的を考慮する必要性を示している。靴が箱に入っているのは、外からはわかりにくく、その発見には周りの努力が要することを暗示している。



III) ABCの三角形の3つのコーナー

暴力的な現れは氷山の一角であることを表すABCの三角形の頂点は、Attitude（態度）Behavior（行動）Conflict（矛盾、目的の不一致）を示して、それぞれを離しておくことによって、手段と目的の区別をより視覚的にするための図表ある。これに応じる基本ツールは「共感」することにある。

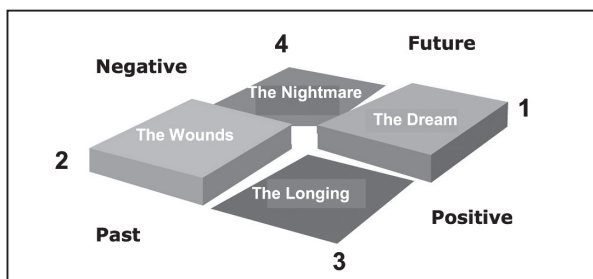


この図はワークではむしろ、表出したコンフリクトを支えている文化的もしくは構造的な問題を探る必要性を述べている。

IV) マットの4つのフィールド

日本ではSABONAマットと呼んでいるソーティングマットは、当事者を明瞭にして、目的と手段を明確にしなが、コンフリクト・もめ事・ケンカをマッピングする働きをする。

それぞれの象限は、もの事のとらえ方であり、ゴールはその4つ全てを考えることにある。これを行うためには高い成熟度が求められるが、教員だけでなく生徒・学生たち自身が自ら行えるようになることが究極

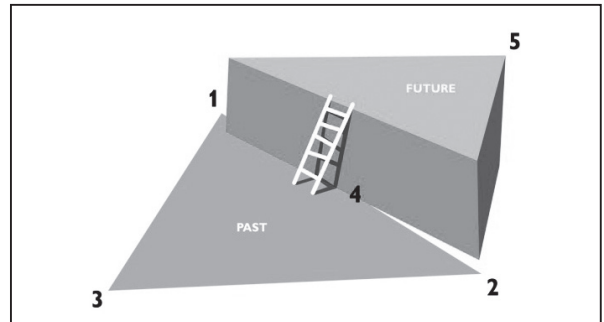


の願いである。

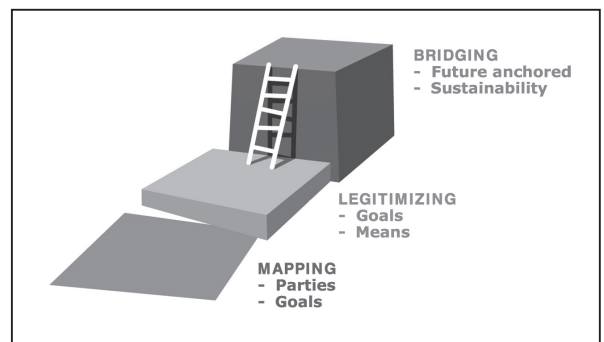
V) 5つのコンフリクトの結果

上述③の5つの結果は、「異なるタイプの解決策への具体的なアイデアを提供し、その過程で出てくる新たな提案を分類し、分析することに貢献」するとしている。関係する当事者みんなに、「正当なゴールを提供する新しい現実」を生み出すのである。トランセンド・アプローチの対話による創造的な解決法を意識化することが大切である。

ここで、面白いと思うのはノルウェーで積極的にSABONAを実践している小学校では、これらの概念を習得し応用の仕方を学んだ生徒には『5点パズルの探偵』の称号とTシャツをプレゼントし、年少の生徒を支援する仕組みにしていることである。幼稚園も出来たそうで是非、見学したいものである。



VI) 解決のはしご



3つの各段は、マッピング・正当性・ブリッジングを表す。はしごの存在によって、そこに努力が必要であることを示唆しているようだ。「正当なゴールがはっきりすれば、当事者はゴールとゴールの間に橋をかけ、それを実行可能な未来のビジョンに固定することができる。創造性と対話は必要不可欠のものであり、すべての当事者にとって正当性のある未来のゴールを創造するものだ。」とあり、この解決のはしごは、トランセンド（超越）「ぶっ飛びの点」の中心にあって「紛争解決のための実用的なツールであり、思考モデルあ

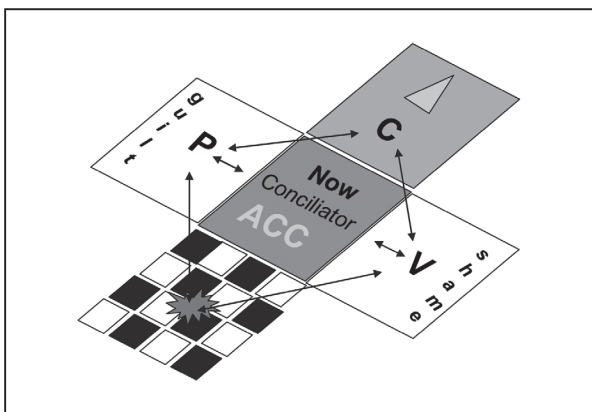
るいはマニュアルでもあり、人間関係に強力な能力を伝えるものでもある。」ので、児童生徒たちがその概念を内在化できるまでは、このツールを使うことは有益である。「生徒たちがトレーニングを受けて経験を積むにしたがって、コンフリクトが起こった場で、自分たちでこの方法を使って考え始める」ことを目指している。しかし、短時間のワークショップでは内在化の必要性を強調するにとどまり、定着を図るまでに至っていない。

Ⅶ) 和解のクロス

7番目のツールの「和解のクロス」はもっとも扱いが難しい。本稿では基本的な考えだけをSABONAより以下に部分的に転載する。

- 一人の当事者がすべての罪を背負っていることはめったにない
- 主観性 — 加害者と犠牲者は状況を異なる視点から見ている
- 誤解は生じるものである
- 対話をソートすることで、生きる力を向上できる
- 和解とは、傷をふさぎ、癒し、繋がった人として前に進むことである

SABONAの発想が我々に内在化されれば、自然と前述の考えは感得されると思われる。そして、「ごめん」「いいよ」という表面的な謝罪ではなく、何かを一緒にやる「ジョイントプロジェクト」の大切さをガルトゥングは説いている。これは最初、不可能のように思われるがクラス運営に日々知恵を絞られてきた先生方にとっては案外に経験のあることではないかとも考えられる。「ジョイントプロジェクト」という言葉を使わなくても、職業的カンで、いろいろな共同の取り組みを行っているケースが多い。ただ、「ジョイントプロジェクト」と意識化することが助けになるであろう。



過去からの絡んだ結び目をほぐし、それに加えて新たに共有しうる明るい未来を創りだすためである。この7つ目のコンセプトは、総合的にSABONAの理解を促すツールであると共にトランセンド理論の集大成であると言えよう。

おわりに

ガルトゥングは「コンフリクトの対処法は、実際の交通状況の中で運転を習得することと似ている。もしみんなが、自分がどのように行動する可能性があるか、あるいはするべきかを全く考えないで、高性能の車を猛スピードで運転していて、車同士が鉢合わせしたときにどうするべきかを習っていないとしたら、、、と想像してみると解かるだろう。」と述べ「良い規則としっかりした訓練をつんでいけば、道路上のたくさんの車に十分なスペースが保てて、人々は概ね自分の行きたいところに着ける。たとえ名助手がいたとしても衝突は起こるかも知れないが、なんらかの対応技能があることによる安心感が得られることの方が大きい。従って、『相容れない対立』を扱うための規則が必要である」としており、その方法がこのSABONAである。

これは初等教育だけでなく、中等・高等教育や成人教育の段階でも、導入されることは大変有益であると考え、授業や講演やワークショップを通じて普及を目指してきた。トランセンド・アプローチ自体を含めると10年以上に渡ってささやかに試みてきたが、SABONAと銘打たれ、またアニメの登場をもっていっそう理解しやすく、参加型のワークショップが歓迎される時代を迎えて、より感得しやすい環境が整ってきた。推進母体の「SABONAの会」としても、外からの考えをそのまま導入するのではなく、日本の風土にあった方法も模索してきている。

何とかもっと広く学校教育の場で、一人ひとりのコミュニケーション能力の向上と平行して、グループやクラスとして（ひいてはグローバルな市民として）、和をもってより豊かに生きる術を身につけられるSABONAのトレーニングを段階的に学ぶことができる時間が設けられる日が来ることを切に願う。

【引用文献・参考文献】

Galtung, Johan (2012) *A theory of Conflict - Overcoming Direct Violence* Transcend University Press : Barsel

- Galtung, Johan & SABONA Core Group (2011) *SABONA- Searching for Conflict Solutions learning Solving Conflicts* : Oslo
- Galtung, Johan (2010) *A theory of Peace-Building Direct-Structural-Cultural Peace* Transcend University Press : Barsel
- Galtung, Johan and Jacobsen, Carl. G (2000) *Searching for Peace* Pluto Press : London
- Galtung, Johan (1996) *Peace by Peaceful Means* SAGE : London
- 君島東彦編 (2009) 『平和を学ぶ人のために』 京都：世界思想社
- 高部優子他 (2012) 『みんながHAPPYになる方法』 東京：平和文化
- 日本平和学会編 (2012) 『平和を再定義する』 東京：早稲田大学出版部
- 長谷邦彦他 (2010) 『SABONAマット教育ガイドブック』 京都：「SABONAの会」準備会・「京都YWCAほーぼのぼの会」
- 長谷邦彦他 (2012) 『SABONAマット教育ガイドブック（改訂版）』 京都：「SABONAの会」
- 室井美稚子 (2011) 『コンフリクト転換のためのSABONAの日本における導入一準備段階』 長野：「清泉女学院大学人間学部研究紀要」第8号
- メリーウイン・アシュフォード (2008) 『平和へのアクション101+2』 京都：かもがわ出版
- ヨハン・ガルトゥング (2003) 『平和を創る発想術』 東京：岩波書店
- ヨハン・ガルトゥング (2003) 『ガルトゥング平和学理論』 京都：法律文化社

SUMMARY

Constitutional Law Theory Challenges Nuclear Weapons:
Revisiting the Reconstruction of American Constitutionalism

URATA, Kenji
Professor Emeritus, Waseda University

This article confirmed the significance of what Professor Arthur S. Miller asserted in his essay entitled “Nuclear Weapons and Constitutional Law” (1982). First, the implication of American constitutionalism in the nuclear age is that nuclear war and the use of nuclear weapons are per se illegal. Second, the purposes of the preamble of the US Constitution point in only one direction: the illegality of nuclear weapons.

This article also confirmed that Miller’s essay interpreted the relevant clauses of the US Constitution on nuclear weapons to mean that Congress cannot delegate, tacitly or expressly, its war-making power to the President, that Congress cannot neglect to exercise delegated power to punish offenses against “the law of nations,” that the President must faithfully execute, pursuant to Article II of the Constitution, international law as a part of the corpus of laws, and that due process of law does have a third dimension, in addition to its procedural and substantive aspects, that places affirmative duties upon the federal government.

This article then examines the content of the constitutional argument made by Miller and other three scholars: Aviam Soifer, who wrote “Protecting Posterity,” Milner S. Ball, author of “Nuclear War: The End of Law,” and Stanley C. Brubaker, who wrote “The Frail Constitution of Good Intentions.” According to this article, one of the significant points of this argument is the first one, which was made in the US more than 37 years after the bombings of Hiroshima and Nagasaki.

SUMMARY

Possibility of Cooperation of the Peace Studies Association of Japan and Museums for Peace

ANZAI, Ikuro
Honorary Director, Kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University

The author was requested by the Peace Studies Association of Japan (PSAJ) to give a keynote report on the possibility of cooperation between PSAJ and museums for peace in the conference held at Meiji Gakuin University on November 9, 2013. The present paper is fundamentally based on the report given there. The author first describes the definition of “peace museums” and “museums for peace” by introducing historical discussions in the International Network of Museums for Peace (INMP), and raises a question of the function of peace museums for empowering visitors for actively mobilizing themselves for peace creation. Then the paper sketches the present worldwide situation of museums for peace by referring three organizations of museums for peace, i.e. INMP, Association of Japanese Museums for Peace, and Japanese Citizens’ Network of Museums for Peace. The author finally deals with three different functions of museums for peace in connection with research, education and movement, and expresses his expectations for the development of future cooperation between PSAJ and museums for peace.

SUMMARY

Approach of the Adult and Community Education on practice of the Museum for Peace:
Repositioning practice of the Museum for Peace rooted in learning of inhabitants

KURIYAMA, Kiwamu

Part-time lecturer, Waseda University,

ACHIRA, Yohei

Graduate student, Hokkaido University

HIDAKA, Shoko

Researcher, Shiga Peace Museum

We have already many studies of the Museum for Peace, but no one arranged the framework to analyze the practice until now. In this paper, we grasp terminus ad quem of the current Study of the Museum for Peace by finding the framework of practice analysis from a precedent study. Based on these findings, we pay attention to the learning contents of the learner to catch the practice of Museum for Peace from the case of practices at Oka Masaharu Memorial Nagasaki Peace Museum. This attention is the characteristic viewpoint of Adult and Community Education.

When we catch these practices to be the educational practices of inhabitants who are staring at the Asia-Pacific War from Korean atomic-bomb survivors, we can precipitate grounds of the practice of Museum for Peace of the learner. These practices became to make learning to create the solidarities of people who live in the East Asia because Oka Member had a continuity to date along their problem interest.

Based on this case, we find the fact that "The Forum" idea, terminus ad quem of the Study of Museum for Peace, cannot meet the grounds of practice of the Museum for Peace, but seen from the framework of practice analysis of "Public-oriented and Self-governed Museum", we can get the grounds for peace.

SUMMARY

Peace Education implemented in Ritsumeikan Keisho

YAMAGUCHI, Taichi

Teacher, Ritsumeikan Keisho junior and senior High School

In 2013, people really have an appreciation of peace in Japan.

However we need to change the curriculum of the peace education.

Our school also agrees with this concept and put in practice.

The reality of the peace education is called in questioned because of the dissociation of the curriculum from practice.

In this monograph, the issues have been reported are summarized.

SUMMARY

On “secondary traumatization” in peace/history education programs:
The present situation and the exploration of ways toward more trauma-sensitive peace education
at the Kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University

MURAMOTO, Kuniko

Professor, Ritsumeikan University Graduate School of Science for Human Services

HAGA, Junko

Assistant Manager, Kyoto Museum for World Peace, Ritsumeikan University

“Secondary traumatization” caused by being indirectly exposed to traumatic scene is a theme to be taken seriously in peace education. Questionnaire researches were administered to students and teachers for assessing the present situation on this problem, and then workshops for peace educators were held to explore ways of dealing with it.

Questionnaires to those junior high school students of the third grade who visited the museum one year ago failed to show the reality of “secondary traumatization”. The questionnaire to teachers revealed cases of it, though a few, bothering peace educators.

More than a half of participants in the workshop, by expressing and sharing their own emerging feelings and reenacting their interactions with students in peace education, realized the necessity of emotional care that has been sometimes missed in peace education to date and felt what they learned there might be applied to their practice.

One of few studies on developmentally appropriate peace education identified four different levels concerning the quality of working through the Holocaust and suggests the necessity of educational strategy including allotting ample time for preparation before and digestion after workshop, dealing with the youngsters’ emotional and existential bewilderment, and neither neglecting nor scolding their defiance.

In the authors’ view, it is possible to avoid students’ “secondary traumatization” and to facilitate their insights by making them express and share what they experienced in peace education. The link with findings in experiential approaches in psychology will improve peace education, making it more trauma-sensitive.

SUMMARY

Peace educational practice of peace guides: A case study of Hiroshima Peace Volunteers

GENJIDA, Kenichi

Part-time lecturer, Jissen Women's University

Previous research about peace guides has grave concerns over “transference of the Wartime memories”. But in this article I dare to focus on the other aspect, that is, consideration of peace guides for the listeners, and report the results of the interviews to some members of Hiroshima Peace Volunteers (HPV), the peace guides doing guide activities at Hiroshima Peace Memorial Museum and Peace Memorial Park, located in “ground-zero” of the Hiroshima atomic-bomb blast. The main findings are: 1) the topics of HPV's guide can be categorized into 4 groups (1. objective facts, 2. Wartime experiences, 3. opinions about peace-related matters, and 4. hopes), and 2) the HPV talked about a many kinds of considerations for the listeners, some may be called “care”, and others may be called “techniques”. I discussed the meaning and the problems of these considerations from the peace-educational (Sugita, 2006b) and educational-psychological (the “doughnut theory” of learning; Saiki, 1993) point of view, and also reintroducing the concerns over “transference of the Wartime memories” to this discussion.

SUMMARY

A Practice of Implementing SABONA in Senior High Schools and Colleges

MUROI, Michiko

Professor, Department of Human Studies, Seisen Jogakuin College

This paper reports on the practice of SABONA in some secondary and tertiary schools in Nagano Prefecture over the past few years. SABONA is a method of conflict transformation specialized for children. It is based on the Transcend Approach created by Dr. Johan Galtung, who is widely respected as the father of peace studies.

SABONA Japan has introduced this methodology in order to solve and transcend daily conflicts among children as well as adults. Since it was created in the Western society, where people tend to say things straight and out loud, we are trying to find an approach that can adjust to Japanese people's mentality as well as class sizes in schools. The author has been giving workshops and lectures to high school and college students.

Even though insufficient time is allotted by the schools, with the help of two videos showing SABONA concepts, a lot of positive feedback from students was collected. This fact indicates that if this method is introduced more systematically, class culture will turn to be a “Culture of Peace” from a “Culture of Violence,” where many cases of bullying or physical punishment take place.

For SABONA to function effectively there are seven tools that mediators have to acknowledge and follow. It is advisable for teachers, who often take the role of mediators in schools, to understand all of the concepts before putting it into practice. Therefore, teacher training as well as student training is necessary. To handle conflicts peacefully, SABONA offers an effective approach.

編集後記

2013年度も、国際平和ミュージアムは多岐にわたる活動を行ってまいりました。

2013年は学徒出陣から70年の年でした。大学という教育の場が、国家を補完する装置として、多くの若い学生たちを戦場に送り出し、戦争の加害に加担した責任は決して忘れられてはならないものです。大学教育に関わる人間の一人として、そのことを深く自覚したいと思います。

国際平和ミュージアムでは、8月の土曜講座で学徒として戦場に送られた岩井忠熊名誉教授、芝田徳造名誉教授にご講演をいただき、多くの聴衆に戦争体験の「語り」を行なっていただきました。語り継がれなくてはならないもの、忘れられてはならないものを多くの貴重な資料とともに伝えてゆく平和博物館としての使命を新たに感じた年でもありました。

現在、安倍首相の靖国参拝をはじめ、東アジアの緊張を高める行動に世界から懸念が寄せられています。このようなときこそ、過去の加害責任を誠実に直視し、協調的な未来を創りだす努力が必要です。2014年度も、国際平和ミュージアムの展示活動にご注目ください。

編集委員長（国際平和ミュージアム副館長） 加國尚志

投稿へのお誘い

- 立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—では、以下にあげるような、広義の平和に関する研究論文又は学術実践報告の投稿を求めます。
 - ・平和に関する学術研究
 - ・平和に関する教育実践報告
 - ・博物館活動
 - ・博学連携
- 種類と分量
掲載記事の種類と分量は、下記のとおりとし、編集委員会で決定、または承認されたものとしします。
フォーマットは40字×30行とします。

①論文	12,000字～40,000字
②資料紹介	4,000字～20,000字
③研究ノート	4,000字～16,000字
④書評	4,000字～ 8,000字
⑤調査・研究	4,000字～20,000字
⑥実践報告	4,000字～20,000字
⑦研究展望	4,000字～12,000字
⑧時評・コラム	4,000字～ 6,000字
- 言語
原則として日本語、横書き、テキスト形式によるもの。
英文の原稿については、事前に編集委員会にご相談ください。
- スケジュール
7月第1土曜日…原稿応募申込締切り
以下の情報をファックス又は郵送（ファックス書面又は封筒に朱書きで「立命館平和研究」応募と明記すること）
 - ①論文の題名（仮題でも可）、②種類、③日本語要旨、④分量

↓

9月末日…原稿締切り

※受取方法：郵送のみ。封筒に朱書きで「立命館平和研究原稿在中」と明記すること。

※提出物：完成原稿と日本語要旨（200字程度）と英語タイトルと英語要旨（250字程度）を印刷とデジタルデータで提出。

↓

3月上旬…刊行（予定）
- 投稿原稿については、編集委員会が審議し、掲載、一部書き直し、返却（掲載不可）などの結果を原稿締切り後3ヶ月以内に投稿者に連絡します。
- 二重投稿はお断りします。
- 論文に画像を掲載するなど、著作権許諾が必要な記事については投稿者が責任を持って許諾を得ること。
- 備考
原稿料はお出ししません。
掲載原稿1編につき、本誌5部、抜刷りを30部進呈します。
- 原稿提出先・お問合せ先
立命館大学国際平和ミュージアム
立命館平和研究編集委員会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL：075-465-8151 FAX：075-465-7899

立命館平和研究

—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—

第15号

発行日 2014年3月7日
編集・発行 立命館大学国際平和ミュージアム
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
電話 075-465-8151
FAX 075-465-7899
印刷 (株)NPCコーポレーション

©立命館大学国際平和ミュージアム